# 参考資料

- 1 開催要綱
- 2 検討経緯
- 3 関連資料

#### 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」開催要綱

#### 1 背景・目的

平成15年12月、地上デジタルテレビジョン放送が開始され、地上、衛星、ケーブルのいずれの分野においても放送のデジタル化が進展しつつある。

こうした中、今後、デジタル化された放送インフラの高度利活用や高度化する情報 通信ネットワークとの連携による新しいサービスの展開、ユビキタスな放送利用環境 の充実及びデジタル環境下における放送番組等のコンテンツ利活用等が円滑に進展し、 デジタル化を通じて放送が国民生活の利便性等の向上、活力ある経済社会の構築、新 たな文化の創造等に大きく寄与することが期待されている。

本研究会は、このような環境の中で、デジタル放送への円滑な移行と多様な国民視聴者のニーズ等に的確に応えうる放送の発展に向けた放送政策に関する調査研究を行い、今後の放送政策の策定に資することを目的とする。

#### 2 検討項目

- (1) デジタル化の進展と新しい放送サービスの展開
- (2) デジタル放送時代の公共放送
- (3) デジタル時代における放送コンテンツ
- (4) その他

#### 3 構成員

別紙のとおり。

#### 4 期間

平成16年7月27日(火)に第1回会合を開催し、平成18年6月を目途に取りまとめを行う。

#### 5 運営

- (1) 本研究会は情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会の構成員の互選により決めることとする。
- (4) 座長は、本研究会を召集し、主宰する。
- (5) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (7) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) その他、研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

#### 6 その他

本会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

#### 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」構成員名簿

いとう すすむ 伊 東 晋 東京理科大学理工学部教授

くまべ のりお 隈 部 紀 生 前早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員教授

前順天堂大学スポーツ健康科学部教授

西村ときわ法律事務所パートナー弁護士

こづか そういちろう

篠原

武 井

のむら

小 塚 荘一郎 上智大学法学部教授

しおの ひろし 座長 塩 野 宏 東京大学名誉教授

俊 行

一 浩

あつこ

しのはら としゆき

たけい かずひろ

にいみいくふみ

新 美 育 文 明治大学法科大学院教授

野 村 敦 子 株式会社日本総合研究所主任研究員

はせべ やすお 長谷部 恭 男 東京大学法学部教授

はとり みつとし 座長代理 羽 鳥 光 俊 中央大学理工学部教授

> はまだ じゅんいち 濱 田 純 一 東京大学理事(副学長)・大学院情報学環教授

ふなだ まさゆき 舟 田 正 之 立教大学法学部教授

やました はるこ 山 下 東 子 明海大学経済学部教授

(敬称略・五十音順)

### 検 討 経 緯

	開催日	議題	ヒア	<b>ク</b> リング対象者等
第1回	平成 16 年 7月 27 日	放送の現状		
		情報通信審議会報告		
第2回	9月16日	技術の動向①	<ul><li>・メーカー</li><li>・通信事業者</li></ul>	・(株)ソニー ・N T T グループ ・(株) K D D I
第3回	10月4日	技術の動向②	・メーカー ・放送事業者 関係	・松下電器(株) ・「サーバーP」
(	10 月 4 日	デジタル化への取組と課題①	・放送事業者 関係(地上 系)	・日本放送協会 ・(社) 日本民間放送連盟
第 4 回	10月20日	デジタル化への取組と課題②	・放送事業者 関係 (衛星・ ケーブル等)	・(株)スカイパーフェクト・ コミュニケーションズ ・(社)ケーブルテレビ連盟
第5回	11 月 4 日	デジタル化への取組と課題③	・コンテンツ 関係	<ul><li>・(株)電通</li><li>・(株)博報堂DYメディアパートナーズ</li><li>・(社)日本新聞協会</li><li>・メディア・プロデューサー高城 剛 氏</li></ul>
第6回	11 月 16 日	視聴者・利用者の動向等		・主婦連合会 ・[祭] GIFU 百人衆 ・社会福祉法人プロップ・ス ・一ション ・三鷹市教育センター ・札幌市 ・北九州市 ・株式会社ビデオリサーチ
第7回	12月7日	諸外国の動向 論点整理①		・隈部構成員 ・野村構成員
第8回	12月21日	論点整理②		
第9回	平成 17 年 1 月 25 日	デジタル化への取組と課題④	・地域の番組 制作者	・NHK水戸放送局 ・北日本放送(株)
第 10 回	4月7日	WGにおける検討状況① 放送分野における外資の間接 支配規制に関する検討状況に ついて		• 三菱総合研究所
第 11 回	6月3日	WGにおける検討状況②		
第12回	7月29日	中間取りまとめについて		

	開催日	議題	ヒア	'リング対象者等
第13回	10月7日	今後の取り運び(案)について マスメディア集中排除原則を 巡る最近の動向について		
第 14 回	11月10日	マスメディア集中排除原則について	・放送事業者 関係 (衛星・ FM等)	・(社)日本民間放送連盟 ・(株)ビーエスフジ ・(社)衛星放送協会 ・日本コミュニティ放送協会 ・(株)エフエム東京 ・(株)JーWAVE
第 15 回	11 月 25 日	持株会社について マスメディア集中排除原則に ついて		• 武井構成員
第 16 回	12月2日	海外調査報告について マスメディア集中排除原則に ついて		・小塚構成員 ・長谷部構成員
第 17 回	12月9日	持株会社について マスメディア集中排除原則に ついて	・放送事業者 関係 ・放送事業者 関係(ローカ ル局)	・(社)日本民間放送連盟 ・朝日放送(株) ・北日本放送(株)
第 18 回	12月16日	サーバー型放送・ワンセグに ついて マスメディア集中排除原則・ 持株会社について	・放送事業者 関係	・(社)日本民間放送連盟 ・日本放送協会
第 19 回	平成 18 年 2 月 8 日	マスメディア集中排除原則等について		
第 20 回	2月24日	マスメディア集中排除原則等について		
第 21 回	3月8日	マスメディア集中排除原則等について		
第 22 回	3月24日	マスメディア集中排除原則等について		
第 23 回	5月30日	マスメディア集中排除原則等 について		
第 24 回	7月11日	取りまとめ(案)について		
第 25 回	9月12日	取りまとめ(案)に対する意 見募集結果について		
第 26 回	10月5日	意見募集で提出された意見及 びそれに対する研究会の考え 方(案)について 最終報告(案)について		

## 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」 関連資料

平成18年10月5日

## 目次

### I 放送を取り巻く環境

我が国の放送メディアの進展・・・・・・・・・・	•	•		5
放送メディアの市場規模・・・・・・・・・・・		•		6
放送メディアの営業収益の推移・・・・・・・・		•		7
衛星放送事業者の概要・・・・・・・・・・・・		•		8
現在のBSデジタル(テレビ)の				
委託放送事業者の概要・・・・・・・・・・・・		•		S
ケーブルテレビ事業者の概要・・・・・・・・	•	•	1	C
ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状・・	•	•	1	1
トリプルプレイサービスの現状・・・・・・・	•	•	1	2
地上系一般放送事業者の概要・・・・・・・・・	•	•	1	3
一般放送事業者(地上系)の収支状況・・・・・・		•	1	4
地上テレビジョン放送のデジタル化の意義・・・・	•	•	1	5
地上テレビジョン放送のデジタル化の状況・・・・	•	•	1	6
デジタル放送受信機の普及状況・・・・・・・・	•	•	1	7
電気通信役務利用放送法の概要・・・・・・・・	•	•	1	8
IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態	態	•	1	S
多チャンネル化の状況・・・・・・・・・・・	•	•	2	C
ブロードバンド契約数の推移・・・・・・・・・	•	•	2	1
ブロードバンドによる映像配信サービスの概要・・	•	•	2	2
諸外国における映像配信サービスの動向・・・・・	•	•	2	3
我が国・諸外国の携帯向け映像配信サービスの動向	•	•	2	4
各メディアの特性・・・・・・・・・・・・・・		•	2	5
テレビジョン放送を取り巻く市場の概況・・・・・		•	2	6

広台	5放送と	有料放	送	に	関	す	る	日	米	市	場	比	較	•	•	•	•	•	•	2	7
広台	ら 市場の	推移・	将	来	試	算	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	8
米国	国のイン	ターネ	ツ	١,	広	告	収	入	の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
放記	送の許認	可制度	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	0
番約	且編集の	基準・	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•			3	1

### Ⅱ マスメディア集中排除原則の基本的考え方

マスメディア集中排除原則の概要・・・・・・・・33
民放の番組制作の状況・・・・・・・・・・3 5
放送対象地域・・・・・・・・・・・・・・3 6
マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯・・・37
15年改正(BSデジタル放送に係る緩和)に係る
適用状況・・・・・・・・・・・・・・・・3 8
16年改正(ローカル局相互間の緩和等)に係る
適用状況・・・・・・・・・・・・・・・・3 9
16年改正の概要(隣接地域の出資比率緩和関係)・・4(
マスメディア集中排除原則の違反事例の概要・・・・・4
支配の基準の概要・・・・・・・・・・・42
放送事業者の筆頭株主の議決権比率の分布・・・・・4つ
会社法等における子会社等・・・・・・・・・44
中波放送・超短波放送に係る
マスメディア集中排除原則の概要・・・・・・・4 5

## 目次

テ	レビ	ジ	3	ン	放	送	•	中	波	放	送	兼	営	社	の	概	要	•	•	•	•	•	•	4	6
中	波放	送	ځ	超	短	波	放	送	の	比	較		•	•	•	•	•			•	•	•	•	4	7
い	わゆ	る	Γ	Ξ	事	業	支	配	J	の	禁	止		•	•	•	•			•	•	•	•	4	8
諸	外国	の	放	送	分	野	に	関	す	る	規	制	の	概	要	•	•			•	•	•	•	4	9
諸	外国	の	マ	ス	メ	デ	1	ア	集	中	排	除	原	則	の	概	要			•	•	•	•	5	0
地	上波	1=	係	る	地	域	所	有	規	制	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	5	1
地	上波	1=	係	る	全	玉	所	有	規	制	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	5	2
衛	星放	送	に	係	る	所	有	規	制		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	5	3
新	聞と	の	ク		ス	所	有	規	制	の	概	要	•	•	•	•	•			•	•	•	•	5	4
Γ	支配	.]	等	の	基	準		•	•		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	5	5
違	反の	場	合	の	扱	い		•	•		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	5	6
変	更把	握	の	手	段	等		•	•		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	5	7
地	域性	の	確	保	•			•	•		•			•	•	•	•			•	•	•	•	5	9
外	部制	作	番	組	に	係	る	規	律		•			•	•	•	•			•	•	•	•	6	0
米	国に	お	け	る	所	有	規	制	(	上	限	の	基	準	)	の	変	遷		•	•	•	•	6	1
所	有規	制	に	係	る	最	近	の	動	向			•		•	•			•	•	•	•	•	6	2
視	聴可	能	世	帯	数	_	日	本	ع	米	玉					•								6	3

### Ⅲ 放送持株会社を活用した民法経営の在り方

いわ	かめ	1 7	祀	样:	<del>持</del>	休	云	红	L	(U)	押	祭	(	Н	9	)	U)	熌	安	•	•	•	6	t
独占	禁止	法	第	9	条	に	基	づ	<	業	態	別	届	出	状	況	•	•	•	•	•	•	6	6
銀行	持株	会:	社	等	に	対	す	る	規	制	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
銀行	法に	お	け	る	銀	行	持	株	会	社	•	子	会	社	(	銀	行	)	に					
係る	規律	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	8
航空																								
持株	会社	の !	定	義	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	C
放送	局に	対	す	る	外	資	規	制	の	在	IJ	方	の	見	直	し	•	•	•	•	•	•	7	1
放送	持株	会:	社(	の:	形	態	の	1	メ	_	ジ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	2
諸外																								
放送	番組	審	議	機	関	•	放	送	番	組	の	保	存	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	4

### IV 衛星放送に係る規律の在り方

我が国の衛星放送に関する制度・・・・・・・・7
衛星放送関係のマスメディア集中排除原則・・・・・7
衛星放送の現況・・・・・・・・・・・・フ
有料放送及び無料放送のチャンネル数・・・・・・8
CSデジタル放送の高度化のイメージ・・・・・・8
CSデジタル放送の新方式の概要・・・・・・・8
我が国におけるBS放送・CS放送の区分・・・・・8

## 目次

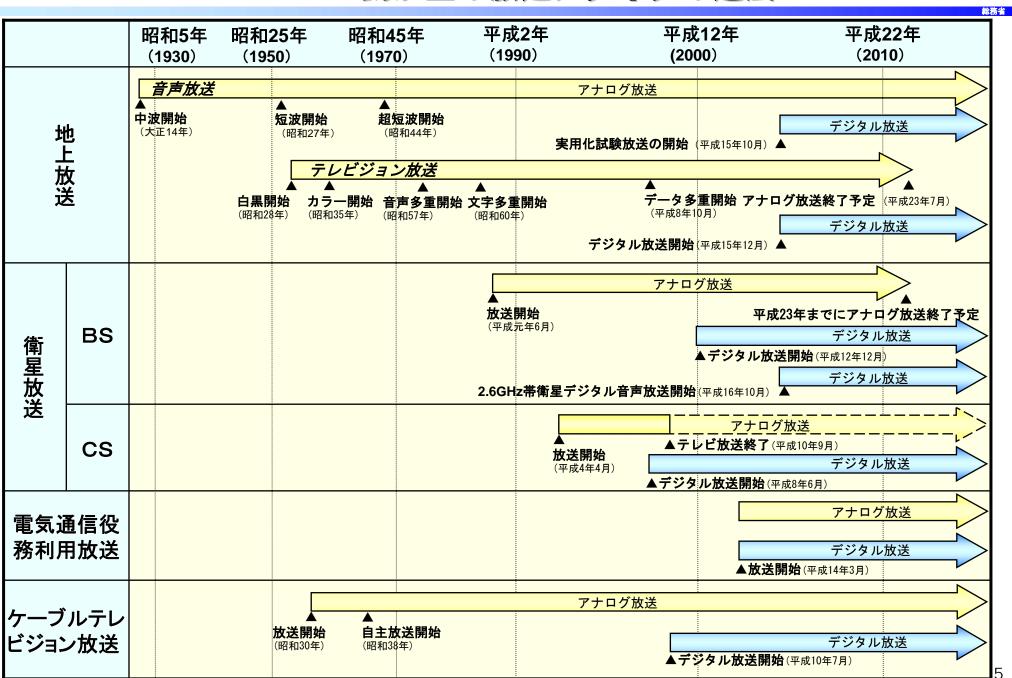
東	経	1	1	0	度	С	S	の	左	旋	円	偏	波	^	の											
電	気	通	信	役	務	利	用	放	送	法	の	適	用	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	8	4
С	S	デ	ジ	タ	ル	放	送	プ	ラ	ツ	۲	フ	オ	_	ム	サ	_	ビ	ス	の	変	遷	•	•	8	5
主	な	プ	ラ	ツ	۲	フ	オ	_	厶	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	6
衛	星	放	送	に	関	す	る	プ	ラ	ツ	۲	フ	才	_	ム	業	務	に	係	る						
ガ	1	ド	ラ	1	ン	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	7
日	米	英	に	お	け	る	衛	星	放	送	の	制	度	及	び	事	業	構	造		•	•	•	•	8	8
欧	州	に	お	け	る	プ	ラ	ツ	۲	フ	オ	_	ム	規	制	の	概	要	•	•	•	•	•	•	8	9
英	玉	の	プ	ラ	ツ	۲	フ	オ	_	ム	規	制	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	0
С	S	プ	ラ	ツ	۲	フ	オ	_	厶	関	係	の	制	度	改	正	の	1	ኦ	_	ジ	•	•	•	9	1
В	S	デ	ジ	タ	ル	局	の	経	営	状	況	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	2
В	S	放	送	に	使	用	し	て	い	る	衛	星	ځ	チ	ヤ	ン	ネ	ル	状	況	•	•	•	•	9	3
В	S	放	送	の	チ	ヤ	ン	ネ	ル	_	覧	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	9	4
В	S	ア	ナ		グ	放	送	終	了	後	の	3	チ	ヤ	ン	ネ	ル	及	び							
新	4	チ	ヤ	ン	ネ	ル	の	利	用	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	9	5
В	S	_	9	С	h	に	係	る	委	託	放	送	業	務	の	認	定	•	•		•	•	•	•	9	6
衛	星	放	送	の	位	置	付	け	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	9	7
認	定	方	針	等	で	の	関	連	記	載															9	8

### V 新たな放送サービスへの対応

サーバー型サービスの概要・・・・・・・・・100
サーバー型サービスとは・・・・・・・・ 1 0 <sup>-</sup>
サーバー型サービスと「放送」との関係・・・・・102
サーバー型サービスと「有料放送」との関係・・・・10
NHK経営計画における
サーバー型サービスの位置付け・・・・・・・10
携帯端末向けサービス(ワンセグ)の概要・・・・・106
地上デジタルテレビジョン放送の技術基準・・・・・10
地上デジタルテレビジョン放送の日米欧の比較・・・・108
携帯端末向けサービス(ワンセグ)の
音声方式の概要・・・・・・・・・・・・109

## l 放送を取り巻く環境

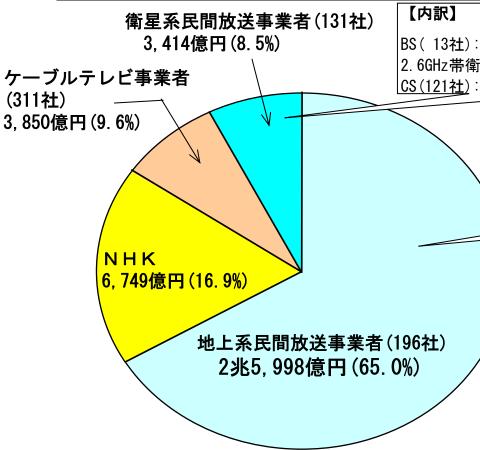
### | 一1 我が国の放送メディアの進展



### I-2 放送メディアの市場規模

- 放送メディア全体の市場規模は、平成17年度において、4兆0,011億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が65.0%、NHKが16.9%、ケーブルテレビ事業者が9.6%、衛星放送事業者が8.5%を占めている。

### 放送メディア全体の収入 平成17年度 4兆0,011億円



BS(13社): 847億円(2.1%) 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送(1社): 6億円(0.0%)

S(121社): 2,561億円(6,4%)

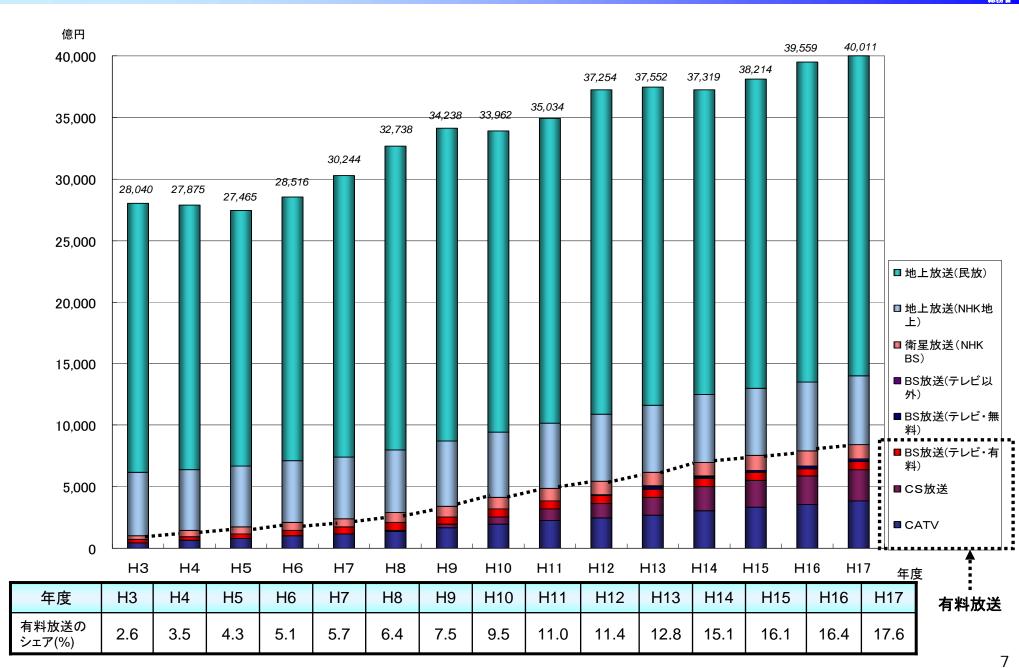
#### 【内訳】

テレビジョン放送単営(93社): 2兆0,158億円(50.3%) AM放送・テレビジョン放送兼営(34社): 4,197億円(10.4%) その他(※)単営(69社): 1,643億円(4.1%)

※…AM(13社)・短波(1社)・FM(53社)・多重放送(2社)

- (注1) ( )内の%は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。 小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない筒所がある。
- (注2) 「地上系民間放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター 及びコミュニティ放送事業者(180社)を含めていない。
- (注3) 「NHK」については、経常事業収支を基に算出している。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「ケーブルテレビ事業者」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする311社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)。
- (注6)「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送とCS放送の兼営社が3 社含まれるため、総数(131社)とは一致しない。

### |一3 放送メディアの営業収益の推移

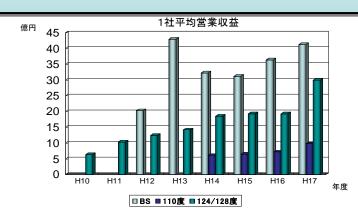


### 衛星放送事業者の概要

億円

0.5

○ 1社当たりの営業収益は、BSデジタル放送が最大 ○ 124/128度CSデジタル放送は、単年度の営業損益 が平成16年度に黒字化



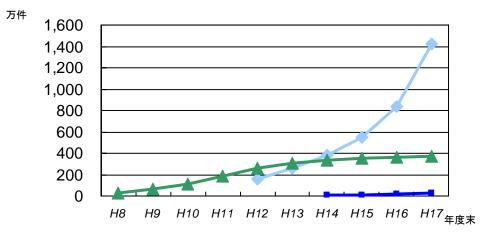
										心门
	年度	ŧ	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
		社数	2社	2社	19社	19社	18社	19社	17社	13社
۱ _,	~ -* ^	営業収益	664.4	632.9	730.7	897.0	824.5	796.0	810.6	847.1
l B	Sデジタル	(1 社平均)	332.2	316.4	38.5	47.2	45.8	41.9	47.7	49.8
	放送	営業損益	104.5	73.4	<b>▲</b> 175.7	▲356.9	▲256.4	<b>▲</b> 210.0	<b>▲</b> 137.2	▲96.1
		(1社平均)	52.2	36.7	▲9.2	▲18.8	<b>▲</b> 14.2	<b>▲</b> 11.1	▲8.1	<b>▲</b> 5.7
	無料広告	営業収益			101.7	214.5	161.5	156.1	181.9	206.0
	の事業者	(1社平均)			20.3	42.9	32.3	31.2	36.4	41.2
		営業損益	-	-	<b>▲</b> 97.8	▲316.8	▲239.7	<b>▲</b> 181.1	<b>▲</b> 137.0	▲89.5
(5社)		(1社平均)	-	-	<b>▲</b> 19.6	<b>▲</b> 63.4	<b>▲</b> 47.9	<b>▲</b> 36.2	<b>▲</b> 27.4	<b>▲</b> 17.9
		社数	-	-	-	-	18社	17社	17社	16社
110	度CSデジタ	営業収益	-	-	-	-	109.9	110.0	123.2	156.7
		(1社平均)	-	-	-	-	6.1	6.5	7.2	9.8
	ル放送	営業損益	-	-	-	-	▲65.6	▲51.8	▲67.8	<b>▲</b> 7.9
		(1社平均)	-	-		-	<b>▲</b> 3.6	<b>▲3.</b> 0	<b>▲</b> 4.0	<b>▲</b> 0.5
	_	社数	96社	93社	93社	100社	96社	100社	105社	101社
		(うち役務)	-	-		(2 <i>社</i> )	(24 <u>社</u> )	(37 <u>社</u> )	(45社)	(49社)
124	I/128度CS	営業収益	603.9	960.5	1,154.2	1,424.8	1,779.9	1,929.6	2,021.7	2,117.8
デシ	ジタル放送	(1社平均)	6.3	10.3	12.4	14.2	18.5	19.3	19.3	30.0
		<b>学类指头</b>	A 105 5	A 460 4	A 245 6	A 1/6 0	<b>▲ 5</b> 2 0	<b>▲ 2/1 Q</b>	10.6	52.1

- 注1 BSデジタル放送は平成12年12月1日開始、110度CSデジタル放送は平成14年3月1日開始
- 注2 営業収支及び営業損益については、当該業務関係のみの数値

(1社平均)

注3 平成17年度については事業者のうち、BSデジタル放送と110度CSデジタル放送の兼営社が1社、BSデジタル放送と 124/128度CSデジタル放送の兼営社が2社、110度CSデジタル放送と124/128度CSデジタル放送の兼営社が1社含 まれる。統計上は、これらの4社は分計されている。

〇 BSデジタル放送の受信可能世帯数は、平成17年9 月末に1,000万、平成18年5月末に1,500万を突破 ○ CSデジタル放送は、平成18年8月末現在で、約410 万加入となっている



					(万件)
年度末	H8	H9	H10	H11	
BSデジタル放送の受信可能世帯数	-	ı	ı	1	
110度CSデジタル放送の受信可能世帯数	-	ı	ı	1	
124/128度CSデジタル放送の受信可能世帯数	24	63	111	182	

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18.8末
161	263	381	552	839	1,422	1,740
-	-	7	12	20	32	38
262	304	338	352	362	374	374

·BS —— 110度 —— 124/128度

- 注1 BSデジタル放送: 受信可能世帯数(PDP・液晶テレビ、ブラウン管テレビ、BSデジタルチューナー(録画機含む。)、 ケーブルテレビ用デジタルSTBの合計)
- 注2 110度CSデジタル放送:加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生し ている加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV!」のみ)、法人契
- 注3 124/128度CS放送:加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生してい る加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV!」のみ)、法人契約者 数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)。
- 注4 124/128度CS放送において、「SKYPerfecTV!」のプラットフォーム以外のデジタル放送を利用している加入者が 42.5万件。このほか、アナログ音声放送の加入者が6.3万件(以上いずれも平成17年度末)。

## ┃ - 5 現在のBSデジタル (テレビ) の委託放送事業者の概要

社名	株式会社BS日本	株式会社ビーエス朝日	株式会社ビーエス・アイ	株式会社BSジャパン	株式会社ビーエスフジ
資本金	250億円	350億円	400億円	300億円	310億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含 む。)	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含 む。)
当初認定日	H10. 10. 27	H10. 10. 27	H10. 10. 27	H10. 10. 27	H10. 10. 27
直近の認定更新日	H15. 10. 27	H15. 10. 27	H15. 10. 27	H15. 10. 27	H15. 10. 27

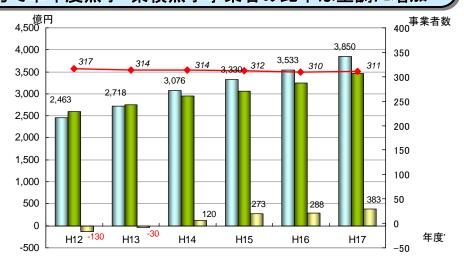
社名	株式会社WOWOW	株式会社スターチャンネル		日本ビーエス放送株式 会社	ワールド・ハイビジョン・ チャンネル株式会社
資本金	50億円	201	意円	30億円	1. 5億円※
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含 む。)	SD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組	HD 1番組
当初認定日	H10. 10. 27	H10. 10. 27	H17. 12. 15	H17. 12. 15	H17. 12. 15
直近の認定更新日	H15. 10. 27	H15. 10. 27	_	_	_

※放送を開始する平成19 年12月までに7.5億円に 増資する予定

### I-6 ケーブルテレビ事業者の概要

#### 最近の経営状況の推移を見ると、

- 〇単年度黒字の事業者数及びその全体に占める割合は 増加の傾向
- ○累積黒字の事業者数及びその全体に占める割合も増加
- 〇単年度赤字·累積赤字事業者の比率は徐々に減少、一 方で単年度黒字·累積黒字事業者の比率は堅調に増加

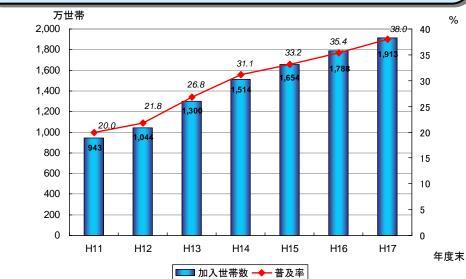


■■ 営業収益 ■■ 営業費用 🛭	■ 営業利益 → 営利目的の事業者数
-------------------	--------------------

	年原	隻	H12	H13	H14	H15	H16	H17
		単赤・累赤	113	97	70	57	58	63
		割合	35.6%	30.9%	22.3%	18.3%	18.7%	20.3%
		単赤·累黒	3	1	2	5	1	3
	区分	割合	0.9%	0.3%	0.6%	1.6%	0.3%	1.0%
٢	事業者数〕	単黒・累赤	120	128	144	143	125	95
		割合	37.9%	40.8%	45.9%	45.8%	40.3%	30.5%
		単黒·累黒	81	88	98	107	126	150
		割合	25.6%	28.0%	31.2%	34.3%	40.6%	48.2%
	自主放送を作 業者数	う許可施設事	512	516	527	568	544	530
		ケーブル事業を主たる事業 とする許可施設事業者数		314	314	312	310	311

- ※「区分」欄の対象は、「ケーブル事業を主たる事業とする営利法人」。
- ※ 事業者数(許可施設)には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。

- 〇 平成18年3月末における自主放送を行う許可施設の ケーブルテレビ加入世帯数は、1,913万世帯、普及率 は38.0%
- 〇 また、許可を受けた施設数及び事業者数は、それぞれ 696施設、530事業者



年度末	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
加入世帯数 (万世帯)	943	1,044	1,300	1,514	1,654	1,788	1,913
普及率 (%)	20.0	21.8	26.8	31.1	33.2	35.4	38.0

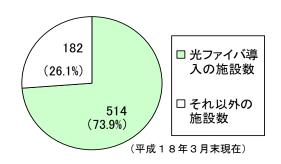
#### 1 ケーブルテレビの幹線光化率

※ 事業者アンケートより

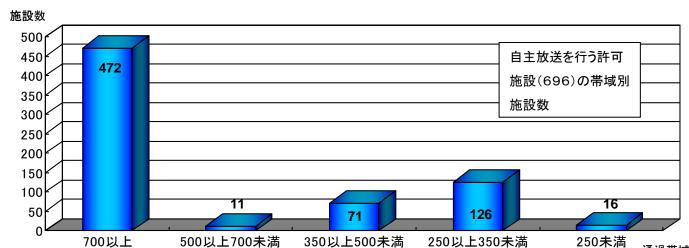
年度末		H13	H14	H15	H16
幹線路(km)		128,397	145,987	155,866	164,755
	光ファイバ	34,338	40,940	45,549	49,601
幹線光	七本	26.7%	28.0%	29.2%	30.1%

#### 2 光ファイバ導入の現状

年度末	H13	H14	H15	H16	H17
光ファイバ導入	344	433	494	495	514
の施設数	(50. 8%)	(64. 2%)	(67. 5%)	(68. 9%)	(73. 9%)
それ以外の施設	332	241	238	223	182
数	(49. 2%)	(35. 8%)	(32. 5%)	(31. 1%)	(26. 1%)



#### 3 広帯域化の現状



(平成18年3月末現在)

通過帯域幅[MHz]

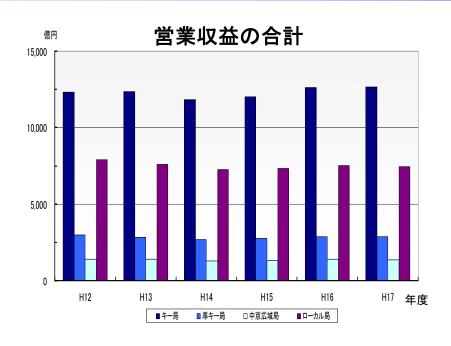
## I-8 トリプルプレイサービスの現状

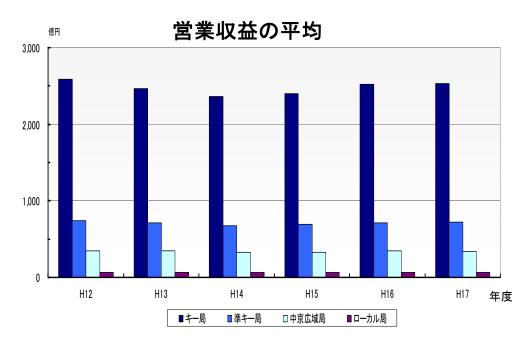
(H18.8末現在)

AN TOTAL

サービス名	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの 基本料金 ※1	
ぷらら光 トリプルパック (ぷららネットワークス)	ぷららフォンfor フレッツ間無料 国内8.4円 (3分)	最大100Mbps	多チャンネル放送(50ch以上)、 VOD(6,000本以上)	レギュラープラン Bフレッツ回線 10.374円 (一戸建)	
(かららネットソーク人)	(ぷららネットワークス提供)	(ぷららネットワークス提供)	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	7, 538円~(マンション)	
フレッツ光プレミアム※2 (NTT西+OCN+オンデマンド	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分)	最大100Mbps	[ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	
TV)	(OCN提供)	(OCN提供)		8,694円 (一戸建) 6,174円 (集合住宅)  組) 8,610円 (一戸建) 7,350円 (マンション)	
OCN 光 with フレッツ (OCN NTTコミュニケーション	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分)	最大100Mbps	<b>VOD</b> (100タイトル見放題)		
ズ)	(OCN提供)	(OCN提供)	(OCN提供)	0,17年17 (来日正宅/	
KDDI 光one (KDDI)	光プラス間等無料 国内8.4円 (3分)	最大1Gbps		7, 350円(マンション)	
(KDDI)	(KDDI提供)	(KDDI(DION)提供)	(KDDI提供)	(KDDIまとめて割引適用時)	
ケーブルプラス (KDDI+連携CATV会社)	県内8.4円 (3分) 県外15.75円 (3分)	各CATV会社のサービスによる 参考:最大100~20Mbps	参考: 多チャンネル放送(100ch以上、地上・	(各CATV会社により料金は異	
(NDDIT 建汤ONTV安仁)	(KDDI提供)	(連携CATV会社提供)	(連携CATV会社提供)	なるが、JCN十来の場合/	
Yahoo BB光 TV package (ソフトバンクグループ)	BBフォン間無料 国内7.875円 (3分)	最大100Mbps		· ·	
())()()()()()()()()()()()()()()()()()()(	(日本テレコム提供)	(BBテクノロジー提供)	(ビー・ビー・ケーブル提供)	,	
J:COM (ジェイコム東京)	市内8.3円 (3分) J:COM Phone間 5.3円 (3分)	最大30Mbps	CATV多チャンネル放送(101ch、地上・ BS・CS番組)、VOD(約4,400本)	10, 910円	
(ノエーコム末水/	(ジェイコム東京提供)	(ジェイコム東京提供)	(ジェイコム東京提供)		

<sup>※1</sup> 料金については、平成18年8月現在のもの。テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としているが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。





年月	度	H12	H13	H14	H15	H16	H17
キー局	営業収益	12,316 (2,583)	12,351 (2,470)	11,814 (2,363)	12,015 (2,403)	12,611 (2,522)	12,672(2,534)
(5局)	営業損益	1,687 (337)	1,400 (280)	1,035 (207)	926 (185)	947 (189)	864(173)
準キー局	営業収益	2,981 (745)	2,831 (708)	2,686 (672)	2,770 (693)	2,853 (713)	2,871(718)
(4局)	営業損益	305 (76)	189 (47)	133 (33)	131 (33)	204 (51)	170(43)
中京広域局	営業収益	1,398 (350)	1,391 (348)	1,303 (326)	1,324 (331)	1,381 (345)	1,367(342)
(4局)	営業損益	236 (59)	229 (57)	198 (50)	178(45)	175 (44)	166(42)
ローカル局	営業収益	7,913 (69)	7,600 (67)	7,244 (64)	7,327 (64)	7,530 (66)	7,445(65)
(114局)	営業損益	778 (7)	614 (5)	573 (5)	723 (6)	829 (7)	659(6)

単位:億円、()内は1社平均

## Ⅰ − 1 0 17年度の一般放送事業者(地上系)の収支状況

事業の別	事業 者数	営業収益 〔前年度比〕	営業費用 〔前年度比〕	営業損益 〔前年度比〕	経常損益 〔前年度比〕	当期損益 〔前年度比〕
テレビジョン放送単営社	93	2,015,778	1,858,688	157,087	166,894	64,230
	(92)	[101.0]	[102.3]	[88.3]	[89.3]	[70.5]
(内訳)	16	1,546,548	1,436,914	109,632	117,243	47,070
VHFテレビジョン単営社	(15)	[101.4]	[102.2]	[91.9]	[92.3]	[74.4]
UHFテレビジョン単営社	77	469,230	421,774	47,455	49,652	17,160
	(77)	[99.9]	[102.7]	[81.0]	[82.7]	[61.7]
中波(AM)放送 兼営社	34	419, <b>703</b>	<b>390,770</b> [96.5]	28,932	31,757	11,940
テレビジョン放送	(35)	(94.8)		[76.9]	[76.1]	〔50.9〕
(内訳)	32	413,669	385,035	28,633	31,428	11,714
VHFテレビジョン兼営社	(33)	[95.4]	[97.1]	[76.6]	[75.8]	〔50.1〕
UHFテレビジョン兼営社	2	6,034	5,735	299	329	226
	(2)	[69.2]	[67.7]	[119.3]	[115.0]	〔331.7〕
中波(AM)放送 短波放送 単営社 超短波(FM)放送	67 (66)	161,206 〔100.3〕	155,817 〔100.5〕	<b>5,388</b> [94.7]	10,503 [146.5]	1,602 〔70.0〕
(内訳)	13	71,565	70,013	1,551	5,970	1,656
中波(AM)放送単営社	(12)	[98.8]	[99.4]	[77.5]	[191.2]	[113.6]
短波放送単営社	1	2,034	2,017	17	42	<b>△366</b>
	(1)	[99.2]	[97.4]	[ - ]	〔406.7〕	〔 - 〕
超短波(FM)放送単営社	53	87,607	83,787	3,820	4,491	312
	(53)	〔101.5〕	〔101.5〕	[103.0]	[111.2]	〔38.8〕
多重放送単営社	2 (2)	3,114 [100.2]	<b>2,596</b> [96.5]	518 (123.7)	535 〔117.9〕	323 [145.8]
合 計	196 (195)	2,599,801 [99.9]	2,407,871 [101.2]	191,926 [86.6]	209,689 [88.7]	<b>78,095</b> [66.7]
コミュニティ放送	180	14,041	13,716	<b>326</b>	<b>421</b>	315
	(174)	〔100.3〕	(99.3)	[182.9]	〔152.5〕	〔482.0〕
合 計	376 (356)	2,613,842 (99.9)	2,421,587 〔101.2〕	192,251 (86.7)	210,111 (88.8)	<b>78,409</b> [66.9]

注1:平成17年度までに開局した地上系一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの

注2:財団法人道路交通情報通信システムセンター(超短波文字多重放送単営社)については、株式形態の放送事業者とは運営形態が異なるため除外している

注3: 札幌テレビ放送(ラ・テ兼営社)が年度途中(10月1日)にラジオ部門を分社化、札幌テレビ放送(VHFテレビ単営社)とSTVラジオ(中波放送単営社)とに分かれたため、集計は分社後の区分で行った

注4:四捨五入のため、合計が一致しないことがある

注5:「事業者数」欄の()内の数は前年度の数

#### 1 IT社会の基盤

- ① 地上放送のデジタル化は、4,800万のほぼ全世帯に広く普及しているテレビ(約1億台)のデジタル化。全家庭における身近で簡便なIT基盤を形成
- ② インターネットと連携したサービスや双方向サービスを可能に

#### (例) 【テレビ番組】

- 自治体からのお知らせ **⇒** 関心を持った地域の催しをテレビ画面上でリモコン操作 **⇒** 申込み (内容、日時、場所等の詳細情報)
- 〇 紀 行 情 報 番 組 <u></u> 気に入った温泉宿をテレビ画面上でリモコン操作 (空き情報、部屋の種類、価格等の詳細情報)

#### 2 視聴者にとってのメリット

- ① 高品質な映像・音声サービス
- ② 高齢者・障害者にやさしいサービスの充実
- ③ 安定した移動受信の実現
- ④ データ放送の充実

🛶 ハイビジョンやゴーストのない画像

例:セリフの速度が自由に調節可能

) 携帯端末等でクリアな映像を受信可能

例:ニュース、天気予報をいつでも視聴可能

#### 3 新たな周波数の送出

アナログ方式と比較して使用周波数を大幅に節減可能 📄 移動体通信など新しい周波数ニーズへの対応

#### 4 経済効果

関連産業への波及効果を含めると約200兆円(「地上デジタル放送懇談会報告」(H10.10))

### Ⅰ − 1 2 地上テレビジョン放送のデジタル化の状況

#### 1 視聴可能世帯数

平成15年(2003年)12月、三大都市圏(関東・中京・近畿)において 放送開始。平成18年(2006年)10月に鳥取、島根、広島、山口、徳島、 愛媛及び高知県のそれぞれ県庁所在地で放送開始

平成17年(2005年)12月、全放送事業者の平成23年(2011年)まで に整備される中継局のロードマップを公表

平成18年(2006年)末までに全国の県庁所在地等で放送開始予定

○直接受信:39都府県※約3,570万世帯(全世帯の約76%)

(平成18年10月1日現在)

※北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、沖縄

○ケーブルテレビ経由:

約1,280万世帯 (平成18年3月末現在:JCTA調べ)

2 地上デジタル放送受信機台数

<u>約51万台 (開始前)</u> → 約1,335万台

平成18年8月末現在 JEITA、日本ケーブルラボ調べ

※地上デジタルチューナー内蔵PCは、本年6月末数値

(参考)

ワンセグ対応携帯電話 約150万台(平成18年7月末現在 JEITA調べ)

#### 3 地上デジタル放送設備投資額

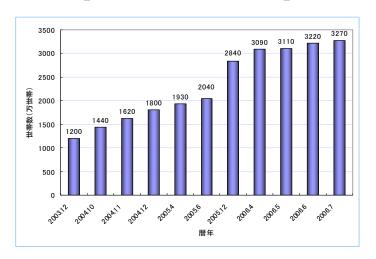
地上テレビのデジタル化投資額

NHK 3,850億円 (平成18年1月:NHK18年度収支予算と事業計画より)

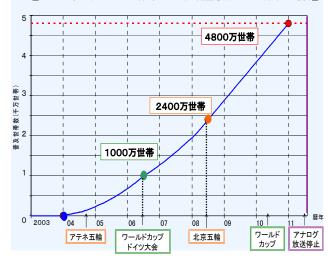
**民放 8.082億円** (平成15年8月:日本民間放送連盟試算)

※内訳:親局929億円、中継局2,609億円、送出設備2,278億円、スタジオ設備等2,266億円 ※ローカル局1社あたりの平均:63.6億円

#### 【直接受信可能世帯数の推移】



#### 【地上デジタル放送用受信機の普及目標】



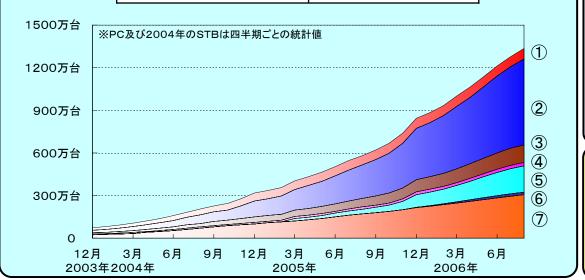
## Ⅰ − 1 3 デジタル放送受信機の普及状況

### 地上示ジタル放送受信機の出荷状況

1335万台(前月比+58万台)

※2006年8月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ ただし、PCは本年6月末の累計出荷台数

① CRTテレビ	72万台 ( 一 )	
② 液晶テレビ	607万台 (+33)	
③ PDPテレビ	123万台 (+ 4)	
④ チューナー	25万台 ( 一 )	
⑤ デジタルレコーダ	186万台 (+10)	
6 PC	18万台 ( - )	
⑦ ケーブルテレビ用STB	305万台 (+10)	



### BSデジタル放送の 受信可能件数

1740万件

※2006年8月末、NHK調べ(速報値)

### BS示ジタル放送受信機の普及数

1567万台(前月比+57万台)

CRTテレビ	187万台 (+ 1)
PDP、液晶テレビ	782万台 (+37)
デジタルチューナー (チューナー内蔵録画機含む)	294万台 (+ 9)
ケーブルテレビ用STB	304万台 (+11)

### ケーブルテレビでの視聴世帯 (アナログに変換して視聴)

173万世帯

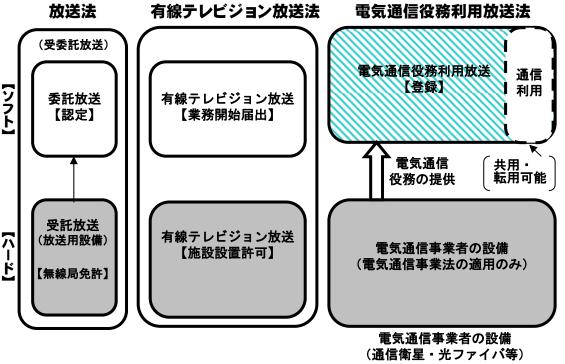
### 【参考】ワンセグ対応携帯電話の 出荷状況

150万台(前月比+31万台)

※2006年7月末、JEITA調べ 17

### | - 1 4 電気通信役務利用放送法の概要

- 〇 通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CSデジタル放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能としたもの。
- 平成14年1月28日より施行され、平成18年8月末現在で、66事業者が登録。
  - •衛星役務利用放送事業者:50
  - •有線役務利用放送事業者:16



#### 主な規制緩和

1	放送法 (受託委託放送制度) [CSデジタル放送]	電気通信役務利用放送法
	○衛星中継器を通信·放送 用に分離し、放送用の周 波数(中継器)は国が指定	○衛星放送事業者が需要に応 ・ じて、通信・放送用に柔軟に 設備を提供
	○放送用周波数の枠内で委 託放送業務の実施につい て認定が必要 (参入希望者が超える場 合、比較審査。外資規制 有り。)	○一定の適格性審査による登録が必要 録が必要 (比較審査なし。外資規制撤廃。)
	有線テレビジョン放送法 [有線テレビジョン放送]	電気通信役務利用放送法
,	〇施設の設置には許可が、 放送開始には届出が必要	〇設備の全部又は一部を自ら 設置することなく放送を行う 場合、登録が必要

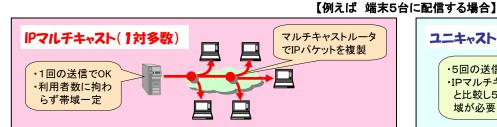
- 〇 電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式※による放送サービスが4事業者により提供
- 全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスのほか、VODサービス等も提供

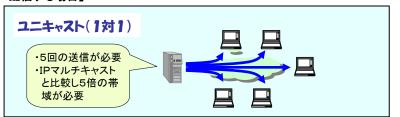
#### ◇サービスの概要

サービス名	サービス 事業者名 開始時期		サービス内容
BBTV ビー・ビー・ケーブル(株)		H15.3	ベーシック34ch、無料4ch、アラカルト3ch (VODサービス(5,000タイトル以上)も提供)
MOVIE SPLASH	KDDI(株)	H15.12	ベーシック25ch、オプション5ch (VODサービス(4,000タイトル以上)、カラオケ(7,500曲以上)も提供)
4 <sup>th</sup> MEDIA	(株)オンラインティーヴィ	H16.7	基本25ch、オプショナル18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7,500曲以上)も提供)
オンディマンドTV	株アイキャスト	H17.6	ベーシック21ch (VODサービス(3,000タイトル以上)も提供)

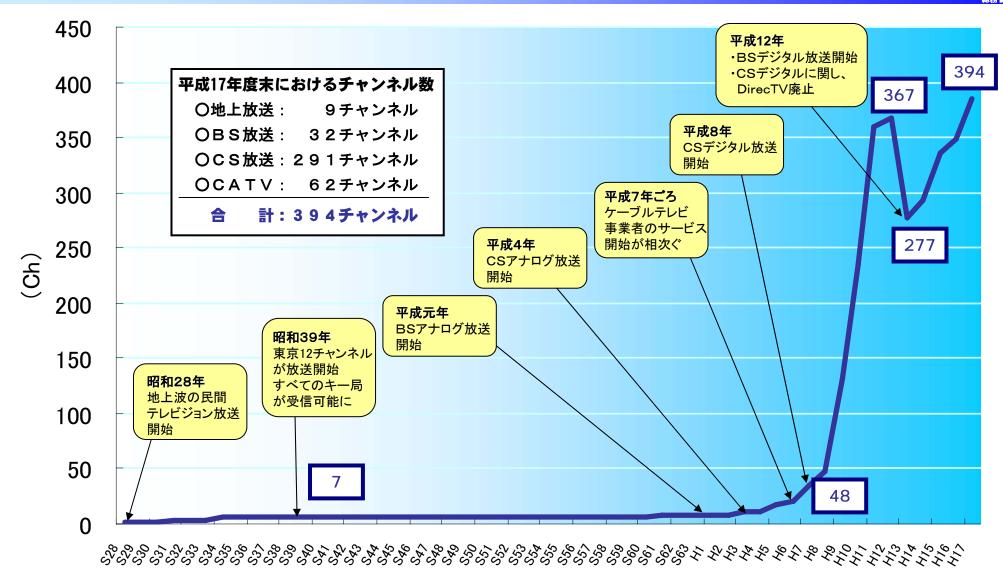
#### 

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ (IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術



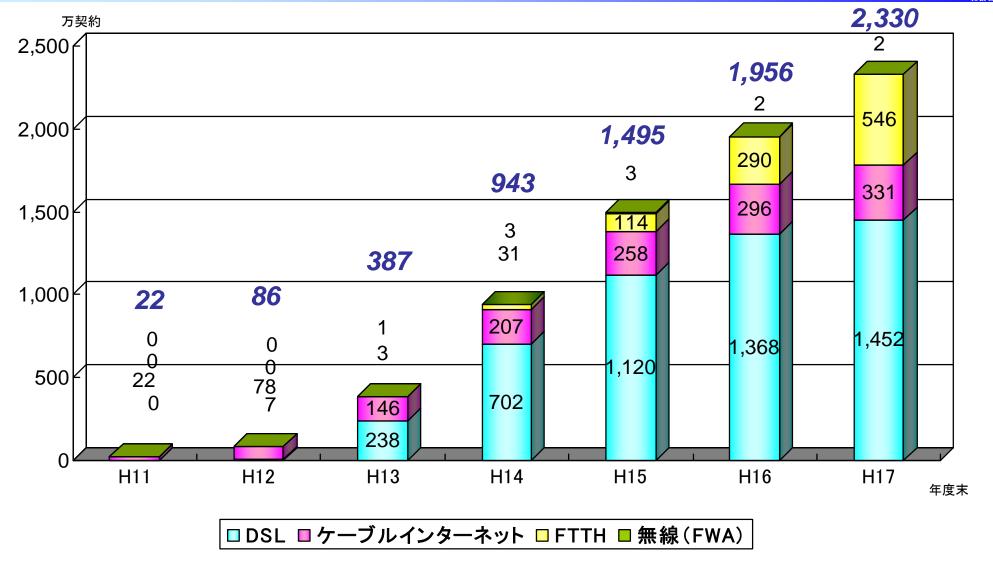


### 1-16 多チャンネル化の状況



- 注1 地上放送については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数
- 注2 BS放送、CS放送については、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送を足し上げて算出
- 注3 CATVについては、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均
- 注4 上記のほか、全国をサービス地域とする有線役務利用放送事業者4社があり、その平均チャンネル数は約34チャンネルである

## I-17 プロードバンド契約数の推移



(平成18年「情報通信に関する現状報告」より作成)

注1 ブロードバンド: FTTH (Fiber To The Home)、DSL (Digital Subscriber Line)、ケーブルインターネット、無線(FWA (Fixed Wireless Access))の合計注2 平成16年度分より電気通信事業報告規則の規定により受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計

							<b>彩扬省</b>
	提供主体	名 称	放送	回線提供	提供形態	サービス概要	主なメディア関係企業との 出資・連携等状況
	NTTコミュニケー ションズ	OCNシアター			CoDen光の契約者を対象にインターネット接続 サービスや電話サービスとセットで提供	VOD(100タイトル見 放題)	
NTT系		オンデマンド TV	0		フレッツ光プレミアム、Bフレッツの契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (34ch)、VOD(約 3,000本)	・伊藤忠商事が100%出資
	オンラインティー ヴィ	4 <sup>th</sup> MEDIA	0	NII果四	Bフレッツを足回りとするISP(plala等)契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (50ch以上)、VOD (6,000本以上)	・(株)ジュピターTV、(株)東北新社、(株)日本 経済新聞社が オンラインティーヴィの主な 出資者
	ואטטו	MOVIE SPLASH	0	KDDI、NII 果四、 古古電土	光プラスネットDION又は光ネット電話の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (35ch)、 VOD(約5,000本)	・(株)ジャパンケーブルネットホールディング スの株式を5割弱、取得予定
NCC系	ビー・ビー・ケーブ ル	BBTV	0		Yahoo! BB光等の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (41ch)、VOD(約 5000本)	・ソフトバンクBBが100%出資
	TVバンク	TVバンク		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	・ソフトバンク
	キャスティ	casTY			「TEPCOひかり」ユーザーを対象に映像コンテンツを無料で提供	VOD等	・吉本興業(株)、東京電力(株)が出資
有線放送系	USEN	GyaO		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	<ul><li>・ギャガ・コミュニケーション・エイベックス・グループへ出資</li><li>・映像配信でスカイパーフェクト・コミュニケーションズと連携</li></ul>
CATV系	ケイ・キャット	eo光テレビ	0	ケイ・オプティコム (関西電力)	自社HFC網及びケイ・オプティコムの光ファイ バを利用して有線役務利用放送、インターネット接続サービス及び電話サービスを提供	多チャンネル放送 (最大約120ch)	・関西電力、京阪電鉄、ケイ・オプティコムな どが出資
· 系	JCOM各社	J:COM TV	0	JCOM	・ケーブルテレビサービスとして単独で提供 ・J:COM NET(インターネット接続サービス)や J:COMPHONE(電話サービス)も合わせて提供	多チャンネル放送 (100ch以上)、VOD (約4,400本)	・スミショウ/エルジーエアイ・スーパー・メディ ア・エルエルシー、ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパニーなどが出資
汝	フジテレビ	フジテレビ on Demand			大手ISPユーザ、STBユーザを対象に、フジテ レビ番組、映像コンテンツを提供	VOD	・東宝がフジテレビへ出資 ・WOWOW、スカイパーフェクトコミュニケー ションズへ出資
事	日本テレビ	第2日本テレビ		11)尼 元 / 1 1	全インターネットユーザを対象に、日本テレビ の過去の番組を中心に提供	VOD	・スカイパーフェクトコミュニケーションズへ出 資
放送事業者系 	TBS	TBS BooBo BOX		大手ISP等の提携	大手ISPユーザ、STBユーザを対象にTBSグループのテレビ番組や映像コンテンツを提供	VOD	・USENとブロードバンド放送でのライブ中継 で提携 ・WOWOWへ出資

## I-19 諸外国における映像配信サービスの動向

			<b>数数省</b>
	サービス 開始	事業者	動 向
	05年09月	Verizon	・テレビ番組配信サービスである <u>「FiOS TVサービス」</u> (64QAM方式)の提供開始を発表(05年1月) し、テキサス州ケラーで開始(05年9月)。
	06年06月	AT&T	・ <u>光ファイバによるIP網</u> の構築及びテレビ・データ・音声の統合サービス(U-verse TV)の提供を発表(04年11月)し、テキサス州サンアントニオで開始(06年06月)。 ・VODサービス会社アキンボと提携し、自社サービスのVODサービスに <u>アキンボが提供するコンテンツを配信</u> することを発表(06年04月)。
	05年07月	CBS	・インターネットで <u>ニュース映像の無料配信</u> を開始(05年7月)。ヤフーより「60minutis」の配信を予定(06年03月発表)。 ・ウェブサイト「Innertube」により、テレビ番組、舞台裏の紹介、旧作やキャンセルされた番組 <u>のストリーム配信の提供を開始</u> (06年06月)。
	05年09月	ABC, CNN	・05年9月からヤフーを通じネットで <u>番組を無料配信</u> することを発表(05年8月) 。 ・ABC、実験的に <u>人気番組をオンラインでノーカット無料配信</u> (06年04月)。
	06年03月	NBC	・人気番組をコムキャスト(CATV大手)の <u>VODサービスで提供することを発表</u> (06年03月発表)。
	06年05月	Fox	・番組のネット配信について系列局と合意。若者向けポータルサイト「マイスペース・ドットコム」で人気ドラマ番組「24」等の有料配信を開始(06年05月)。
米国	06年末	Direc TV	・年末までにブロードバンドによる <u>VODサービスの提供を開始すべく準備中</u> 。
	05年02月	Akimbo TM Systems	・インターネットによるVODサービスの開始。 ・PCによる現在の受信環境に加え、06年秋には <u>トムソンと共同開発したTV向けセットトップボックス「RCA Akimbo Player」も提供開始予定</u> 。
	05年10月	Apple Computer	・ <u>ビデオやテレビ番組を再生できる携帯音楽プレーヤー「ipod」の新機種を発表</u> 。ITMSでのテレビ番組の配信で、米ウォルトディズニーと提携(05年10月。
	06年	Yahoo!	・ <u>携帯端末やテレビ画面向け新事業「ヤフー・ゴー」を発表</u> 。06年にテレビ画面等でュース等、ヤフーの各種サービスをパソコン並に利用可能に(05年12月発表)。
	06年01月	Google	・ <u>インターネットを通じてテレビ番組等の映像を配信するサービス「グーグル・ビデオ・ストア」を近く開始</u> 。CBSテレビの番組等を提供(06年1月発表)。現在提供中。
	06年03月	AOL	・ワーナー・ブラザーズと共同で動画配信サービス「In2TV」を立ち上げ、 <u>過去の人気番組の無料配信を開始</u> (06年03月)。
	06年01月	TiVo	・ヤフーと提携し、ティーボ加入者は自宅以外の場所でも <u>ヤフーのサイトからネット経由でテレビ番組を録画予約可能</u> に(05年11月)。 ・保護者が子供の視聴にふさわしい番組だけを選別できる <u>「TiVo Kid Zone」機能を提供することを発表</u> (06年03月)。 ・ <u>インターネットで配信されている動画をTVに直接伝送する新サービス「TiVoCast」を開始</u> (06年06月)。新たにコンテンツ事業者とも提携。
	04年05月	Video Networks	・ADSLによるIPTVサービス(Hone Choice)の再スタート。デジタルテレビの再送信を含むTVサービス、VODサービス等を提供。
英国	06年夏	ВТ	・BT Retail (BTの小売部門)が、 <u>VOD/TVテレビを含むサービスを発表ス</u> を発表(BT Vision)。試験サービスを06年06月から実施し、商用サービスを秋に開始の予定。
凷	05年10月	BBC	・全番組 <u>放送後1週間以内なら随時パソコンにダウンロード</u> して見られ、1週間先まで予約も可(iMP(interactive Media Player)) の3ヶ月の実験開始(05年10月)。
	06年06月	Channel 4	・自社サイトで自社番組の同時ストリーミングサービスを開始。
,,	04年	lliad	・FreeブランドでIPTVサービスを開始(VODサービスは05年12月)。 ・HDTVサービスを開始(06年06月)。
仏国	04年07月	FT	・ <u>インターネット、IP電話、TVサービス(ADSL)、ネットゲームなどを1つのセントラルハブを通じて提供するLive Boxサービス</u> (マリーニュTV)を開始(04年7月)。
	06年04月	TF1	・独メディア大手EM.TVの娯楽番組子会社のEM.Entertainment GmbHと提携。これにより同社は <u>インターネットを通じてフランスでTF1の番組を放映</u> 。
独国	03年11月	DT	・T-online(ドイツテレコムのインターネットサービス部門子会社)がPC向けのVODサービス開始(03年11月)。 ・ <u>VDSLによるTVサービスの試験</u> を実施(06年05月)し、06年後半からによるIPTVサービス開始予定。
M	06年05月	HanseNet	・ HanseNet(テレコム・イタリア子会社)、IPTVサービス「Alice home TV」開始、TV100チャンネル、ムービー・オン・デマンドを提供。
	06年中	KT	・IPTVのデモンストレーションを実施。06年中のサービス提供を発表(05年12月)。
韓国	01年09月	SBS	・子会社のSBSiがインターネットにより有料でのSBSの番組のVODサービスを開始。
国	03年04月	MBC	・子会社のiMBCがインターネットにより有料でのMBCの番組のVODサービスを開始。
	03年	KBS	・政府系機関が出資するコンピアドットコムのサイトを通じて放送番組の有料提供を開始。
注	通信事業者(	)、放送事業	業者()、インターネット上の事業者()、その他の事業者()の主な動向について記載。

			日本	米国	英国	仏国	独国	韓国
	415	実用	·ISDB-TØ1seg(06.04~)				•T-DMB(06.05∼)	•T-DMB(05.12~)
	状況	実験		・Media FLO、DVB-Hで実験	・DVB-H、DAB で実験(05.09 ~)、Media FLOで予定(06)	・DVB-H、DABで実験(05.09 実験許可)	・DVB-Hで実験(04.05等)	
		提供/実験 主体・地上放送事業者(新たな 無線局免許は不要)		・DVB-H:Modeo(旧クラウン ・DAB:BT等 する		・主要放送局がそれぞれ参加 する4つのコンソーシアムが 実験中。	・DMB: Debitel (携帯大手) ・DVB-H: BMCF (T-mobile等が参加)	・地上放送事業者3社(KBS、 MBS、SBS)及びその他事 業者3社
地上放送		概要	・形態:ストリーミング ・ch:1ch ・料金:無料	【クアルコムの例(06年末開始 予定)】 ・形態:ストリーミング、ダウンロード ・ch:ストリーミングは20ch程度・料金:有料(ベーシックプラン(8-10ch)で10-15ドルノ月)	(未定)	(未定)	・形態:ストリーミング ・ch:ZDF、Prosiebenのch等 映像4ch、音声1ch ・料金:有料(9.95ユーロ/月。 ただし、ZDFは無料。)	・形態:ストリーミング ・料金:無料
		備考	・地上デジタル放送の無線 局免許により同放送のサイ マル放送を実施。	・Media FLOは、UHF帯の55c hを確保。鍵管理、視聴者管理 等の上り通信は3Gで処理。携 帯事業者(ベライゾン、スプリント)と連携して提供予定。 ・ModeoはLバンドの1670- 1675MHz帯域を確保。	・Lバンドの1452-1492MHz帯 域のオークションをパブコメ中。	・UHF帯でマルチプレックスに 付与する周波数を特定中。 ・マス排の適用についてパブ コメ中。	・Debitelは、各州よりLバンドで1.5MHz帯域の免許を取得。 ※放送サービス免許等の適用の詳細は不明。	・VHF帯の8ch、12chでそれ ぞれのchを3ブロックに分割。 それぞれのブロックで多チャ ンネル(映像1ch+音声3ch +データ1ch等)が可能。
		実用	·S-DMB(04.10~)					·S-DMB(05.05~)
衛見	提	供主体	・モバイル放送株式会社					・TUメディア(SKテレコムの 子会社)
衛星放送		概要	・料金:プレミアchを除く映 像パック1,370円/月					・料金:13,000ウォン/月
		備考		・衛星ラジオによる映像配信の計画あり。				
3		供主体	・NTTドコモ、KDDI、ソフト バンク	・ベライゾン、 ・シンギュラー、スプリント (MobiTVと連携して提供)	・オレンジUK、ボーダフォンUK、 3UK	・オレンジ、SFR(ボーダフォ ン系)	・ボーダフォン独、O2独	・SKテレコム、KTF
3Gネットワーク	(料3	概要 金は通信 を除く。)	【KDDIの例】  ・形態:ダウンロード ・料金:chごとに無料~315 円/月  ・パッシンギュラー、スプリントと連携してサービス提供		【オレンジの例】 ・形態: ストリーミング ・ch: CNN等16ch ・料金: 20時間分で10 & / 月。 超過分は追加料金。	【オレンジの例】 ・形態:ストリーミング、ダウンロード ・ch:地上デジタル再送信を含む50ch ・料金:30分で10フラン/月。超過分は追加料金。	(詳細不明)	【SKテレコムの例】 ・形態:ストリーミング、ダウンロード ・ch:5ch ・料金:不明

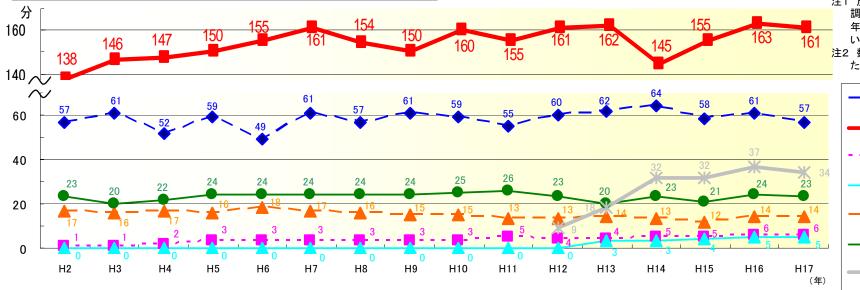
## l-21 各メディアの特性

#### 1 各メディアのチャンネル数、視聴時間等

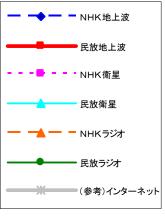
	\			チャンネル数	視聴時間・利用時間 (一日当たり、全国民平均)	視聴世帯数・ インターネット利用者数	年間家計支出	
	地上放送			NHK2ch+民放4ch程度 (東京: NHK2+民放6+放送大学1)	3時間46分	約5,000万世帯	放送視聴料	
ᆕ	/ <del>4-</del> =	BS放送	アナログ	4ch		約1,433万世帯	(公共放送受信料 及び 有料放送料金)	
テレビ	衛星 放送	85放达	デジタル	HDTV 7ch SDTV 3ch	10分	(BSデジタル放送 約1,422万世帯		
		CS放送(デジタル)		271ch		約405.8万世帯	21,938円	
	CATV(自主放送を行う許可施設)		を行う許可施設)	-	_	約1,913万世帯		
	ラジオ(地上放送) (コミュニティ放送、 外国語放送、短波放送を除く)			NHK3ch+民放2ch程度 (東京: NHK3+民放5+放送大学1)	36分	-	_	
(参	考)イン: 	ターネット		-	34分	約8,529万人 参考:契約件数 (H17.6) DSL 1408万件 ケーブル 306万件 光 341万件 モバイル・インターネット 約7,775万人	インターネット 接続料 15,040円	
	パソコンからの利用者		_	約6,601万人				

- 注1「視聴時間・利用時間」は、放送については、 「全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研 究所)の平成18年4月期の調査。
- 注2「チャンネル数」、「視聴世帯数・インターネット利用者数」のうち、時期を明示していないものは、平成18年3月末現在のデータ。
- 注3 「地上放送」の「視聴世帯数」は、平成17年3 月末の住民基本台帳等に基づく推計。
- 注4「BS放送」の「視聴世帯数」は、NHKの受信 契約数(アナログ・デジタル合算)にケーブル 経由を加えた値。括弧内の「BSデジタル放 送」の「視聴世帯数」はNHK推定値にケーブ ル経由を加えた値。
- 注5「CS放送」の「チャンネル数」、「視聴世帯 数」はSKY PerfecTV!及びSKY PerfecTV!110に係る数値の合計。
- 注6「CATV」には、電気通信役務利用放送の 登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン 放送法の許可施設と同様の方式により放送 を行っているものを含む。
- 注7「年間家計支出」、「インターネット利用者 数」及び「利用時間」は総務省平成18年「情 報通信に関する現状報告」の数値(平成18.3 現在)により、「契約件数」は電気通信事業 報告規則の規定により報告を受けた契約数 を記載

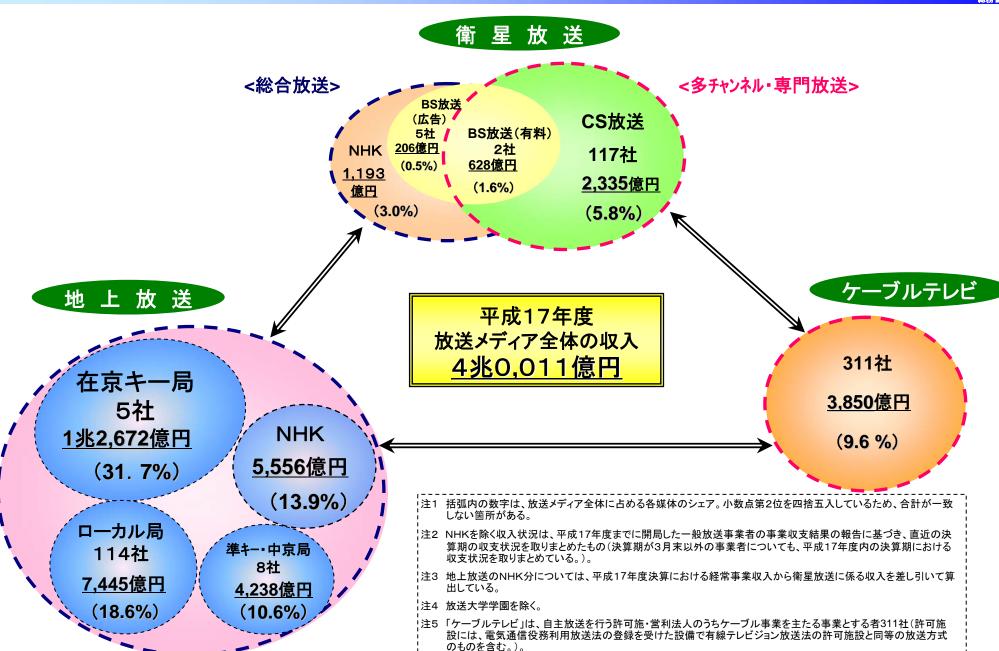
#### 2 各メディアの視聴時間の推移



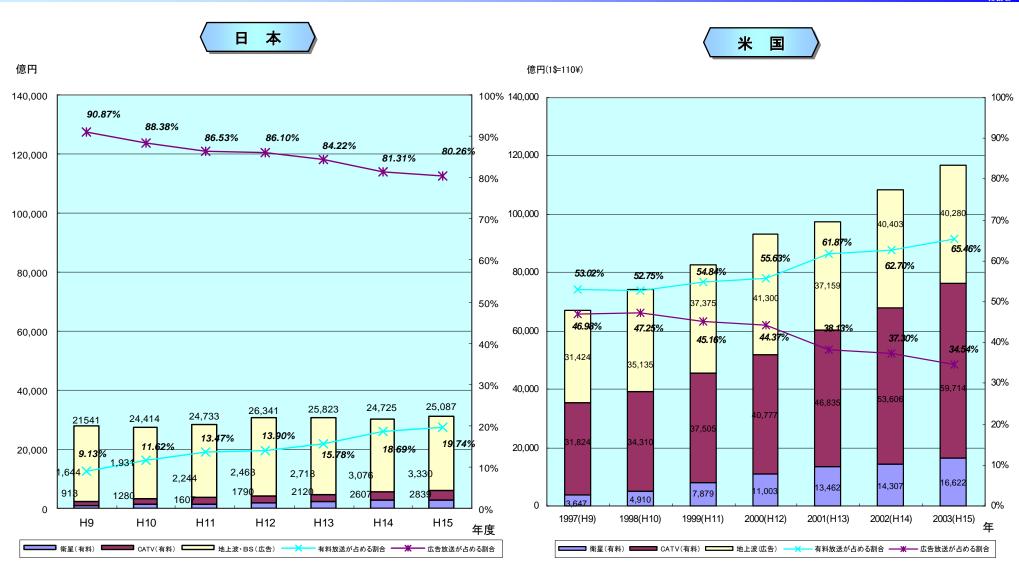
- 注1 放送については、「全国個人視聴率 調査」(NHK放送分か研究所)の各 年6月期の調査。インターネットにつ いては、総務省情報通信白書。
- 注2 数値は、全国民平均のもの。1日あ たりの視聴時間を週平均から算出。



### l-22 テレビジョン放送を取り巻く市場の概況



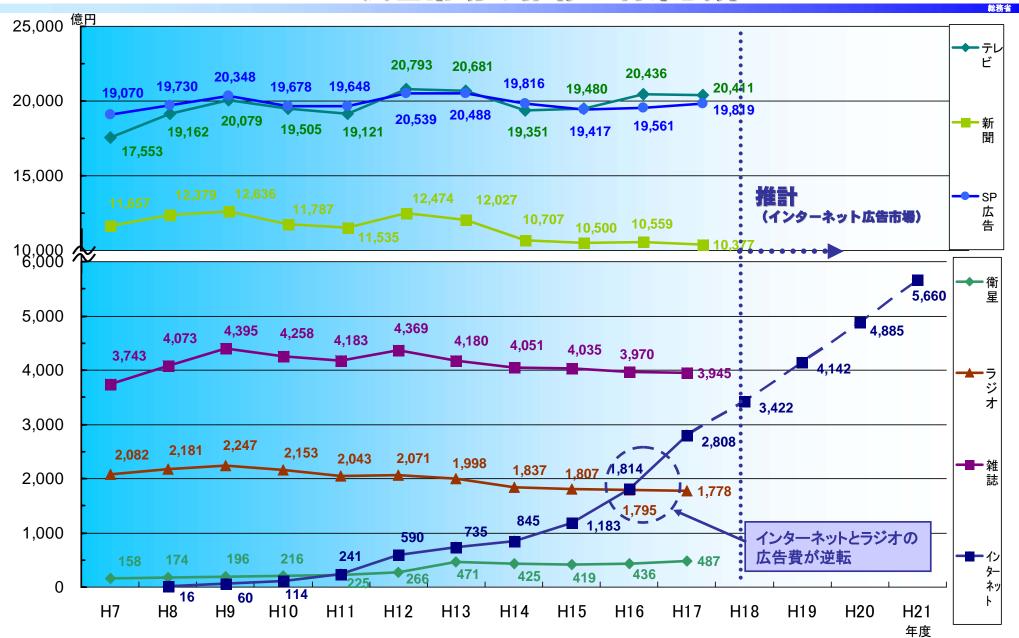
### Iー23 広告放送と有料放送に関する日米市場比較



注1 日本については、総務省資料により作成。米国については、センサス局資料、PBS(公共放送)のAnnual Report、DirecTVGroup社及びDishNetwork社のAnnual Report等におけるデータを基に作成。なお、米国の地上波は、センサス局資料におけるTV broadbandcasting(NAICS51312)の事業収入からPBSのAnnual Reportにおける事業収入を差し引いて算出したもの。

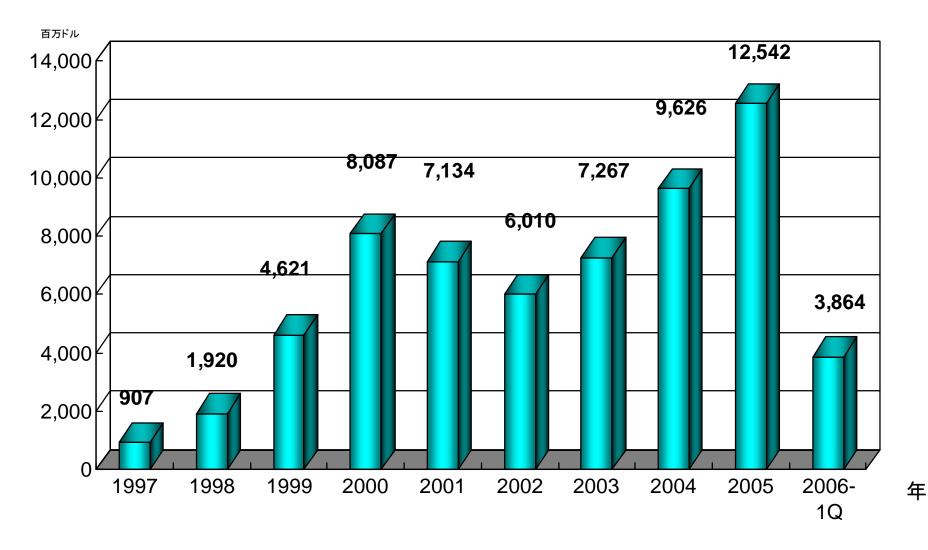
注2 米国の衛星(有料)は、DerecTV Group社とDishNetwork社(Echostar社の親会社)のホームページにおけるデータを基に各社の総収入を合算したもの。

#### 広告市場の推移・将来試算 1 - 24



衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費 注2 SP(セールスプロモーション)広告…販売促進を目的とする短期的な広告

## I-25 米国のインターネット広告収入の推移



(Source: IAB Internet Advertising Revenue Report, IAB/PwC Press Release より作成)

## I - 26 放送の許認可制度

										総務省
	116 1 46/36		BS(デジタル)放送	生事業者(注1)	CS(110度、1	24/128度)放	送事業者	有線テ	レビジョン放送事業	<b>業者</b>
	地上放送 事業者	BS(アナログ)						有線テレビジ	ョン放送法	
	サスト (キー局、 地方局)	放送事業者 (注1)	委託放送 事業者	受託放送 事業者	委託放送 事業者	受託放送 事業者	衛星役務利用 放送事業者	有線テレビジョン 放送施設者	左記以外の有線 テレビジョン放送 事業者(注4)	有線役務利用 放送事業者
適用法		電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	電気通信役務 利用放送法	有線テレビジョン放 送法	有線テレビジョン 放送法	電気通信役務利 用放送法
参入	無線局開設に係 る免許	無線局開設に係 る免許	認定	無線局開設 に係る免許	認定	無線局開設 に係る免許	登録	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
審査事項	○技術基準適合 性 ○周波数割当が 可能であること ○財政的基礎	性 〇周波数割当が	○欠格事由 ○受託放送役務を 受けられること ○財政の普及及び 健全な発達に適 切 ○総務省令に合致 (集中排除原則)	あること 〇その他総	○欠格事由 ○受託放送の 受けられること ○財政の事及及び 健全な発達に適 切 ○総務省令に合致 (集中排除原則)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○欠経の を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	○欠格事由 ○施設び実性 性及び実性 ○技術更多 を 主性 ○経理的 が 技術的 が も が も が も が も が も が と が も が も が も が も	〇なし (虚偽の届出に ついては罰則)	○欠格理 の経理術に基本 が推備が基づの でを でを でを でを でを でを でを でを でを でのでする でのでする でのでする。 でのでする。 でのでする。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるでもできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるででできる。 でいるでできる。 でいるででできる。 でいるででできる。 でいるででできる。 でいるででででででででででででででででででででででででで
外資規制	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×
料金	認可	認可(注2)	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
番組準則	0	0	0	×	0	×	0	0	0	0
放送番組審議機関	0	0	0	×	0	×	0	0	0	0
訂正放送等	0	0	0	×	0	×	0	0	0	0
放送番組の保存	0	0	0	×	0	×	0	×	×	0
あまねく受信 努力義務	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×
災害放送	0	0	0	×	0	×	×	×	×	×
義務再送信	×	×	×	×	×	×	×	0	0	×
候補者放送	0	0	0	×	0	×	0	0	0	0
事業者数	196	1	14	1	77	2	45	538(注3)	59	16
代表的な事業者	<ul><li>○日本テレビ</li><li>○東京放送</li><li>○フジテレビ</li><li>○テレビ朝日</li><li>○テレビ東京</li></ul>	Owowow	OBS日本 Oビーエスフジ Oビーエス・アイ Oビーエス朝日 OBSジャパン	OB-SAT	○ジェイ・スホ <sup>°</sup> ーツ・ブ ロート <sup>*</sup> キャスティンク <sup>*</sup> ○スター・チャンネル	OJSAT O宇宙通信	○ウォルト・テ・ィス・ ニー・ジャハ°ン ○フ・ルームハ・ー ク・・エル・ヒ°ー	○ジェイコム東京 ○テプコケーブルテレビ ○多摩ケーブル ネットワーク	○諏訪市 ○熊野市 ○倉敷市	〇ビー・ビー・ ケーブル 〇東京ベイネット ワーク OKDDI 〇オプティキャスト

## 放

## 送

## 法

日本

会放送

放送 連盟 間

協

## 第1条【目的】

次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

- ○放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- ○放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 〇放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

## 第3条【番組編集の自由】

放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

## 第3条の2第1項 【番組準則】

- 〇公安及び善良な風俗を害しないこと
- 〇政治的に公平であること
- 〇報道は事実をまげないですること
- ○意見が対立している問題については、 できるだけ多くの角度から論点を明 らかにすること

## 第3条の2第2項 【番組調和原則】

教養番組又は教育番組並び に報道番組及び娯楽番組を 設け、放送番組の相互の間 の調和を保つようにしなけれ ばならない

### 第3条の3 【番組基準の策定】

放送番組の種別及び放送の 対象とする者に応じて放送番 組の編集の基準を定め、これ に従って放送番組の編集をし なければならない。

### 第3条の4 【番組審議機関の設置】

放送番組の適正を図るため、 放送番組審議機関を置くも のとする。

## 国内番組基準

その放送において、

- 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つよ うにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそう

## 放送基準

次の点を重視して、番組相互の調和 と放送時間に留意するとともに、即時 性、普遍性など放送のもつ特性を発 揮し内容の充実につとめる。

- 〇正確で迅速な報道
- 〇健全な娯楽
- 〇教育・教養の発展
- 〇児童および青少年に与える影響
- ○節度をまもり、真実を伝える広告

### BPO(放送倫理·番組向上機構)

放送倫理·番組向上機構

放送と人権等 権利に関する 委員会(BRC)

放送と青少年に 関する委員会

放送番組委員会

- ・NHKと民放連が共同で設立
- ・目的:放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人 権を擁護するため、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的 確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること。
- •理事長:清水英夫氏(弁護士、青山学院大学名誉教授)
- •業務開始:平成15年(2003年)7月1日

# マスメディア集中排除原則の基本的考え方

## **|| - 1 マスメディア集中排除原則の概要**

## 放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に 資するようにすること 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

## 放送法 第2条の2 (放送普及基本計画)

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

## 一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限 多元性、多様性、地域性の三原則を実現

# 電波法第7条第2項第4号

放送局免許の審査基準

## 放送法第52条の13 第1項第3号

委託放送業務 認定の審査基準

# 電気通信役務利用放送法第5条第1項第6号

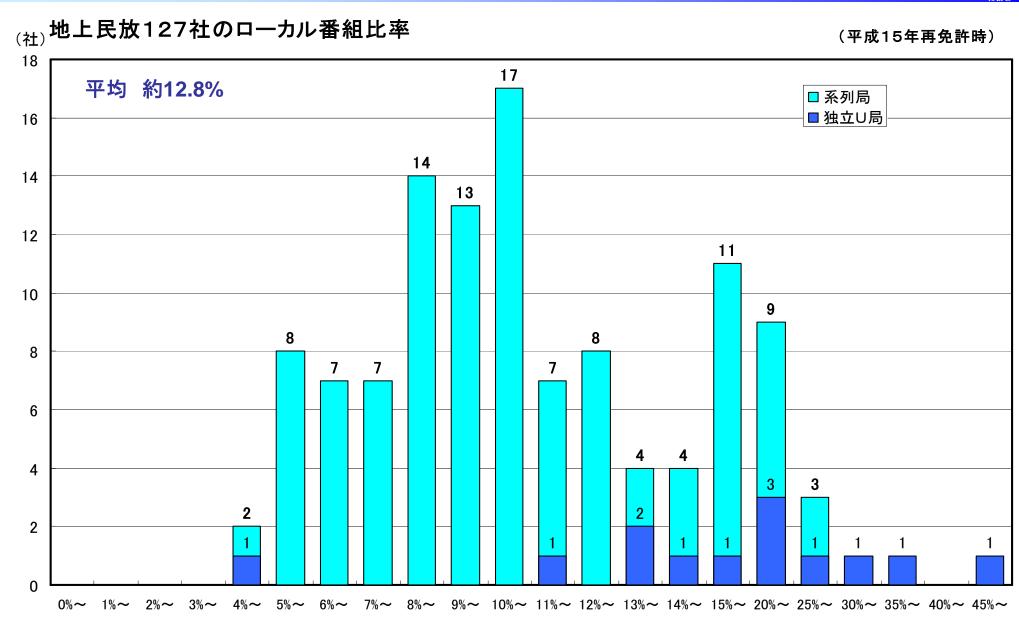
電気通信役務利用放送 登録の審査基準

省令	放送局の開設の根本的基準	放送法施行規則	電気通信役務利用放送法
	第9条等	第17条の8等	施行規則第7条
対 象	放送局を開設しようとする 者( <u>地上・BSアナログ</u> )	BSデジタル・CS 委託業務 の認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業 務を行おうとする者

						花物省
	地上放送・BSアナログ	BSデジタル	CSデジタル	電気通信役	:務利用放送	有線テレビジョン
	(コミュニティ放送を含む)	657 2 370	037 2 370	衛星系	有線系	放送
	- の 者 が	支配 可能	な放送事	業者の数	を制限	
   <u>支</u>	・同一の放送対象地域 :議決権の1/10超	・議決権の1/2超 (地上放送事業者の場合)	・議決権の1/3以上	・議決権の1/3以上	・議決権の1/3以上	〇法令上特段の規制 はない
支配の基準	・異なる放送対象地域 :議決権の1/5以上	WILLIAM TO THE TENT OF THE TEN			業務区域と放送対	
<b>华</b>	・隣接地域(7地域まで)で 連携する地上放送事業者 :議決権の1/3以上				象地域が重複する 地上放送事業者の 場合	
よる制限中継器に	Oなし	〇地上放送事業者は、 原則として支配不可	〇地上放送事業者は 2中継器まで支配可 能	〇地上放送事業者は CSデジタル放送と合 計で6中継器まで支 配可能	Oなし	Oなし
	<ul><li>○経営困難時の特例</li><li>措置あり</li></ul>	<ul><li>○経営困難時の特例</li><li>措置あり</li></ul>	<ul><li>○経営困難時の特例</li><li>措置あり</li></ul>			
その他の規律	○隣接地域(7地域まで)のうち、 一の地域に他のすべての地域 が隣接している場合はローカ ル局相互の兼営が可能 ○同一の放送対象地域の場合、 AM及びテレビの兼営は可能 ○原則として、三事業(テレビ、 AM、新聞)支配の禁止				〇業務区域と放送対 象地域が重複する地 上放送事業者は参入 不可	〇一般放送事業者及 び一般放送事業者に 支配される者につい ては、審査基準にお いて ・他に行う者がない ・住民からの要望 等の事情が必要
						【支配の基準】 ・議決権の1/10超

注1 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在 注2 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない

## Ⅱ-2 民放の番組制作の状況



注 ローカル番組は、「出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの」を各局が自主的に選定。

## 放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第2条の2第2項) のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、放送普及基本計画に おいて規定(放送法第2条の2第3項)。

## 放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

## 放送対象地域の例

- (1) 規定の仕方
  - ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
  - ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定
- (2) 具体例 (地上アナログテレビジョン放送)
  - 1 NHK

関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県

- ② 放送大学学園 関東広域圏
- ③ 一般放送事業者

広域圏:関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏 複数の県域:鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県

その他:上記以外の各都道府県

	都道府県数	世帯カバー率
4事業者以上	33都道府県	89. 2%
3事業者	9県	7. 5%
2事業者以下	5県	3. 3%

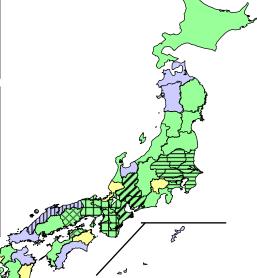
関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千 葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域

近畿広域圏:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈 良県及び和歌山県の各区域を併せた区域

中京広域圏:岐阜県、愛知県及び三重県の各区域 を併せた区域

岡山県及び香川県の各区域を併せた区域

鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



平成18年1月1日現在

(世帯数については平成12年国勢調査)

## マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯

総務省

マスメディア集中排除原則については、周波数の希少性、社会的影響力を中心に、多メディア化・多チャンネル化の進展などのメディア環境の 変化を踏まえつつ、見直しをしてきている

#### S63年9月

- ◎放送局の開設の根本的基準(省 令)に集中排除規定を創設
- ・支配の基準は議決権の1/10超、 役員の1/5以上、代表権を有する 役員・常勤役員の兼職
- テレビと中波との兼営は可能

#### H7年3月

放送対象地域が重複しない場合の支配の 基準を議決権の1/5以上に緩和

#### H4年1月

- ◎コミュニティ放送開始
- ・同一市町村内における複数支配を可能

BSデジタル

H8年2月

◎CSデジタルに適用

山線架以内

・テレビ12番組かつ2中継器以内

超短波100番組かつ1中継器以

内、データ1中継器以内、合計2

#### H16年3月

- ・隣接7地域内の連携について、支配の基準を議 決権の1/3以上に緩和
- ・放送対象地域のすべてが、そのうちいずれか1つ の放送対象地域に隣接している場合等について、 議決権保有制限等の適用除外(合併まで可能)

ıΗ

## H10年6月

- ◎BSデジタルに適用
- 支配の基準は議決権の 1/3以上
- テレビ22/48中継器以内、 超短波1/48中継器以内、 合計1/2中継器以内

#### H11年10月

・データ放送3/48中継器以 内

#### H11年11月

・テレビ24/48中継器まで、 超短波2/48中継器まで に緩和

#### H15年1月

2.6GHz帯衛星デジタル 音声放送を適用除外

#### H15年6月

地上波事業者からの支 配の基準を議決権の1/2 招に緩和

H15年1月

·CSアナログ関係規定廃

#### H元年10月

◎受委託制度導入に伴う 規定整備(CSアナログ)

受委託によ

るCS

#### H10年10月

·CSアナログ(テレビジョン) 関係規定廃止

#### H10年3月

- ・支配の基準を議決権の1/3以上に 緩和
- ・テレビ4中継器以内、超短波1中継 器以内、データ1中継器以内、合 計4中継器以内に緩和(保有番組数

### H11年11月

・ 超短波2中継器までに 緩和

#### H12年9月

- ◎110度CSデジタルに適用
- ・BS放送は、テレビ3中継器以内 (超短波2中継器以内、データ放送1中継

#### H14年1月

- ・地上放送事業者は衛星役務利用放送とCS放送を合わせて 4中継器以内(グループ全体で6中継器以内)、BS事業者は6中継 器以内(グループ全体で9中継器以内)、その他の者は8中継器 以内(グループ全体で12中継器以内)
- ・支配の基準は議決権の1/3以上

#### 衡星役務利 用放送

有線役務利

用放送

#### H14年1月

- ・地上放送事業者の放送対象地域と、当該登録に係る業務 区域とが重複しないこと
- ・支配の基準は議決権の1/10超(ただし、役務事業者に対す

## 衞

地上波

CATV

る支配の基準は議決権の1/3以上)

## Ⅱ - 5 15年改正 (BSデジタル放送に係る緩和) に係る適用状況

### 放送政策研究会最終報告(15年2月)

### 見直しの契機・効果

- 〇 経営環境の変化
  - ・BSデジタル放送の円滑な立上げのための投資の増大
- メディアの増加と多様化
  - •BS放送用周波数の追加割り当て(12年6月)
  - 東経110度CSデジタル放送の開始(14年3月)

- 経営基盤の強化につながる緩和であれば、コンテンツの充実やデジタル放送の普及につながる
- キー局との関係強化を行う緩和であれば、コンテンツの制作、流通が強化される

### 見直しの方向性

- O BSデジタル放送と地上放送との 兼営を現時点で認めることは不適当
- ・メディアの多元性の喪失、地域メディアとしての地上ローカル局への影響
- ・ 兼営に至らないまでの緩和により対応不可能か検証できていない
- O BSデジタル放 送の出資上限を 1/3から1/2に緩和 することが適当
- 1/2超の子会社をみとめることは、兼営ほどではないが、多元性、多様性、地域性に係る問題が発生するおそれが強いので不適当



#### 15年改正 (15年3月)

- BSデジタル委託放送事業者の出資の上限(議決権)を 1/3から1/2に緩和
- ※ 1/2超の出資比率の場合、普通決議要件を単独で充足して親会社による支配が可能となるため、BS放送のメディアとしての独立性を喪失するおそれがあるため、1/2以下に緩和する



### 現状

- 17年度末では、緩和された基準を適用した事例は1社 (ビーエスフジ)のみ
- ※ ビーエスフジは、17年8月に第三者割り当て増資を実施しており(資本金250億円→310億円)、その8割をフジテレビ(16年度末の議決権保有比率20.3%)が取得しており、現時点でフジテレビの議決権保有比率は33.73%。
- (有価証券報告書及び有価証券届出書による)

## 放送政策研究会最終報告(15年2月)

### 見直しの契機・効果

- 〇 経営環境の変化
- ・地上ローカル局のデジタル化投資負担の増大
- ・広告マーケットのキー局ー極集中傾向
- メディアの増加と多様化

- 地域性を確保し得る緩和形態であれば、地域に根ざした情報発信メディアとして の更なる発展
- ローカル局の基盤強化につながる緩和であれば、地域情報を中心としたコンテンツの充実・デジタル放送の普及

### 見直しの方向性

	7010 07771711					
同一地域内		現状維持又は小幅緩和	・当該地域における多元性に直接影響するお それ			
星	異なる地域間		・より弊害が少ない			
	キー局と ローカル局	現状維持又は小幅緩和	・程度によってはキー局の影響力でローカル 局の地域における情報発信メディアとして の機能が失われるおそれ			
	ローカル局相互間	「地域性を考慮した一定の条件」 (放送対象地域が隣接かつ2放送対 象地域まで)を満たす事業者間で 兼営を認めるなどの大幅緩和 3地域以上の兼営等の適否につい ては、2地域の緩和の影響を踏ま えた上で将来検討	・地域性を維持し、デジタル化対応、地域における番組制作力・情報発信力の向上につながる経営基盤の強化が可能となる場合は、大幅緩和が適当 ・隣接していない場合、番組制作面などでの連携の確保が問題 ・視聴者からみて、地理的な親近感を持てる県域を越える範囲には少なくとも現時点では一定の地理的な限界あり・経営基盤の充実という観点から可能な限り多数のローカル局が連携することも考えられる。			
		出資比率規制については、地域性 の程度に応じて、一定の緩和を検 討(一定の地理的範囲を設ける)	れるが、従来の県域を基本とする地域情報 番組に慣れている視聴者のニーズにも配慮 が必要 ・多数のローカル局が連携する場合の影響を 現時点で十分に検証することは困難			
経営破綻時		一時的に、完全子会社化を含めた 出資比率の緩和	・経営困難時も、基本的には、通常の原則の 範囲内での対応が望ましい ・しかし、放送サービスの継続に支障が生じる ような場合には、視聴者利益確保の観点から、 一定の条件の下に例外的に特別ルールを認 めることが適当			

### 16年改正 (16年3月)

	同一地域内	現状維持 (1/10)
F)	異なる地域間	
	キー局とロー カル局	現状維持 (1/5)
		隣接地域で7地域までは、出資比率規制 (議決権保有比率)を1/5から1/3に緩和
	ローカル局 相互間	隣接地域が次の場合には、出資比率規制を全廃(合併可能) ①連携の対象となる地域のすべてがいずれか1の地域に隣接する場合 ② 地域的な関連性が密接であるものとして別に定める場合(東北6県など)
経営破綻時		<ul><li>・会社更生法の更生手続開始の決定があったとき等には、出資比率制限及び役員兼務制限を適用しない</li><li>・100%出資まで可能(合併は不可)</li><li>・経営回復後は、通常ルールを適用</li></ul>

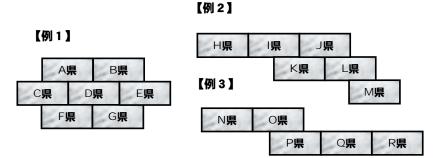
### 現状

○ 16年改正で緩和された基準を適用した事例なし

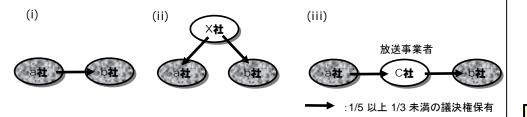
※ 第三者名義株式等によるマスメディア集中排除原則違反事例の確認の過程で、結果として、従来の出資比率規制(1/5)を超えるが、隣接地域での出資比率規制の緩和(1/3)の範囲におさまっていた事例はあった(東海テレビによる石川テレビ・富山テレビへの出資等)

○ 隣接地域のローカル局相互の連携の場合、7地域まで の連携が可能

複数の放送対象地域が地理的に接しながら連なっているような下の例はすべて連携可能 (※キー局は対象外)



「連携」とは、放送事業者a、bの間に、次の(i)から(iii)のような議決権の保有関係がある場合をいう



○ 連携の対象となる地域すべてがそのうちのいずれか 一つの地域に隣接する場合、兼営が可能

「すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接している場合」

にあたる例 (※関東、中京、近畿広域圏局は対象外)

#### 【例1】



放送対象地域であるA~E県が上のような地理的な位置関係にある場合、 B県に着目すると「すべてがそのうちのいずれか一つの地域(上図ではB県)に隣接している地域」にあたることになる

#### 【例2】



放送対象地域であるW~Z県が上図のような地理的な位置関係にある場合、Y県に着目すると「すべてがそのうちのいずれか一つの地域(上図ではY県)に隣接している地域」にあたることになる。

【参考】「すべてがそのうちのいずれか一つの放送対象地域に隣接している場合」にあたらない例



放送対象地域であるL~O県が左図 のような地理的な位置関係にある場合は、いずれの県に着目しても「すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接している地域」にあたらないことになる。

※ 地域的な関連性が密接であるものとして別に定める場合も兼営 まで可能 (東北全県、九州全県、九州全県+沖縄県)

※ 海域を挟んで最も近い特定の放送対象地域間は「隣接」として扱う。・ 北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

## Ⅱ-8 マスメディア集中排除原則の違反事例の概要

- 平成16年末から平成17年にかけて、名義株式の存在等に起因したマスメディア集中排除原則違反事例が発覚
- 〇 平成17年3月に74社に対して厳重注意を行うとともに、平成17年7月に第三者名義株式等による放送局に対する出資 状況の把握を容易にする等のため、必要な省令等の規定整備を実施
- マスメディア集中排除原則に違反していたのは、出資する側で18社、出資される側で54社

#### 違反事例が複数あったケース

#### 出資する側

出資者	出資先	超過比率
	三重テレビ放送	25.97%
東海テレビ放送	石川テレビ放送	3.45%
	富山テレビ放送	1.00%
帝田 自二レビサギ	鹿児島シティエフエム※	12.87%
鹿児島テレビ放送	エフエム鹿児島	8 40%

### 違反事例が一のケース

#### 出資する側

出資者	出資先	超過比率
ラジオ福島	エフエム福島	12.50%
琉球放送	琉球朝日放送	8.00%
テレビ山梨	エフエム富士	7.25%
秋田テレビ	エフエム秋田	7.00%
信越放送	ながのコミュニティ放送※	6.45%
テレビ宮崎	エフエム宮崎	6.40%
大分放送	エフエム大分	5.00%
青森テレビ	エフエム青森	5.95%

その他: テレビ→FM(5ケース) テレビ→テレビ(2ケース)

### 出資される側

出資先	出資者	超過比率
/	北海道新聞	37.50%
エフエム北海道	北海道テレビ放送	4.00%
ニまニレビサツ	東海テレビ放送	25.97%
三重テレビ放送	中日新聞社	6.82%
ZIP-FM	中日新聞社	20.58%
ZIF-FIVI	名古屋鉄道	0.15%
は ウェファ / おギ	中日新聞社	13.29%
岐阜エフエム放送	岐阜新聞社	9.25%
ナフェ / 行自	ラジオ福島	12.50%
エフエム福島	読売新聞東京本社	4.00%

その他: 新聞社2社、テレビ2社(3ケース) →FM 新聞社2社、新聞社・テレビ→テレビ

#### 出資される側

出資先	出資者	超過比率
高知放送	高知新聞社	30.80%
エフエム中九州	熊本日日新聞者	30.32%
三重エフエム放送	中日新聞社	30.00%
エフエム・サン※	香川テレビ放送網	26.67%
エフエムとなみ※	北日本新聞社	20.00%
中国放送	中国新聞社	17.57%
山形テレビ	山形新聞社	16.81%
テレビ愛知	中日新聞社	14.30%
鹿児島シティエフエ	鹿児島テレビ放送	12.87%
ム※		
エフエム大阪	個人	10.00%
まってム人版 熊本シティエフエム	熊本日々新聞社	10.00%
	 琉球放送	8.00%
長野朝日放送	信濃毎日新聞	7.50%

※はコミュニティ放送

総務省

#### 出資する側・出資される側

出資者	出資先	超過比率
テレビ大分	エフエム大分	1.00%

出資先	出資者	超過比率
テレビ大分	読売新聞大阪本社	0.30%

エフエム富士 テレビ山梨 7.25% エフエム秋田 秋田テレビ 7.00% 宮城テレビ放送 読売新聞東京本社 6.80% ながのコミュニティ 信越放送 6.45% 放送※ 福島中央テレビ 読売新聞東京本社 6.40% 6.40% エフエム宮崎 テレビ宮崎 読売新聞東京本社 6.10% テレビ新潟放送網 5.95% エフエム青森 青森テレビ 山形放送 5.43% 山形新聞社

その他: テレビ ←新聞社(9ケース) テレビ ←テレビ(3ケース) FM ←新聞(6ケース)

FM ←テレビ AM ←新聞

41

## Ⅱ-9 支配の基準の概要

=# \L 1# thi A		参考		
議決権割合	マスメディア集中排除原則	(会社法)	(証券取引法)	
1/10 超	<ul><li>放送対象地域が重複する地上放送事業者 を支配</li></ul>	・少数株主権の行使が可能※		
1/5 以上	<ul><li>放送対象地域が重複しない地上放送事業 者を支配</li></ul>		- ・常に関連会社となる (出資比率に応じて損益が親 会社の財務諸表に反映)	
1/3 以上	<ul><li>・隣接7地域までの地上放送事業者を支配</li><li>・委託放送事業者を支配</li><li>・衛星役務利用放送事業者を支配</li></ul>	・株主総会において特別決 議事項の決議を阻止する ことが可能 (1/3超)		
1/2 超	・地上放送事業者がBSデジタル放送事業 者を支配	・子会社 ・株主総会において、単独 で通常決議事項を決議す ることが可能	・常に子会社となる (連結財務諸表の作成対象と	
2/3 以上		・子会社 ・株主総会において、単独 で特別決議事項を決議す ることが可能	なり、売上高や利益など が全面的に連結決算に反 映)	

注 会社法上、少数株主権の行使要件は1/100以上又は3/100以上であり、1/10以上であれば当然に少数株主権の行使は可能。

平成17年10月現在

	地上放送事業者						
保有議決権比率			テレビジョン放	テレビジョン放送事業者※1		営社等※2	
	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合	
10%未満	59社	30. 1%	30社	23. 3%	29社	43. 3%	
10%以上20%未満	84社	42. 9%	70社	55. 1%	14社	20. 3%	
20%以上30%未満	19社	9. 7%	11社	8. 5%	8社	11. 9%	
30%以上40%未満	17社	8. 7%	11社	8. 5%	6社	9. 0%	
40%以上50%未満	9社	4. 6%	4社	3. 1%	5社	7. 5%	
50%以上	8社	4. 1%	1社	0. 8%	7社	10. 1%	
合 計	196社※3	100. 0%	127社	100. 0%	69社	100. 0%	

- ※1 「テレビジョン放送事業者」には、テレビ・ラジオ兼営社34社を含む
- ※2 「ラジオ単営社等」には、データ単営の2社も含む
- ※3 札幌テレビ放送株式会社が平成17年10月にラジオ分社化を行ったため、事業者数が平成16年度末に比べ1社増加

## Ⅱ−11 会社法等における子会社等

## 会社

## 子会社

財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配している(子会社の子会社も含む。)

- 1 議決権の過半数を自己の計算で所有
- 2 議決権の40/100以上50/100以下を自己の計算で所有で、①~⑤のいずれかに該当
  - ① 自己、自己と緊密な者及び議決権行使に同意した 者の議決権の合計が過半数
  - ② 役員・使用人又はそれらであった者(影響力を与えられる者)が取締役会等の過半数
  - ③ 重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等の存在
  - ④ 資金調達額の総額の過半についての融資を行っていること(自己と緊密な者による融資額を含む。)
  - ⑤ その他意思決定機関を支配していることが推察される事実の存在
- 3 自己、自己と緊密な者及び議決権行使に同意した者の 議決権の合計が過半数で、22~5のいずれかに該当

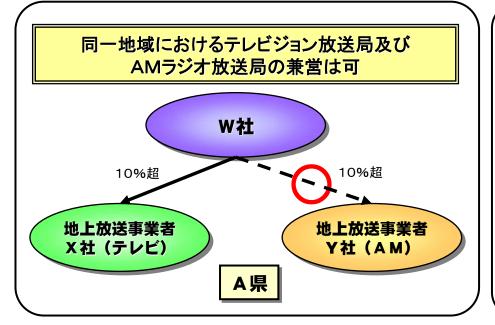
## 関連会社

出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務 及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響 を与えることができる(子会社を除く。)

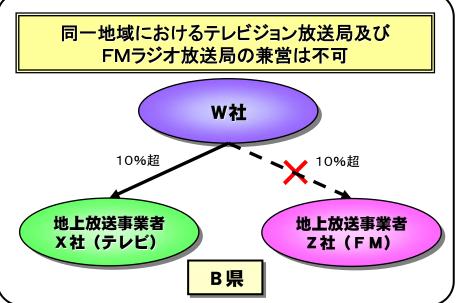
- 1 議決権の20/100以上を自己の計算で所有
- 2 議決権の15/100以上20/100未満を自己の計算で所有で、①~⑤のいずれかに該当
  - ① 役員・使用人又はそれらであった者(影響力を与えられる者)が代表取締役、取締役等に就任
  - ② 重要な融資を実施
  - ③ 重要な技術を提供
  - ④ 重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上 の取引の存在
  - ⑤ その他財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推察される事実の存在
- 3 自己、自己と緊密な者及び議決権行使に同意した者の 議決権の合計が20/100以上で、2①~⑤のいずれかに 該当

会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)、会社計算規則(平成18年法務省令第13号) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)

- 同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可 (ただし、テレビジョン放送、AMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止)
- 同一地域におけるテレビジョン放送局及びFMラジオ放送局の兼営は不可



A県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、AMラジオ放送局であるY社を支配できる



B県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、FMラジオ放送局であるZ社を支配できない

総務省

〇 中波放送事業者47社中、下記の37社がテレビジョン放送との兼営又はテレビジョン放送事業者に支配されている。すべて昭和44年 (1969年)までに開始。

ラジオ事業者名	放送対象地域	ラジオ開始年	テレビ開始年
北海道放送	北海道	昭和27年(1952年)	昭和32年(1957年)
STVラジオ※	北海道	昭和37年(1962年)	昭和34年(1959年)
青森放送	青森県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
アイビーシー岩手 放送	岩手県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
東北放送	宮城県	昭和27年(1952年)	昭和30年(1955年)
秋田放送	秋田県	昭和28年(1953年)	昭和35年(1960年)
山形放送	山形県	昭和28年(1953年)	昭和35年(1960年)
TBSラジオ&コミュ ニケーションズ※	関東広域圏	昭和26年(1951年)	昭和30年(1955年)
ニッポン放送※	関東広域圏	昭和29年(1954年)	昭和34年(1959年)
山梨放送	山梨県	昭和29年(1954年)	昭和34年(1959年)
新潟放送	新潟県	昭和27年(1952年)	昭和33年(1958年)
信越放送	長野県	昭和27年(1952年)	昭和33年(1958年)
北日本放送	富山県	昭和27年(1952年)	昭和34年(1959年)
北陸放送	石川県	昭和27年(1952年)	昭和33年(1958年)
福井放送	福井県	昭和27年(1952年)	昭和35年(1960年)
岐阜放送	岐阜県	昭和37年(1962年)	昭和43年(1968年)
静岡放送	静岡県	昭和27年(1952年)	昭和33年(1958年)
中部日本放送	中京広域圏	昭和26年(1951年)	昭和31年(1956年)

ラジオ事業者名	放送対象地域	ラジオ開始年	テレビ開始年
京都放送	京都府	昭和26年(1951年)	昭和44年(1969年)
毎日放送	近畿広域圏	昭和26年(1951年)	昭和34年(1959年)
朝日放送	近畿広域圏	昭和26年(1951年)	昭和31年(1956年)
山陰放送	鳥取県·島根県	昭和29年(1954年)	昭和34年(1959年)
山陽放送	岡山県·香川県	昭和28年(1953年)	昭和33年(1958年)
中国放送	広島県	昭和27年(1952年)	昭和34年(1959年)
山口放送	山口県	昭和31年(1956年)	昭和34年(1959年)
四国放送	徳島県	昭和27年(1952年)	昭和34年(1959年)
西日本放送	岡山県·香川県	昭和28年(1953年)	昭和33年(1958年)
南海放送	愛媛県	昭和28年(1953年)	昭和33年(1958年)
高知放送	高知県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
アール・ケー・ ビー毎日放送	福岡県	昭和26年(1951年)	昭和33年(1958年)
九州朝日放送	福岡県	昭和29年(1954年)	昭和34年(1959年)
長崎放送	長崎県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
熊本放送	熊本県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
大分放送	大分県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
宮崎放送	宮崎県	昭和29年(1954年)	昭和35年(1960年)
南日本放送	鹿児島県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
琉球放送	沖縄県	昭和29年(1954年)	昭和35年(1960年)

注1 ※を付した3社については、テレビジョン放送事業者に支配される中波放送事業者。テレビ開始年については、それぞれを支配するテレビジョン放送事業者のもの。なお、 当該事業者を支配するテレビジョン放送事業者は、STVラジオは札幌テレビ放送、TBSラジオ&コミュニケーションズは東京放送、ニッポン放送はフジテレビジョンである。

注2 STV及びTBSについては、開局当初はラジオ・テレビ単一会社。TBSは平成13年(2001年)、STVは平成17年(2005年)にそれぞれラジオ事業を分社化。

注3 ニッポン放送については、平成17年(2005年)にフジテレビが完全子会社化。それ以前は、ニッポン放送がフジテレビに出資(ラテ兼営に該当)。

# Ⅱ-14 中波放送と超短波放送の比較

	中波放送(AM放送)	超短波放送(FM放送)	
周波数	531kHz~1602kHzまでの9kHz間隔 の周波数	76. 1MHz~89. 9MHzまでの0. 1MHz 間隔の周波数	
変調方式	振幅変調(AM変調)	周波数変調(FM変調)	
特徴	<ul> <li>・地形等の影響を受けにくく、1局あたりのサービスエリアを大きくできる</li> <li>・カーラジオ等の移動体に対しても安定したサービスを提供できる</li> <li>・夜間になると外国の電波による混信が生じる地域もある</li> </ul>	<ul> <li>中波放送と比較するとサービスエリアは狭い</li> <li>・雑音による妨害が少ない</li> <li>・良質のステレオ放送ができる</li> <li>・昼夜とも見通し距離外にはほとんど伝搬せず、外国の電波による夜間の混信がほとんどない</li> </ul>	
放送開始年	1925年(大正14年)	1969年(昭和44年)	
一般放送事業者数	47社 (テレビとの兼営 34社、AM単営 13社)	53社 (コミュニティ放送事業者を除く。)	

## Ⅱ-15 いわゆる「三事業支配」の禁止

- マスメディア集中排除原則の例外として、同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可
- ただし、テレビジョン放送、AMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止
- なお、ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととならない場合には可能

# A Mラジオ放送局とテレビジョン放送局 の兼営の例

同一地域におけるテレビジョン放送局及び AMラジオ放送局の兼営は可

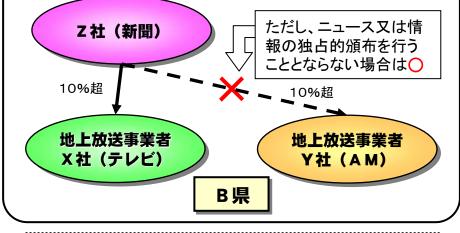
W社

地上放送事業者 X社(テレビ) 本県 10%超 地上放送事業者 Y社(AM)

A県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、AMラジオ放送局であるY社を支配できる

### 三事業支配の例

同一地域におけるテレビ・AMラジオ・新聞の三事 業支配は原則禁止



B県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているZ新聞社は、AMラジオ放送局であるY社を支配できない

## Ⅱ−16 諸外国の放送分野に関する規制の概要

	米国	英国	仏国	独国	韓国
放送を規律する 根拠法	·34年通信法 ·96年通信法	·90年放送法、96年放 送法、03年通信法	・視聴覚コミュニケー ション法	・放送に関する州間協 定 ・各州の放送法	・電波法、放送法
参入規制	<ul> <li>・FCC<sup>※1</sup>の無線局免 許(無線系)<sup>※2</sup></li> <li>・市、郡等によるフラン チャイズ付与(有線 系)<sup>※3</sup></li> </ul>	<ul> <li>Ofcom<sup>※1</sup>の電子通信 ネットワークの一般認可</li> <li>Ofcomのマルチプレックスサービス<sup>※4</sup>の免許</li> <li>Ofcomの番組サービスの免許</li> </ul>	・CSA <sup>※1</sup> の電子通信 ネットワークの届出 ・CSAのマルチプレック スサービスの許可 ・CSAの番組サービス の許可	<ul><li>・連邦ネットワーク庁の電子通信ネットワークの届出</li><li>・州メディア庁の放送サービス免許</li></ul>	・情報通信部長官の 無線局免許(無線系) ・情報通信部長官の 放送局許可(有線系)
	[ハードソフトー致]				[ハードソフトの一部 分離も可能]
外資規制	あり (地上)	なし	あり (地上)	あり(地上)	あり
有料放送に 対する料金規制	・市、郡等による規 制 (FCCが有効な競 争下にないとした 時)	なし	なし	なし	放送委員会の承認
番組規律	・通信法のほか、F CC規則により個別 に規律	・通信法のほか、 Ofcomの番組基準、免 許の条件により個別 に規律	・視聴覚コミュニ ケーション法のほか、 政令、個別協定等に より個別に規律	・放送に関する州間 協定、州法等により 個別に規律	・放送法令のほか、 放送委員会が個別に 規律

- ※1 FCCとは連邦通信委員会(Federal Communications Commission)を、Ofcomとは通信庁(Office of Communications)を、CSAとは視聴覚高等評議会(Le Conseil superieur de l'audiovisuel) をいう。
- ※2 暗号化技術を用いて特定の加入者に配信するようなDBS(Direct Broadcast Satellite)サービスはsubscriptionサービスとされコンテンツ規制等の対象とされる。
- ※3 地域電話会社によるオープンビデオシステムサービス(電話回線でのビデオ番組提供サービス)はFCCの許可。
- ※4 2以上のデジタル用の番組サービス等から成るサービスをいう。

- 諸外国において、放送の多元性の確保等のため、マスメディア集中排除原則と同様のルールが設けられている
- 近年、基本的に緩和の方向で見直しが行われる中で、同一地域内での地域性確保のための規律を継続する一方で、地域 をまたがる複数局支配は一定の条件の下で緩和する手法が主流となりつつある

	米国	英国	仏国	独国	伊国	韓国
概要	マスメディア集中 排除は、全国210 の地域(DMA)ごと に管理(約1,400局の	免許 Channel 3 は地域 ごとの15の免許及	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送3局の放送局が存在)		許の両方あり(全国 放送11局のテレビ局	全国免許・地域免許 の両方あり(全国放送 4局はいずれも公共放 送)
地域所有 規制	<ul><li>8局未満の局しかないDMAでは、複数局支配不可</li><li>8局以上の局があるDMAでは一定の条件の下で、2局まで支配可能</li></ul>	・ Channel 3 につ いて、地方紙シェ ア20%超の新聞社 は免許取得禁止	<ul> <li>同一地域での地域テレビ局の複数許可取得禁止</li> <li>全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の許可取得者は、地域テレビ局の1/3超の議決権の保有禁止等</li> </ul>	・ 州ごとに、新聞とのクロス所有規制あり 支配的世論形成力(30%超の年平均視聴率等)を有することとなる保有は禁止	・幅広いメディア関・連事業の市場(S	100分の30超の保 有禁止 ・売上額が全放送事 業者の売上額の 100分の33超とな
全国所有 規制	<ul><li>4大ネットワーク間の合併禁止</li><li>全国視聴可能世帯数の39%超となる複数局支配の禁止</li></ul>	・ Channel 3 につ いて、全国紙シェ ア20%超の新聞社 は免許取得禁止 等	<ul> <li>全国テレビ局の複数許可取得禁止</li> <li>全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の議決権の49%超の保有禁止</li> <li>1の全国テレビ局の議決権の15%超を保有している場合、他の全国テレビ局の15%超の議決権の保有禁止等</li> </ul>		上を占めることを 禁止	る相互兼営禁止 ・新聞社等による総 合編成又は報道に 関する専門編成を 行う放送事業者の 株式、持分の所有 禁止 等

# || - 1 8 地上波に係る地域所有規制

			<u> </u>		
	米国	英国	仏国	独国	韓国
テレビ	・条件付き※で2局まで支配可能 ※ 8局以上のテレビ局がある、少なくとも 1局が直近の全日視聴シェア上位4位 以外等	• 規制なし	① 視聴者数が年間平均視聴率がテレビサービス全体の視聴の2.5%を超えるテレビ局の許可を持つ者は、地域テレビ局の資本又は議決権の1/3超を保有できない(アナログ・デジタル) ② 視聴者数が年間平均視聴率がテレビサービス全体の視聴の2.5%を超える全国テレビ局と地域テレビ局はアナログ) ③ 同一地域での地域テレビ局の複数許可の取得禁止(アナログ・デジタル)	・規制なし	・地上放送事業者による 次の地上波移動マルチ メディア放送事業者の相 互兼営・株式等の所有 は不可 -3以上6未満の地上波移動マ ルティメディア事業者がある 放送圏域では、その1/3を超 える地上波移動マルティメ ディア事業者を経営する場合 -6以上の地上波移動マルティ メディア事業者がある放送の 地上波移動マルティ メディア事業者がある放送の は、その1/5を超える地 と波移動マルティ メディア事業者を経営する場合
ラジオ	<ul> <li>次のとおり支配可能</li> <li>45局以上の市場で、8局まで(AM,FM それぞれ5局まで)</li> <li>30~44局の市場で、7局まで(AM,FM それぞれ4局まで)</li> <li>15~29局の市場で、6局まで(AM,FM それぞれ3局まで)</li> <li>4局以下の市場で、5局まで(AM,FM それぞれ3局まで)</li> <li>ただし、AM,FM1局ずつの場合を除き、市場の50%以上の認識可能権益保有は不可</li> <li>※市場の局数は、商業局の局数</li> </ul>	上重複する形でカバレッジエリアが相互に重複する場合、当	·規制なし	・規制なし	
クロス 所有	・次のとおり支配可能 ① 20以上の独立メディアが存在する市			(メディア横 断的な規 制)	

# || - 19 地上波に係る全国所有規制

	N/ E	#=		<b>*</b> ** <b>=</b>	++-
	米国	英国	仏国	独国	韓国
地域免許の規制					
テレビ	・全国視聴可能世帯数 の39%超となる商業 テレビ局の複数所有、 運営若しくは支配又 は認識可能権益の保 有の禁止	・規制なし	・サービス地域の人口合計が1,200万人超となる地域テレビ局の許可の取得禁止(アナログ・デジタル)	_	(参考) ・ 有線放送事業者が、全有線放送 区域の5分の1を超える区域で有線 放送事業を経営することとなる相 互兼営・株式等所有は不可。
ラジオ	・規制なし	・規制なし	・地上ラジオ全体の蓄積潜在視聴者数の20%超となるラジオ局の許可の取得禁止(アナログ・デジタル) ※蓄積潜在視聴者数とは、放送の受信地域に居住する人口	_	
全国所有規制					
テレビ	・4大ネットワーク間の合併禁止	・規制なし	① 何人も、年間平均視聴率が、テレビス全体の視聴の2.5%を超れ49%超を直接・間接に保有では議ででは、でアナログ・デジタル)② 1(2)の全国テレビ局の資本又は議後・間接に保有している場合での登録に保有している場合でのでは、他の15%超(5%超)を直接に保有できない(アナログ) をはに保有できない(アナログ) (3) 全国テレビ局の複数許可の取には、一次が異なった会社に接りは間によりは間によりは間によりはできない。よりは間によりによりには、一次が異なった。よりは間によりによりには、一次が異ないには、一次が異ないには、一次が異ないには、一次が異ないには、一次が異ないによりに対している。	・支配的世論形成力を有しない限りにおいて、自ら又は自らが関与する企業を通じて、全国で放送番組を無制限に提供することが許される  ※支配的世論形成力があると推定されるのは、全国向けテレビ放送で、を受けるのは、全国向けテレビ放送で、を受けるのは、全国向けテレビ放送事業者に出資している企業が、年平均で30%以上の視聴率の合計をテレビ市場で獲得した場合等  ※視聴率が25%に達し、メディア関連市場で市場支配的地位にある場合である場合では、対ディア関連市場での活動の総合評価として世論に与える影響が視聴率30%に相当すると認められる場合には、支配的世論形成力を有するものと推定する	① 何人も、地上放送事業者、総合編成・報道に関する専門編成を行う放送チャンネル使用事業者の30/100を超える株式等所有は不可。 ② 地上放送事業者、衛星放送事業者の売上額が、全放送事業者の売上総額の33/100を超える相互兼営・株式等所有は不可。 ・ 有線放送事業者の売上額が、全有線放送事業者の売上額が、全有線放送事業者の売上額が、全有線放送事業者の売上額が、全有線放送事業者の売上額が、全有線放送事業者の売上総額の33/100を超える相互兼営・株式等の所有は不可。
ラジオ	・規制なし	・全国ラジオマル チプレックス免許 は1免許まで保有 可	・サービス地域の人口合計が1.5億 人超となるラジオ局の複数免許の 取得禁止 (アナログ)		

# ||一20 衛星放送に係る所有規制

	米国	英国	仏国	独国	韓国
衛星放送に係る所有規制	・規制なし ・ただし、独禁法に基づ く審査や、公益 (Public Interest)に反 するとされた場合の FCCによる規制はあ る	・ただし、衛星放送に係るTLCS (Television Licensable Content Service) 免許を保有する放送事業者の合併事例につき、media public interestの観点から関係大臣が介入する際、Ofcomが当該大臣に対し、当該事例に関して考慮する。	① 本 は は ま で は ま で は ま で は ま で は ま で な と は ま で な と は ま で な と は ま で な と は ま で な と は ま で な と は ま で な と は ま で な と は ま で な と は ま で な と は ま で な と な ま で な と な ま で な と な ま で な と な ま で な と な ま で な と な ま で な と な ま で な と な ま で な と な ま で な と な ま で と な さ な ま で と な さ で と な と な さ な と な さ な と な さ な と な さ な と な さ な と な さ な と な さ な と な さ な と な さ な と な さ な と さ な と さ な と さ な と な と	・支配的世論形成力を有 しない限りにおいて、自 ら又は自らが関与する 企業を通じて、全国で 放送番組を無制限に提 供することが許される (地上波等をも含めた規律)	① 地上放送事業者、領別 地上放送事での 33/100を 1 を 1 を 2 を 33/100を 1 を 33/100と 1 を 33/100と 1 を 33/100以上の 1 を 33/10の以上の 1 を 33/100以上の 1 を 33

# Ⅱ-21 新聞とのクロス所有規制の概要

	米国	英国	仏国	独国	韓国
全国レベル		(ii) 20%以上のシェアの全 国新聞社は、チャンネル 3に対し、20%以上の出 資不可	<ul> <li>・次の3つに該当する者に対する地上ラジオ・テレビの許可は不可(全国)(アナログ・デジタル)</li> <li>(i) 人口400万人以上の地域の地上テレビの許可取得者</li> <li>(ii) 人口3,000万人以上の地域の地上ラジオの許可取得者</li> <li>(iii) 直近12ヵ月におけるシェア20%以上の日刊新聞社の編集者・支配者</li> </ul>		① 新聞社・大企業による、 地上放送事業者、総門 地上放送チャンネ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
地域レベル	・同一市場内では、日 刊新聞を所有・支配 している者によるテ レビ局又はラジオ局 の所有禁止 ※日刊新聞:DMA内で週4 日以上発行され、DMA 内世帯の5%超の発行部 数を有する英字新聞	取得不可	・同地域で、次の3つに該当する者に対する地上ラジオ・テレビの許可は不可(アナログ・デジタル) (i) 同地域の地上テレビ(全国・地域)の許可取得者 (ii) 潜在的視聴者数の累積が同地域の地上ラジオ全体の10%を超える地上ラジオ(全国・地域)の許可取得者 (iii) 同地域の日刊新聞社(全国・地域)の編集者・支配者	・新聞に係るクロスメディア規制に伝るクロスメディア規制については、州ごとに規定・例えば、ベルリン及びブランデンブルク地域上の発行部数の25%以上の資本との経事業者の25%以上の資本との議議決権を保有することを禁止でいるとの結果にメディア限には適用しない)	-

# ||一22 「支配」等の基準

	米国	英国	仏国	独国	韓国
支配等	◎「認識可能権益」 一議決権付き株式の 5%以上を保有する 者は認識(間接保有) 者は認識(間接保有) (間接保有) (間接保育) (財) (財) (財) (財) (財) (財) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	<ul> <li>○「支配」</li> <li>(i) 50%超の株式資本又は議決権の保有</li> <li>(ii) 大種の保存</li> <li>(ii) 一間接の一個技術を多く点であるである。</li> <li>(ii) 古地域を多く点であるである。</li> <li>(ii) 古地域を多く点であるである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのであるのでは、2006/1期によりの意思にといる。</li> <li>(ii) 古地域を多くのであるのであるであるであるである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのであるのであるであるである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのであるのであるである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのであるのであるのである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのであるのであるであるであるである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのであるであるである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのであるである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのである。</li> <li>(ii) 古地域を多くのである。</li> <li>(ii) おいばれのである。</li> <li>(ii) は、</li> <li>(ii) ものであるのである。</li> <li>(ii) ものであるのである。</li> <li>(ii) ものであるである。</li> <li>(ii) ものであるのである。</li> <li>(ii) ものであるのであるのである。</li> <li>(ii) ものであるのであるのであるのである。</li> <li>(ii) ものであるのである</li></ul>	・所商と33-3条による 特別第233-3条にあるは 一方の会社を支配ではある 一方の会社を権にする。 一方の会社を権によいる。 一方の会る。 (ii) 結当とのの。 一方ののの。 一方ののの。 一方ののの。 一方ののの。 一方ののの。 一方ののの。 一方ののの。 一方のののの。 一方のののの。 一方ののの。 一方ののののののの。 一方のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	性の25%以上供類と決同 自ら決者に、の企工と、単同使以もの会社に、の企工と、単同使で以もの会社に、の企工を対し、当該も、単一でで以もの会社の会社の会社ののでは、ののでは、単一でで以ものと質がある。また、当時では、のの会社にあって、おの合うでは、ののでは、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時	・売上高、株式、持分等の 計算の際は、原則とし合む。 ・特殊関係者」の分も含む。 ・特殊関係者」の分も含む。 ・特殊関係者」の分も含む。 ・特殊関係者」ののとののはは44年のののののののののののののののののののののののののののののの

# || - 23 違反の場合の扱い

	米国	英国	仏国	独国	韓国
所有規制違の扱い	① 下CC 対信一にの免別では、	る一般的措直として、訓金、免許期間の短縮、免許の停止、免許の取消が科される	める一定条件の下、1年以 内の猶予期間を与えること ができる(ただし、政令は未制 定) ② クロスメディアの所有規 制に適合するとの条件の下に、 許可できる ③ 法により課された義務を 尊重するとともに、従わの停 場合には、1ヵ月以内の停	一視聴薬が基準以下に活用しない。 一視聴率が変の関連市場の関連市場の関連市場の関連市場では、ア関連市場の表示を記述を表示では、では、は、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	① 式は分付し、

# || - 2 4 変更把握の手段等

					総務
	米国	英国	仏国	独国	韓国
報告義務等	・定期的報告義務  TV・ラジオ局は、資本を持続には、資本を表別では、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	<ul><li>・免許申請時により把 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を</li></ul>	・議決権の10%以上を所有する者は、1ヵ月以内に通知する義務  (参考) ※10%に届かなくても、細かい情報可の取得者がCSAと結び取得者がCSAとはできるような項目が、許可の中で規定されている。※なお、実態として、その局に係る番組編成のルール等は制力をは認められていない。 を番組を表している。 をあるような場合にしか、かない	・放きにもできる。 ・	・最多数株式所有者の変更には、許可が必要 ・政府・放送委員会は、 関連資料の提出の要求が可能。それに違反した場合は、3,000万ウォン以下の過料。
義務を負う 者	・放送局の免許人	・放送局の免許人	・放送事業者のみならず、 当該放送事業者の議決 権の10%以上を保有する こととなった者は届出義務 を負う	・放送事業者、当該放送事業 者の資本又は議決権の 25%以上を保有している者 等が届出義務等を負う	• 放送事業者

	米国	英国	仏国	独国	韓国
担保手段	・FCCは急気では、 ・FCCは決しいでは、 ・FCCは決しいでは、 ・FCCは発しのでは、 ・FCCは発しのでは、 ・FCCを発し、 ・FCCを発し、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分をできるが、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分のでは、 ・自分ののでは、 ・自分のでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで	・免許の"award" かの"grant"かの"grant"のの"grant"があり、 ・免免年ののでは、 ・ののののののでは、 ・のののののののでは、 ・ののののののでは、 ・のののののでは、 ・ののののでは、 ・のののののでは、 ・ののでは、 ・のののののでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のででは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・ので	・議決権の10%以上を保有する者が当該情報を提供しない場合、18,000ユーロの罰金・許可の取消し等	・申請時の情報提供・届出、 ・申請時では、調査の実施・ ・別ができるでは、調査の実で、 ・別が表別のでは、調査のでは、調査を担当では、調査をできる。 ・別ができる。できる。 ・別ができる。できる。 ・問題をは、できる。 ・問題をは、できる。 ・問題をは、できる。 ・問題をは、できる。 ・問題をは、できる。 ・問題をは、できる。 ・問題をは、できる。 ・問題をできる。 ・問題をできる。 ・問題をできる。 ・問題をできる。 ・別のでは、よびでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、のでは、は、のでは、は、のできる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別ができる。 ・別のでは、は、のできる。 ・別のできる。 ・ののでできる。 ・ののでできる。 ・ののできる。 ・ののでできる。 ・ののでできる。	<ul> <li>15条による変更許可を受けなかった場合には、1年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金</li> <li>放送委員会は、許可条件に違反しているとき等は、是正命令が可能</li> </ul>

# Ⅱ - 25 地域性の確保

	米国	英国	仏国	独国	韓国
地域性確保のための規律	・ローカル番 はのよう では、	・チャンネル3(地域)で、 次のことが免許な 一十分な量の時間を地域 一のfcomが適切と認める 一のfcomが適切と認める 一地域である 一地域である 一地域である 一地域である 一地域である 一地域である 一地域である 一地域である 一地域でで、 間帯に が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・ローカル向け番組に関する 事項が、CSAと許可の取得 者との間で結ばれる 中に定められでは、地方で ものでは、地方では、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方の又ははからのである。 ・地域では、地方がはがいが、大大のでは、大大のでは、大大のででを ががからのが、ケーブにはならいが、大大のでは、大大のでは、大大のでは、地方のの ・ながものが、大大のでは、地方のの ・ながもいが、大大ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・全球による。 ・全球による ・全球に は、 は、 なる で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・ 有線放送事業者は、1 のテレビ放送チャンネル を地域チャンネルとして 運用しなければならず、 地域チャンネル運用計画 を放送委員会等に提出し なければならない。
地域番組等	・ ローカル番組とは、 16 <sup>+</sup> 。以内の番組	・ 地域番組とは、地域の 生活者が特に関心を有 するサービスを含む番 組		・ローカル・ウィンドー番組 とは、本質的に地域的な 内容を持った、時間的・ 空間的制限がある放送 番組	・ 地域チャンネルを通して 送信することができるの は、視聴者の独自制作し た番組、地域生活情報番組、地方自治体の広報の ための番組等

# ||一26 外部制作番組に係る規律

	米国	英国	仏国	独国	韓国
外部制作番 組に係る規 律	・規制なし	<ul> <li>・地上テレビ放送局では、BBC1、BBC2、チャル5、BBC2、チャル5、BBC2、チャル5、BBC2、チャル5、BBC2、チャル5、BBC2、チャル5、サインを発酵を発酵を発酵を発酵を発酵を発酵を発酵を発酵を発酵を表する。</li> <li>・大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、</li></ul>	・全ての放送事業者は、 内容の多様性を確保 する義務を負う ・全国がクションの制作 を関いました。 ・全国がからはの制作 を関いての表 を見いている を見いている を見いている	・民間放送は、内容面で意見多様性を具現しなければならない ・全国向けテレビ総合放送には、州法に基づき、ウインドー番組を盛り込まなければならない。放送事業者は当該独立の第三者のために、番組制作の資金を提供しなければならない。 ・総合番組・情報に重点を置いた専門番組の放送事業者が年平均で10%の視聴率を達成した場合等には、独立の第三者のために一定の放送時間を認めなければならない。措置を講じない場合には、許可取消。(参考)・ローカル・ウインドー番組が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる規定が存在・独立の第三者のための放送時間とは、次のようなもの。 ・ウィンドー番組は、週260分以上で、最低75分は19時~23時半に放送。(週150分以下のローカル・ウィンドー番組を算入等・ウィンドー番組を算入等・ウィンドー番組事業者は、主番組事業者と従属関係にあってはならない・独立の第三者のための放送時間が義務付けられる場合には、州メディア庁は、放送事業者と協議のよ、ウィンドー番組を公募し、許可する	・地上放送の40/100以示義 ・ 地制作体の40/100以示義 ・ 注間を ・ 大きないでは、 ・ 大きなができるが、 ・ 大きなが、 ・ 大きがが、 ・ 大きが、 ・ 大きが、

# ||-27 米国における所有規制(上限の基準)の変遷

		テレビ	ラジオ		
改正年	全国	地域	全国	地域	
1941年	全国で3局まで			一地域で1局まで	
1944年	全国で5局まで				
1954年	全国で7局まで		全国でAM7局、FM7局		
1964年		一地域で1局まで			
1984年	全国で12局まで(ただし世帯数25%まで)		全国でAM12局、FM12局		
1988年				・主要都市では一地域1局まで ・一地域内でAM1局とFM1局の複数所有が可能	
1992年				・40以上の地域の場合、3AMと3FMまで	
				・30~39の地域の場合、3AMと2FMまで	
				・15~29の地域の場合、2AMと2FMまで	
				・14以下の地域の場合、1AMと2FM又は2AMと1FM	
1994年			全国でAM20局、FM20局まで	※ただし、世帯数25%まで(14局以下の場合は50%)	
1996年	・局数の制限を撤廃 ・視聴可能世帯数は35%		全国での制限を撤廃	・45以上の地域の場合、8局まで(ただしAM、FMそれ ぞれ5局まで)	
	まで			・30~44の地域の場合、7局まで(ただしAM、FMそれ ぞれ4局まで)	
1999年		・一地域で2局まで(ただし、当該2局以外に地域内に8局が存在し、かつ当該2局のうち少なく		・15~29の地域の場合、6局まで(ただLAM、FMそれ ぞれ3局まで)	
		とも片方は視聴シェアランキング5位以下)		・14以下の地域の場合、5局まで(ただしAM、FMそれ ぞれ3局まで。また、地域のラジオ局総数の50%以上	
2003年	(視聴可能世帯数45%まで) ※	(・4局以下の地域の場合、1局まで ・5~17局の地域の場合、2局まで ・18局以上の地域の場合、3局まで ・ただし、視聴シェアランキング上位4局のうち2局の所 有は禁止) ※		でれる局まで。また、地域のプシオ局総数の50%以上の所有禁止)	
2004年	視聴可能世帯数39%ま で				

出典:NHK放送文化研究所年報2005等により作成。

※2003年の制度改正については、連邦高裁判決により執行が停止されている。

# Ⅱ-28 所有規制に係る最近の動向

	米国	英国	仏国	独国	韓国
実例	<ul> <li>○米国のこと Communicationsと Hughes Electronics (DirecTV)が 月、明さが合 当れ合 (DirecTV)が 月、明さが で 1 の 2002年10月、明さが で 1 の 2004年が、FC は、2004年1月 (General Motors) を 1 の 4 の 4 の 4 の 4 の 4 の 4 の 4 の 5 の 4 の 6 の 6 の 7 の 6 の 7 の 6 の 7 の 8 の 7 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8</li></ul>	する企業同士の合併 ・所有規制の緩和により、Channel 3の免許を保有する企業同士の合併が進行 ・Channel 3の免許は、交付時に16の企業により保有されていたが、2005年現在、4社によって保有 ・最大のITV社は、12の免許を保有	ついて、政府の委託により、 2006年1月13日、アラン・ラ ンスロ教授が、報告書をドビ ルパン首相に提出 ・メディア業界の集中は現時 点において過剰ではないと し、一定の資本の集中はメ	を断念 ・2006年1月10日、メディア 分野における集中の調査のための委員会(KEK)が「放送に関する州間協立プリンが出済をが出版をするがであるとして、連邦力なあるとして理否・2006年1月24日、連邦出版のではいては、第一次の認用を担めがあるに、第一次の認用を担め、関リの認用を担め、関リの認用を担め、関リの認用を担め、	

## 米 国

RANK	Designated Market Area (DMA)	TV Homes	% of US	累計
1	New York	7,375,530	6.692%	6.692%
2	Los Angeles	5,536,430	5.023%	11.715%
3	Chicago	3,430,790	3.113%	14.828%
4	Philadelphia	2,925,560	2.654%	17.482%
5	Boston (Manchester)	2,375,310	2.155%	19.637%
6	San Francisco-Oak-San Jose	2,355,740	2.137%	21.774%
7	Dallas-Ft. Worth	2,336,140	2.120%	23.894%
8	Washington, DC (Hagrstwn)	2,252,550	2.044%	25.938%
9	Atlanta	2,097,220	1.903%	27.841%
10	Houston	1,938,670	1.759%	29.600%
11	Detroit	1,936,350	1.757%	31.357%
12	Tampa-St. Pete (Sarasota)	1,710,400	1.552%	32.909%
13	Seattle-Tacoma	1,701,950	1.544%	34.453%
14	Phoenix (Prescott)	1,660,430	1.507%	35.960%
15	Minneapolis-St. Paul	1,652,940	1.500%	37.460%
16	Cleveland-Akron (Canton)	1,541,780	1.399%	38.859%
17	Miami-Ft. Lauderdale	1,522,960	1.382%	40.241%
18	Denver	1,415,180	1.284%	41.525%
19	Sacramnto-Stkton-Modesto	1,345,820	1.221%	42.746%
20	Orlando-Daytona Bch-Melbrn	1,345,700	1.221%	43.967%
209	North Platte	15,320	0.014%	99.995%
210	Glendive	5,020	0.005%	100.000%

## 日本

順位	放送対象地域	世帯数	割合	累計
1	関東広域圏	15,664,716	33.48%	33.48%
2	近畿広域圏	7,809,482	16.69%	50.18%
3	中京広域圏	3,836,242	8.20%	58.38%
4	北海道	2,277,968	4.87%	63.25%
5	福岡県	1,906,862	4.08%	67.32%
6	静岡県	1,278,668	2.73%	70.06%
7	広島県	1,095,905	2.34%	72.40%
8	岡山県・香川県	1,053,688	2.25%	74.65%
9	宮城県	831,669	1.78%	74.18%
10	新潟県	791,880	1.69%	75.87%
11	長野県	755,840	1.62%	77.49%
12	鹿児島県	714,413	1.53%	79.01%
13	福島県	686,225	1.47%	82.73%
14	熊本県	644,963	1.38%	84.11%
15	山口県	582,437	1.25%	85.36%
16	愛媛県	564,959	1.21%	86.56%
17	長崎県	542,985	1.16%	87.72%
18	青森県	504,373	1.08%	88.80%
19	岩手県	474,660	1.02%	89.82%
20	鳥取県・島根県	456,496	0.98%	90.79%
31	佐賀県	277,606	0.59%	99.45%
32	福井県	258,328	0.55%	100.00%

世帯数合計:110,213,910

世帯数合計:46,782,383

<sup>※</sup> 総務省統計局「日本統計年鑑平成17年度版」より作成

# III 放送持株会社を活用した民放経営の在り方

## **Ⅲ-1 いわゆる「純粋持株会社」の解禁(H9)の概要**

#### 改正の理由

- 国際化の進展や経済構造の改革に対応するために、持株会社という経営形態を選択したいという動きがあること
- ・ 従来の規制が、事業支配力の過度の集中と関係のない持株会社まで規制しているといういわば過剰規制であること

### 独禁法改正 (H9)

#### 従来

- 〇「持株会社」の画一的禁止
  - ・持株会社とは、「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社」
  - ・事業支配力が過度に集中する こととなるか否かを問わず、画 一的に禁止
  - ※ いわゆる「事業持株会社」は 可能であったが、法律上は、純 粋持株会社、事業持株会社の 区別はない

### 改正

#### <持株会社の定義>

- ○「事業支配力が過度に集中することとなる」持株会社の禁止
  - ・事業支配力が過度に集中するとは、次のようなこと
  - ①持株会社グループが、次のいずれかにより、
    - (a)総合的事業規模が相当数の事業分野に渡って著しく大きいこと
    - (b)資金にかかる取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと
    - (c)相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること
  - ② 国民経済に大きな影響を及ぼし、
  - ③ 公正かつ自由な競争の促進の妨げになること
  - ・持株会社とは、「子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社」

#### く持株会社に係る規律>

- 総資産額が6,000億円以上の持株会社は、毎事業年度報告書を提出する義務
  - ・持株会社とは、「子会社の株式の取得価額の合計額」の「会社の総資産の額」に対する割合が50/100 超の会社
  - ・子会社とは、他の会社(親会社)により、議決権総数の50/100超を所有されている国内の会社
- 〇 持株会社の新設についての届出の義務

平成17年において、独占禁止法第9条の規定に基づき提出された事業内容報告及び会社設立届出書の件数は合計で8 5件で、そのうち、持株会社に係るものは、28件となっている。

業種	銀行業	小売・卸売業	保険業	証券業	その他
件数	12件	4件	3件	2件	7件
企業名	・(株)九州親和ホールディング、ス ・(株)ほくほくフィナンシャルグ・ループ ・三井トラスト・ホールディング・ス(株) ・(株)みず「ほフィナンシャルグ・ループ ・(株)ユーエフジェイホールディング・ス ・(株) 札幌北洋ホールディング、ス ・(株)三井住友フィナンシャルグ・ループ ・(株) もみじホールディング、ス ・(株) 三菱東京フィナンシャルグ・ループ ・(株) おらやかホールディング、ス ・(株) 紀陽ホールディング、ス	・ソフトバンク(株) ・ジェイェフイーホールディング、ス(株) ・双 日ホールディング、ス(株) ・(株)セブン&アイ・ホールディンクス	・(株)T&Dホールディンク、ス ・(株)ミレアホールディンク、ス ・アクサシ・ャハ・ンホールディンク、(株)	・(株)日興コーティアルク・ルーフ。 ・東短ホールティンク・ス(株)	・(株)住生活ケブループ【金属製品】 ・日本電信電話(株)【情報通信】 ・新日鉱ホールディンケズ(株) 【石油・石炭製品】 ・第一三共(株)【医薬品】 ・(株)三菱ケミカルホールディングス 【化学】 ・アイ・ヒー・エム ワールト・トレート・アジアホールディングスLLC ・ジー・イー・キャピタル・インターナショナル・ファンディング・インク

	総資産規模別件数
8兆円以上	12
5兆円以上 8兆円未満	2
2兆円以上 5兆円未満	12
1兆円以上 2兆円未満	2
6000億円以上 1兆円未満	0
合 計	28

- 注 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条では、子会社を含めた総資産額で国内の会社に係るものが一定金額を超える会社には、事業年度終了の日から3月以内に、公正取引委員会に報告書を提出する義務が課せられている
  - ① 持株会社(子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総審査の額に対する割合が50%超の会社):6,000億円
  - ② 銀行業、保険業又は証券業を営む会社:8兆円
  - ③ その他の会社:2兆円

(出典)公正取引委員会「平成17年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向」

# 金融制度調査会答申(H9.6.13)

「持株会社形態の利用を可能にするとともに、預金者保護等の観点から必要となる諸措置を講ずるため、所要の法整備等を行う」

- 銀行の持株会社活用の意義・役割
  - ・銀行の経営の選択肢の拡大
  - ・親子会社に比べ、リスク遮断等の面で相対的に優れる
  - →金融の効率化、金融システムの安定化、利用者利便の向上に資することが期待される
- 銀行を保有する持株会社の子会社の業務範囲
  - 銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨等から何らかの制限
- 持株会社等に対する規制等
  - •利益相反取引を通じた銀行経営の健全性が損なわれること等の弊害防止のための措置

# 銀行法等改正 (H10)

# 銀行

- 〇 持株会社に係る認可等
- ・出資の見込み、自己資本の充実状況等を審査
- 〇 取締役の兼職の制限
- ・銀行の場合と同様に認可が必要(銀行の健全 性等に支障なければ認可)
- 〇 業務範囲の制限
- ・子会社の経営管理・その附帯業務に限定
- ・銀行に対する他業制限の趣旨(効率性の発揮、 利益相反取引の防止、他業によるリスクの回 避等)を考慮
- 〇 子会社の範囲等の制限
- ・金融、金融関連の一定の業務に制限
- ・銀行に対する他業制限の趣旨、持株会社形態活用による効率化・利用者利便向上を考慮
- 持株会社グループによる株式取得の制限・ グループ合算で15%超の株式等の所有禁止
- ・銀行に対する他業制限の趣旨等を考慮

- 〇 連結自己資本比率規制
- ・銀行の健全性確保のための規律
- 〇 業務報告書等の提出
- 〇 連結ディスクロージャー
- 報告·資料の提出、立入検査
- 〇 改善計画提出の求め
- 〇 銀行の議決権保有に係る届出
- ・銀行・持株会社の議決権の5/100超の保有者 は届出が必要
- 〇 銀行主要株主に係る認可
- 〇 報告・資料の提出、立入検査
- 〇 措置命令等
- ・銀行の議決権の20/100以上(一定の場合には 15/100以上)の保有者は認可が必要

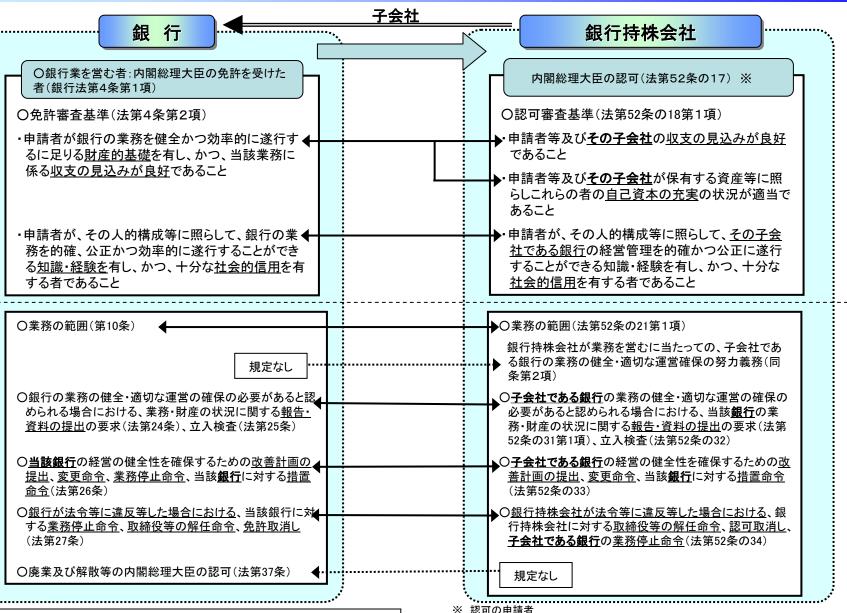
子会社:議決権の50/100超を所有する会社

持株会社に係る規律は、次の分野においても置かれている。

- 保険会社
- 長期信用銀行
- 証券取引所
- 金融先物取引所
- 航空会社
  - ※それぞれの持株会社に対する規律の程度は、それぞれの制度における必要性に応じて異なる

# 免許 ·認可規定 業務・監督規定

◆銀行、銀行持株会社において各々共通の内容を有する規定



68

〇以下の取引、行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社

・当該会社の子会社による銀行の免許の取得、・その他政令で定める取引又は行為

・当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得、

○銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者

# Ⅲ−5 航空持株会社に対する外資規制の概要

#### 改正の契機

- 国際民間航空条約に定める航空主権の観点から、外国人による自国内の2地点間における国内航空運送(カボタージュ)を原則的に禁止
- 航空運用事業者の許可を受ける資格について、申請者自身が日本人であることにより担保
- 平成14年10月、「日本航空株式会社」と「株式会社日本エアシステム」が共同持株会社「株式会社日本航空システム」を設立
- 〇 申請者の持株会社に対する規制がないため、実質的に外国航空会社によるカボタージュが可能となるおそれ (航空運送事業に対する外資規制の形骸化の懸念)

## 航空法改正 (H15)

#### 従来

- 航空運送事業の許可が与えられない者
  - ・日本の国籍を有しない人
  - ・外国又は外国の公共団体若しくはこれに 準ずるもの
  - ・外国の法令に基いて設立された法人その 他の団体
  - ・法人であつて、前3号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの

#### 改正

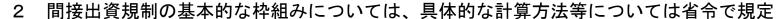
- 航空運送事業の許可が与えられない場合として、持株会社 等が外国人等である場合を追加
- ○「持株会社等」は、独占禁止法の持株会社その他の会社の 経営を実質的に支配していると認められる会社(省令で規定)
  - ① 独占禁止法の持株会社 (子会社(議決権の過半数を所有)の株式取得価額の合計額の会社の 総資産の額に対する割合が50/100超の会社)
- ②「子会社の株式の取得価額の合計額」の「会社の総資産の 額から子会社に対する貸付額の合計額を差し引いたもの」に 対する割合が50/100超の会社
- 航空運送事業者又はその持株会社等が外国人等に該当した場合には、許可は効力を失う

# Ⅲ-6 持株会社の定義

	(一般規定)	銀行持株会社	保険持株会社	長期信用銀行 持株会社
根拠法	私的独占の禁止及び公正取 引の確保に関する法律	銀行法	保険業法	長期信用銀行法
定義	子会社の株式の取得価額 <sup>※</sup> の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社 ※ 最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額	銀行を子会社とする独禁法上の持株会社であって、内閣総理大臣の認可を受けているもの	保険会社を子会社とする独禁 法上の持株会社であって、内 閣総理大臣の認可を受けて いるもの	長期信用銀行を子会社とする 独禁法上の持株会社であって、 内閣総理大臣の認可を受け ているもの

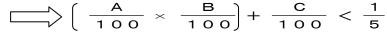
	証券取引所持株会社	金融先物取引所持株会社	航空運送事業の 持株会社
根拠法	証券取引法	金融先物取引法	航空法
定義	株式会社証券取引所を子会 社とする者又は株式会社証 券取引所を子会社とする会 社であって、内閣総理大臣の 認可を受けているもの	株式会社金融先物取引所を 子会社とする者又は株式会社 金融先物取引所を子会社とす る会社であって、内閣総理大 臣の認可を受けているもの	独禁法上の持株会社 及び 省令で定めた会社 <sup>※</sup> ※「子会社の株式の取得価額の 合計額」の「会社の総資産の額か ら子会社に対する貸付額の合計 額を差し引いたもの」に対する割 合が50/100超の会社

- 〇 近年における対内投資の増加、我が国における株式保有・出資の在り方の急激な変化等を踏まえ、外資規制の実効性を確保するため、地上放送について間接出資規制を導入する電波法及び放送法の改正案が、第163回特別国会にて可決・成立(平成17年10月26日)。
- 上記は、平成18年4月1日に施行。
- 1 地上放送について間接出資規制を導入する 【電波法第5条第4項の改正】 〇 地上放送は、
  - 国民的財産である公共の電波を使用するものであり、その有限希少性が強い
  - ・ 政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う
  - 災害情報等をはじめとする国民生活に不可欠な情報を提供
  - 米国、仏国等諸外国においても間接出資規制を導入
  - \* 衛星放送については、英国、米国、仏国において適用されている実例も無く、また、メディアとしての普及・発展段階にあること等から、今回は対象としない



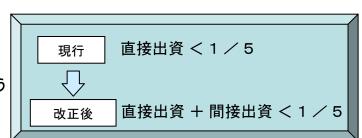
- (1)現行の外資規制比率(5分の1未満)は変更しない
- (2)間接出資の場合の計算は、かけ算を基本とする

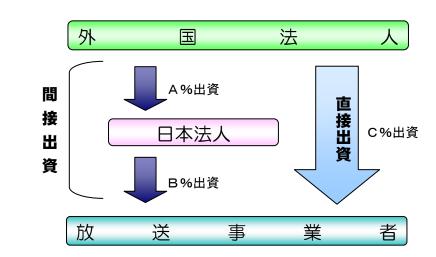
# 右図の例において



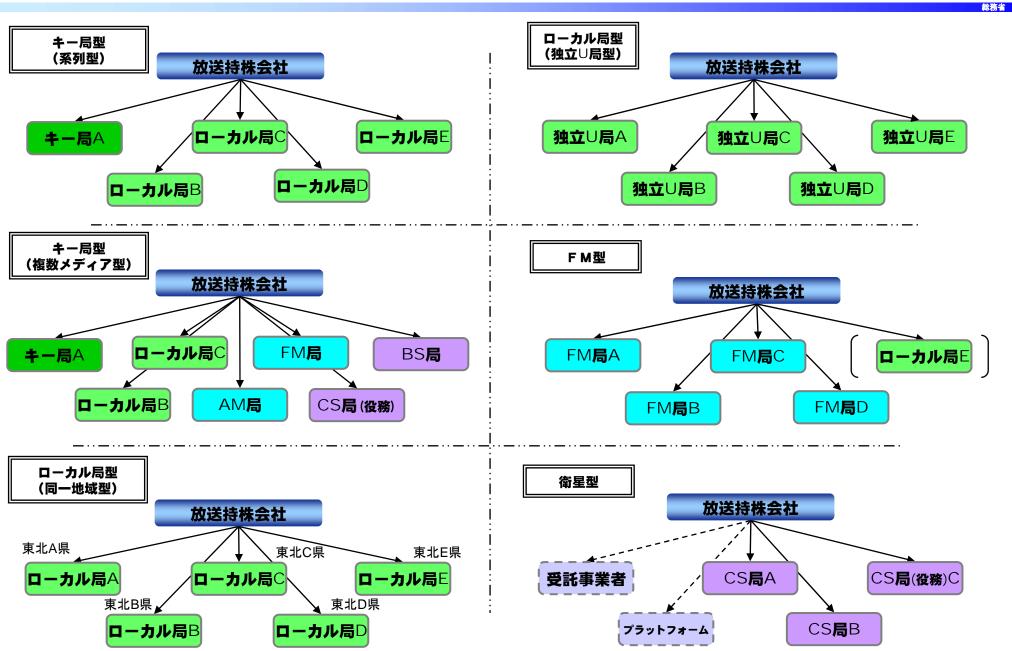
- (3)間接出資の場合、一定割合以上の出資を計算の対象とする
  - <一定割合を検討する上での参考> 5% 証取法の大量保有報告書の報告義務対象 10% 現在のNTTの間接出資規制の対象
- 3 その他 【放送法第52条の8等の改正】

間接出資に係る日本法人からの名義書換請求に応じて株主名簿に記載すると、外資規制に抵触することとなる場合、名義書換請求を拒否できる旨の規定の整備等所要の措置を講じる





# 放送持株会社の形態イメージ $\parallel \parallel - 8$



# Ⅲ-9 諸外国における制限の尺度

	米国	仏国	独国	伊国
複数支配の上限				
尺度	全国視聴可能世帯数	放送局数	支配的世論形成力 (視聴率等)	収入
具体的な基準	・ 39%超となる商業テレビ 局の複数所有、運営若し くは支配又は認識可能権 益の保有禁止	① が視している。 では、	・支配的りがあるテンピ語形成力を自発を自然を自然を自然を自然を自然を自然を自然を自然を表示を言いては、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	・ 幅広いメディア関連事業の市場 (SIC:統合コミュニケーションシステム)において、特定の1社の収入が、その20%以上を占めることを禁止  ※ SIC:受信料、広告料、スポンサー料、有料放送視聴料、日刊・定期刊行物とその付録(雑誌・音楽CD)の販売収入、インターネットを含む電子出版、年鑑・電話帳の出版収入、映画作品の利用(制作費以外の興行収入、ビデオやDVDの販売・レンタル収入)など各部門から構成される市場(収入の総和)

# 1 放送番組審議機関

# 目的

放送番組の適正を図ること(法§3の4①)

# 役割

放送事業者の諮問に応じ、必要な事項を審議し、放送事業者に対して意見を述べることができる(法§3の4②)

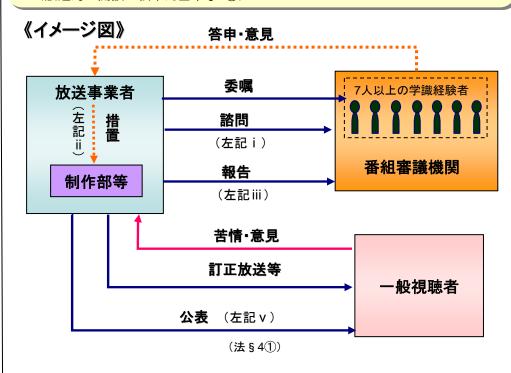


# <放送事業者の義務>

- i 番組基準・放送番組の編集に関する基本計画の策定・変更の際、審議機関へ諮問(法§3の4③)
- ii 審議機関が諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して措置(法§3の4④)
- iii 総務省令で定めるところにより、以下の項目を審議機関へ報告 (法 § 3 の4⑤)
- (a) ii により講じた措置の内容
- (b) 訂正又は取消放送の実施状況
- (c) 放送番組に関する苦情·意見等の概要
- iv 審議機関の答申・意見等を放送番組に反映させるため審議機関の機能の活用に努める (法§3の4⑥前段)
- v 総務省令で定めるところにより、以下の項目を公表 (法§3の46後段)
- (a) 審議機関の答申又は意見の内容その他審議の議事概要
- (b) ii により講じた措置の内容

# 組織構成

- ・原則、7人以上の委員で組織 (法 § 51(1))
- ・委員は、学識経験を有する者のうちから、放送事業者が委嘱(法§51②)
- ・委員は、できるだけその放送対象地域に住所を有する者 (放送局の開設の根本的基準 § 9<sup>(1)</sup>)



(注)放送区域が3分の2以上重複する場合等には、番組審議機関の共同設置が認められている(法§513)

# 2 放送番組の保存

審議機関又は訂正放送の関係者が視聴その他の方法により確認できるよう、原則として放送後3ヶ月間は放送番組を保存する義務(法§5)

# IV 衛星放送に係る規律の在り方

# BSアナログ放送 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送

# BSデジタル放送

# CS放送

# 国内放送

# 受託国内放送※1

# 電気通信役務利用放送※2

# 放送事業

- ① 放送番組の編集主体

- ② 放送局の管理・運用 主体

放送

# 委託放送事業

(放送番組の編集主体)

- (a) 放送番組を制作・編集
- (b) 受託放送事業者にその番組 の放送を委託

# 放送番組の放送を委託

# 受託放送事業

(放送局の管理・運用主体)

- (a) 放送局を管理・運用
- (b) 委託放送事業者からの委託 により、その放送番組をそのまま 放送

委託放送事業者の 放送番組を放送

# 电気通信役務利用放送事業

(放送番組の編集主体)

- (a) 放送番組を制作・編集
- (b) 電気通信事業者から衛星中継器 を利用する電気通信役務の提供を 受けて放送

# 電気通信役務

# 電気通信事業者

- (a) 衛星を管理・運用
- (b) 衛星を、需要に応じ て、放送にも通信にも 提供

放送

#### 視 聴 者

- ※1 110度CSデジタル放送については、右旋円偏波を利用するものに限る。
- ※2 110度CSデジタル放送については、左旋円偏波を利用するものに限る。

# ①出資比率規制

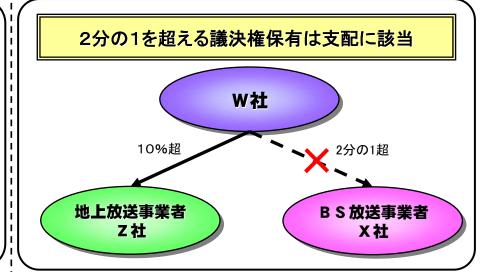
- 〇 BSデジタル放送事業者、CSデジタル放送事業者、衛星役務利用放送事業者の3分の1以上の 議決権の保有を禁止
- 〇 地上放送事業者によるBSデジタル放送事業者の<u>2分の1を超える</u>議決権の保有を禁止
- ②役員規制
  - 5分の1を超える役員兼務を禁止
  - 〇 代表権を有する役員、常勤役員の兼務を禁止

# BSデジタル放送事業者及びCSデジタル放送事業者を支配する者の例

# 3分の1以上の議決権保有は支配に該当 W社 3分の1以上 B S 放送事業者 X 社 C S 放送事業者 Y 社

BSデジタル放送事業者であるX社の議決権の3分の1以上を保有するW社は、原則、CSデジタル放送事業者であるY社の議決権を3分の1以上保有することができない

地上放送事業者及びBSデジタル放送事業者を支配する者の例



地上放送事業者であるZ社の議決権の10分の1以上を 保有するW社は、BSデジタル放送事業者であるX社の 議決権を2分の1を超えて保有することができない

# ③出資比率規制、役員規制の例外(中継器の数による規制)

- ①②に関わらず、一定の数の中継器相当の伝送容量以内ならば支配・参入可
- 〇 当該一定の数は、兼営の形態によって決定される

# 新規参入の場合、CS放送事業者又は衛星役務利用放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	<b>→ CSデジタル放送事業者</b>	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2 中継器	4 中継器	8 中継器
(テレビ放送:1/2中継器以内	(テレビ放送:4中継器以内	(ただし、当該衛星役務利用放送事業者
超短波放送:2/48中継器以内	超短波放送:2中継器以内	と支配・被支配関係にあるグル―プ全体
データ放送:3/48中継器以内)	データ放送:1中継器以内)	で12中継器以内)

# 地上放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	<b>→ CSデジタル放送事業者</b>	→ 衛星役務利用放送事業者
	2 中継器	4 中継器
支配不可	(テレビ放送:2中継器以内	(ただし、当該衛星役務利用放送事業者
文的作为	超短波放送:2中継器以内	と支配・被支配関係にあるグル―プ全体
	データ放送:1中継器以内)	で6中継器以内)

# BS放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CSデジタル放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1/2中継器	3 中継器	6 中継器
(テレビ放送:1/2中継器以内	(テレビ放送:3中継器以内	(ただし、当該衛星役務利用放送事業者
超短波放送:2/48中継器以内	超短波放送:2中継器以内	と支配・被支配関係にあるグル―プ全体
データ放送:3/48中継器以内)	データ放送:1中継器以内)	で9中継器以内)

区分	方式 (プラットフォーム)		放送事業者	番	組数等		加入者数等	使用衛星	放送用中継器数
<b>达</b> 万	(プラ	ットフォーム)	<b>似</b> 乙争未有	TV	音声	データ	(万世帯)	(所有者/軌道位置)	(全中継器数)
	-	アナログ	NHK	3 (HD1,SD2)	-	-	1,254	BSAT-1 (NHK, WOWOW等/110度)	4
			WOWOW等	1	-	-	155	(NIIK, WOWOW哥/110度)	
			NHK	3 (HD1,SD2)	-	-			
BS			WOWOW	4 (HD1,SD3)	-	-	1,422	BSAT-2	4
БЭ	デジタル		民放キー局系5社	20 (HD5, SD15)	2	-	(1,546(H18.5末))	(BSAT/110度)	4
			スターチャンネル	1	-	-			
			その他	-	3	5			
			モバイル放送	-	45	2	非公表	MBSAT (モバイル放送/144度)	1
		合計	17社(NHKを除く)	32	50	7	1,433	_	9
		デジタル (SKYPerfecTV!)	103社	190	102	37	373.7	JCSAT-3 (ジェイサット/128度)	20 (40)
					102	37		JCSAT-4A (ジェイサット/124度)	16 (32)
	110度	ー・・ フッタル						SUPERBIRD-C (宇宙通信/144度)	2 (24)
00	以外		(SKYPerfecTV! 4社 7 632	632	2	42.5	PAS-8 (パンナムサット・インターナショナ ル・システムズ・インク/166度)	1 (1)	
CS		アナログ	1社	-	10	1	6.3	JCSAT-2A (ジェイサット/154度)	2 (32)
		デジタル (SKYPerfec TV!110)	14社	89 (HD12,SD77)	-	7	32.1	N-SAT-110	12 (24)
	110度	デジタル (WOWOWデジタ ルプラス)	2社	5 (HD1,SD4)	-	-	非公表	(ジェイサット、宇宙通信/110度)	12 (24)
		合計	118社	291	744	47	454.6	_	53 (153)

注1 BSデジタルの視聴世帯数は、受信機普及台数(NHK調べ)にケーブル経由を加えた値。

注2 BSの合計視聴世帯数は、NHK受信契約数(アナログ・デジタル合算)にケーブル経由を加えた値。

# IV-4 有料放送及び無料放送のチャンネル数

MΑ	<b>.</b>	-		TV	放送		•	音声放送		7	一夕放	送
区分	方式等		合計	NHK	有料	無料	合計	有料	無料	合計	有料	無料
	アナログ		4	3	1	-	-	-	-	-	-	-
BS	デシ	デジタル		3	5	20	5	0	5	5	0	5
		デジタル (モバイル放送)		-	-	-	45	45	0	2	2	-
	合計		32	6	6	20	50	45	5	7	2	5
	110度	デジタル	197	-	183	14	734	733	1	39	3	36
	以外	アナログ	ı	-	-	-	10	10	0	1	1	0
CS	110度	デジタル	64	-	54	10	-	-	-	7	1	6
	<b>A</b>	計	261	-	237	24	744	743	1	47	5	42

注2 CS放送のうち、TV放送に係るチャンネル数については、スカイパーフェクTV!のガイド誌に基づいて集計しているため、前ページの合計とは一致しない。

(平成18年3月末現在)

- CSデジタル放送(東経110度CSデジタル放送等を除く。)について、HDTVによる多チャンネル放送を推進し、視聴者サービスの向上を図るため、当該放送方式の高度化のための技術的条件について、平成17年10月に情報通信審議会に諮問。平成18年7月に答申。これに伴う省令改正案について9月に電波監理審議会に諮問。
- 伝送路符号化方式をDVB-SからDVB-S.2に、映像符号化方式をMPEG-2からH.264に変更。

# 従来方式

27MHz衛星中継器1本に多重可能なHDTVのチャンネル数: 1ch程度

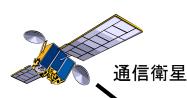


# 新方式

27MHz衛星中継器1本に多重可能なHDTVのチャンネル数: 3ch程度

# <u>従来方式(DVB-S+MPEG-2)</u>

- ▶ 1中継器当たりの伝送容量: 約29Mbps
- → HDTV1chの伝送容量: 約22Mbps
- ⇒ 29Mbps÷22Mbps/ch≒1ch



# 新方式(DVB-S.2+H.264)

- ▶ 1中継器当たりの伝送容量: 最大約45Mbps
- → HDTV1chの伝送容量: 約13Mbps
- ⇒ 45Mbps÷13Mbps/ch≒3ch

従来: HDTV 1ch/中継器



伝送容量・圧縮効率の増大

(DVB-S.2 + H.264)

新方式: HDTV 3ch/中継器







現行の衛星中継器と受信アンテナのまま、高画質化 や多チャンネル化が可能に

平成18年内を目途に技術基準を改正し、 平成20年頃にサービス開始の見込み



受信装置

# IVー6 CSデジタル放送の新方式の概要

符号化方式	現行	新方式	潜在的性能の比較
伝送路符号化方式	DVB-S	DVB-S.2	伝送容量で <b>約30</b> %の向上
映像符号化方式	MPEG-2	H.264   MPEG-4 AVC	圧縮効率が <b>約2倍</b> に向上

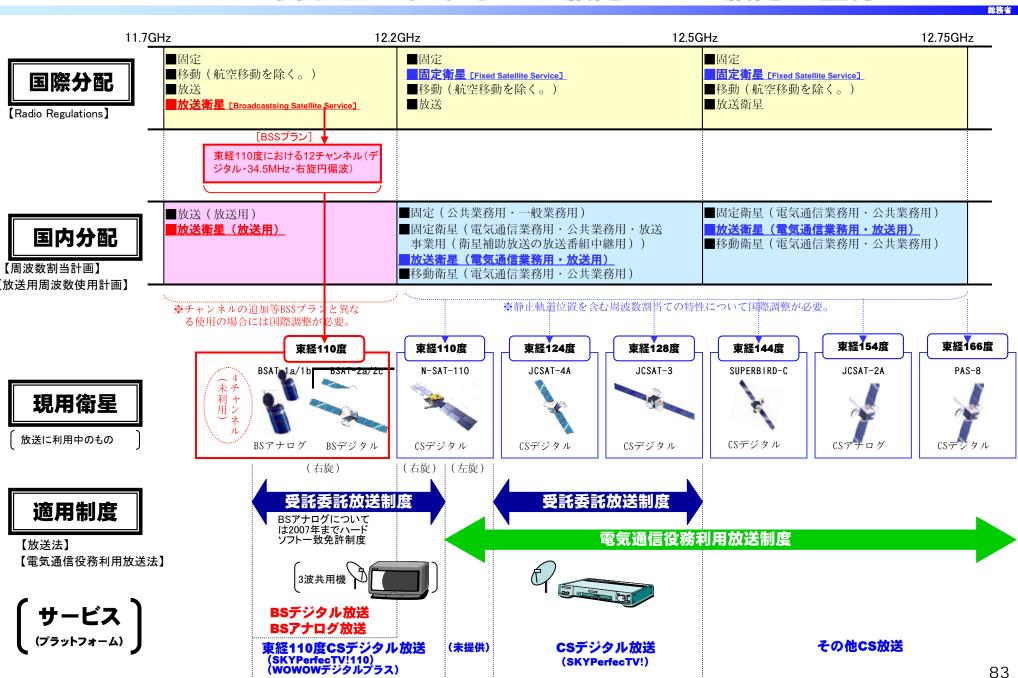
# DVB-S.2

- 衛星放送の伝送路規格として現在世界的に広く使われているDVB-Sの上位規格であり、8PSK変調方式や新しい誤り訂正方式の導入により、帯域当たりの伝送容量で約30%の向上を実現
- 現在ITU-Rで国際標準化が進められている欧州標準(ETSI EN 302 307; 2004年策定)
- DVB-S.2規格による衛星ハイビジョン放送が昨年末、欧米において開始

# H.264 | MPEG-4 AVC

- 従来のMPEG-2の約2倍の効率で映像を符号化可能と言われている映像圧縮方式
- ITU-T及びISO/IECが共同して検討を進め、両機関で標準化(2003年)
- 我が国では<u>携帯端末向け地上デジタル放送やモバイル放送で実用されている他、欧米において</u> は次世代の衛星放送に採用

ITU-R(International Telecommunications Union - Radiocommunication Sector:国際電気通信連合 無線通信部門)
ITU-T(International Telecommunications Union - Telecommunication Standardization Sector:国際電気通信連合 電気通信標準化部門)
ISO/IEC(International Organization for Standardization:国際標準化機構/International Electrotechnical Commission:国際電気標準会議)
ETSI(European Telecommunication Standards Institute:欧州電気通信標準化協会)



- 〇 「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」報告書(平成17年2月24日)の提言等を受け、 東経110度CSの左旋円偏波の周波数を電気通信役務利用放送法の適用対象とする旨の省令改正を平成17年6月6日に 実施。
- ■「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」(平成17年2月24日)報告書(抄)

第4章 衛星放送における個別課題の検討

第1節 競争環境の整備

- 1 東経110度CSにおける左旋円偏波の放送利用の在り方について
- (5) 検討結果

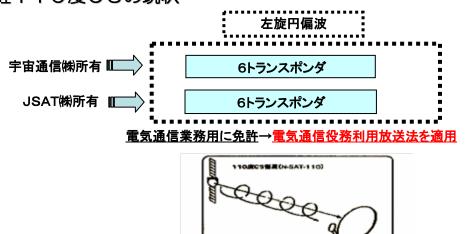
(中略)

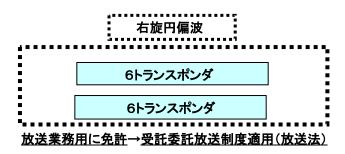
「左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送を行わせる場合には、国がその普及が必要なものとして放送普及基本計画等を定めて 行わせる放送法上の受託委託放送制度としてではなく、東経110度CS以外のCSを利用した放送と同様、電気通信役務利用放送制度に基 づいて行わせる方が適当と考えられる。」

(中略)

「東経110度CSにおける左旋円偏波周波数の電気通信役務利用放送法に基づく利用の是非を判断するに当たっては、関係者をはじめとする国民の意見を広く聴取し、是とされた場合には、国民にその事実を広く周知した後に、制度整備を行うことが適当であると考えられる。」

# (参考) 東経110度CSの現状







# 東経128度 東経124度 東経144度 PerfecTV! 平成8年6月 日本デジタル放送サービス(株) ディレクTV 平成9年11月 平成8年6月サービス開始 (株)ディレク・ティービー (使用衛星:JCSAT-3) JSkvB 平成9年11月サービス開始 平成10年4月 (使用衛星:スーパーバードC) ジェイ・スカイ・ビー(株)(平成8年12月設立) 平成10年4月サービス開始(当初予定) (使用衛星:JCSAT-4) 平成10年5月 平成10年5月合併 SKY PerfecTV ! 日本デジタル放送サービス㈱ 平成10年5月サービス開始 平成12年3月 平成12年3月よりディレクTVの視聴者が移行 平成12年9月 プラットワン 平成14年3月 (平成12年9月サービス終了) SKY PerfecTV ! (株)プラット・ワン 平成14年4月 平成14年3月サービス開始 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(平成12年6月改称) 使用衡星:N-SAT-110) 平成16年3月

平成16年12月

現在

東経110度

SKY PerfecTV2 !

株)スカイパーフェクト・コミュニケーションス 平成14年4月サービス開始 (使用衛星:N-SAT-110)

平成16年3月合併

SKY PerfecTV / 110 (平成16年3月改称)

(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

平成16年12月より一部の事業者が移行

WOWOWデジタルプラス **㈱WOWOW** 平成16年12月サービス開始85

# IV-10 主なプラットフォームの概要

サービス名称	SKY PerfecTV!	SKY PerfecTV!110	WOWOW デジタルプラス		
開始時期	平成8年(1996年)6月 (PerfecTV!)	平成14年(2002年)4月 (SKY PerfecTV2! )	平成16年(2004年)12月		
利用衛星	JCSAT-3 (東経128°) JCSAT-4A (東経124°)	N-SAT-11	0 (東経110°)		
衛星事業者	ジェイサット(株)	ジェイサット(株)、 宇宙通信(株)	宇宙通信㈱		
放送事業者	103社	14社	2社		
チャンネル数	SDTV 190ch 音声 102ch データ 37ch	HDTV 12ch SDTV 77ch データ 2ch	HDTV 1ch SDTV 4ch データ —		
視聴者数	373. 7万	32. 1万	非公表		
顧客管理代行会社 (プラットフォーム)	(株)スカイパ―フェクト	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
主な出資者	(株)ソニー・放送メラ (株)フジテレビジョン 伊藤忠商事(株) ジェイサット(株) (株)東京放送 日本テレビ放送網	12.47% 12.47% 6.91% 5.68%	(株)フジテレビジョン 9.9% (株)東京放送 8.9% 日本テレビ放送網株) 8.4% 松下電器産業株) 7.6% (株)電通 4.8%		

注1:プラットフォーム2社を利用しないCS放送事業者4社は省略。

注2:委託放送事業者数、チャンネル数、視聴者数については、平成18年3月末現在。

# 1 ガイドライン制定の経緯

- ・ 総務省の「衛星放送の在り方に関する検討会」の最終取りまとめ(平成14年12月)及び「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」の「デジタル放送推進のための行動計画(第2次)」(平成15年1月)において、CSデジタル放送の普及発展のため、プラットフォーム事業者において、「衛星放送の円滑な実施の確保のための事項」と「衛星放送の視聴者の利益を確保するための事項」を盛り込んだガイドラインを策定し、公表することが提言された。
- ・ それを受け、その策定に資するものとして、総務省で平成15年2月以降「CSデジタル放送に関係する事業の在り方に関する検討会」を開催し、同年4月、「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」が取りまとめられた。
- ・ これを踏まえて、平成15年7月、プラットフォーム事業者において、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイド ライン」が自主的に策定された。

# 2 ガイドラインの概要

# I. 衛星放送の円滑な実施の確保のための事項

- 1. 委託放送事業者及び衛星役務利用放送事業者(以下「委託放送事業者等」という。)に対する、プラットフォーム事業者の 業務の内容及びその提供条件並びに責任に関する事項が適正かつ明確になっていること
- 2. 委託放送事業者等に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的取扱いが行われないこと
- 3. プラットフォーム事業者と委託放送事業者等の利益が相反する場合に、その適正な解決が図られるようになっていること

# Ⅱ. 衛星放送の視聴者(視聴しようとする者を含む。以下同じ。)の利益を確保するための事項

- 1. 視聴者に対する営業活動を行う場合にこれが適正に行われること
- 2. 視聴者に対し、有料放送の役務の料金その他の提供条件及びその変更の内容が明示されること
- 3. 視聴者からの苦情・要望等が誠実に受け付けられ、適切な対応が図られること
- 4. 視聴者の個人情報が適正に取り扱われ、その保護が図られること

# IV-12 日米英における衛星放送の制度及び事業構造

							総務
		В	本	* 1			英 国
	番組制作•編集	委託放送事業者	衛星役務 利用放送事業者	番組供給事業者			TLCS事業者
<del></del>	編成(パッケージング)						
組送	CAS						CAS事業者
番組送信関係	送信(アップリンク)	無線局	地球局)	無線局(地球局)			無線局(地球局)
环	衛星管制	無線局(地球局)		無線局(地球局)			無線局(地球局)
	送信(ダウンリンク)	放送衛星局 (受託放送事業者)	人工衛星局 (電気通信事業者)	無線局(DBS)		無線局(衛星局)	
契約関係	契約事務						
関係	顧客管理·料金徴収						
<u>委託放送事業者</u> ←放送法(第52条の13等)に基づく認定 <u>受託放送事業者</u> ←電波法(第5条等)に基づく無線局免許 <b>関連法規</b> 「電気通信役務利用放送事業者 ←電気通信役務利用放送法(第3条等)に基づく登録 電気通信事業者 ←電気通信事業法(第9条)に基づく登録		基づく無線局免許 <u>養者</u> 女送法(第3条等)に基	DBS事業者 ←47CFR25.148(Code of Federal Regulations, Title 47-Telecommun Part 25_Satellite Communications Sec.25.148 Licensing Provisions for Direct Broadcast Satellite Service. づく免許	nication, , or the	televisid 基づく免 ※伝送設 でも他者 ※同時に	通信法(第235条:Licensing of on licensable content services)に	
	<b>備 考</b> :制度上免許を要する者 :プラットフォーム事業者が 現在行っている業務		語者との契約の当事者 は衛星役務利用放送 者によるEPGについ D認定又は衛星役務	○プラットフォーム事業者が、視聴者と 約の当事者となる ○上記は制度上「Subscription Servic て映像配信を行っている事例(「放送 ス」として行う事例はない)	ce」とし サービ	ても、TL 〇プラット の当事 〇プラット の使用!	·フォーム事業者によるEPGについ LCS事業者の免許が必要 ·フォーム事業者が視聴者との契約 者となるケースが存在 ·フォーム事業者が無線局と中継器 契約を締結し、TLCS事業者に又貸 ·るケースが存在

# Ⅳ-13 欧州におけるプラットフォーム規制の概要

	指令	英国	独国	仏国
CAS <sup>*1</sup>	<ul><li> 加盟国は、Annexに定める 条件を担保しなければならない</li><li>・公平かつ無差別な取扱い</li><li>・会計分離等</li></ul>	○ 義務あり ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・会計分離 ・約款公表 等	<ul><li>○ 義務あり</li><li>・公平無差別な条件での提供義務</li><li>・会計分離</li><li>・料金届出等</li></ul>	<ul><li>○ 義務あり</li><li>(・CAS機能等を提供する別会 社を設立することが必要とされ ている)</li><li>・公平、妥当、無差別な条件で の提供義務等</li></ul>
	アクセス指令 § 6	2003年通信法 § 45等	電気通信法 § 50 州間放送協定 § 53(1)	視聴覚法 § 30-2, 95
EPG <sup>*2</sup>	O 加盟国は、条件を付すこと ができる	○ 義務あり(暫定措置) ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・約款公表	<ul><li>○ 義務あり</li><li>・公平無差別な条件での提供義務</li></ul>	〇 不明
	アクセス指令 § 5	2003年通信法 § 45等	州間放送協定 § 53(1)	
API <sup>※3</sup>	〇 同上	○ 義務あり(暫定措置) ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・会計分離 ・約款公表 等	<ul><li>○ 義務あり</li><li>・公平無差別な条件での提供義務</li></ul>	〇 不明
	アクセス指令 § 5	2003年通信法 § 45等	電気通信法 § 49 州間放送協定 § 53(1)	

<sup>※1</sup> Conditional Access Service (限定受信サービス)

<sup>※2</sup> Electronic Program Guide (電子番組案内)

**X3** Application Program Interface

# 規制根拠等

# EU指令

- ・加盟国は、CASについて、Annexに定める条件(公平無差別な取扱い・会計分離)を担保しなければならない
- ・加盟国は、APIとEPGについて条件を 付すことができる

CAS: Conditional Access Service EPG: Electronic Program Guide API: Application Program Interface

# 2003年通信法

- Ofcom は、アクセス関連サービスの提供者に対し、条件を課すことができる(§ 45, 73~76等) - ネットワークアクセスを管理する者(CASを提供する
- -API又はEPGの機能を提供する者
- ・条件違反の場合には、是正通知、制裁金、 サービス停止等が予定されている(§94~104 等)

※ 該当の条文は、2003年通信法の「通信」関係の箇所におかれている

# 通知

- ・CASについて、Oftel(Ofcomの前身)が、条件を定めている<sup>※1</sup>
- ・API(Conditional Access), EPGについて、2003 年7月以前の体系による条件を引き続き課す こととされている<sup>※2</sup>
- %1 "Notification pursuant to section 48(1) of the Communications Act 2003"
- ※2 "Continuation Notice to a class of persons defines as the licensee for the purposes of the provision of electronic programme guide services under paragraph 9 of schedule 18 to the Communications Act 2003" 等
- ※3 現在、Ofcom により、2003年以前の体系(1984年電気通信法のクラスライセンス)下でOftel が定めた関連ガイドラインの改定のためのガイドライン案のパブコメが行われている。

# 規制対象

現在対象となっているのは、BSkyBの子会社であるSSSL社のみ

# 主な規制内容

# CAS

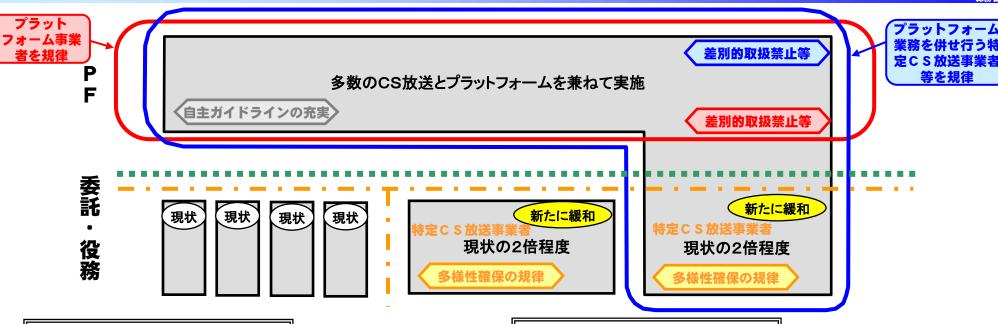
- 放送事業者が書面で要求した場合、公 正かつ妥当な条件(期間、条件、対価)で 提供する義務
- その他の事業との会計分離の義務
- 不当な差別の禁止
- 料金及びその他の約款の公表(及び Ofcomへの事前通知)の義務 等

# **EPG**

- 放送事業者が要求した場合、公正かつ 非差別的な条件で提供する義務
- 不当な優遇や差別の禁止
- 料金及びその他の約款の公表の義務

#### API

- 放送事業者が要求した場合、公正かつ妥 当な条件で提供する義務
- その他の事業との会計分離の義務
- 不当な差別や不適切な優遇の禁止
- 料金及びその他の約款の公表の義務等



# マスメディア集中排除原則の緩和

案A

省令 <一般的緩和>

110度CSの左旋円偏波への役務法の適用やH.264の導入による周波数の希少性の緩和等、マス排緩和に係る環境の変化が認められる場合

・ マスメディア集中排除原則を緩和(2倍程度)

囊Β

省令等 <特例的緩和>

マス排緩和に係る環境の変化が認められない場合

- 多様性確保のための規律\*を課すことを条件に、マスメディア集中排除原則を政策的に緩和(2倍程度)
- → 「特定CS放送事業者」
- ※ 教育、娯楽等といった番組のジャンルごとに一定の比率を確保すべき 比率を示す 等

※現状は、最大で、委託で4中継器、役務+委託で8中継器(グループ12中継器)

# プラットフォームに対する規律

案 1

法律等 <プラットフォーム事業の制度化>

プラットフォーム事業者を規律

- ① CS放送事業者の差別的取扱禁止等
- ② 視聴者の苦情等への対応義務等

案 2

スプラットフォーム業務を行う特定CS放送事業法律等 者の制度化>

特定CS放送事業者又は相当数の中継器を保有・支配するC S放送事業者で、他者にプラットフォームサービスを提供する 者を規律

① CS放送事業者の差別的取扱禁止等

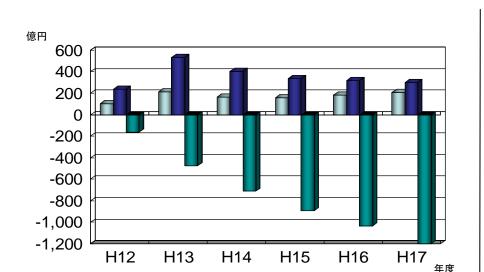
自主ガイドラインの充実

案1・案2にかかわらず、現在の自主ガイドラインの充実による対応

# IV-16 BSデジタル局の経営状況等

億円

○ BSデジタル放送民放キー局系5社については、累 積赤字が約1,198億円にのぼり、全社が赤字経営。



□営業収益 ■営業費用 ■累積損益

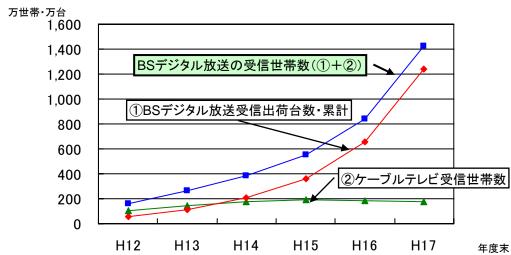
年度	H12 <sup>**</sup> 1	H13	H14	H15	H16	H17
営業収益	101.7	214.5	161.5	156.1	181.9	206.0
営業費用	237.3	531.3	401.2	337.2	318.9	295.5
営業損益	<b>▲</b> 97.8	▲316.8	▲239.7	▲181.1	<b>▲</b> 137.0	▲89.5
収支比率※2	233.3%	247.7%	248.4%	216.0%	175.3%	143.4%
当期損益	<b>▲</b> 139.5	▲316.9	<b>▲</b> 242.9	<b>▲</b> 183.5	<b>▲</b> 138.8	<b>▲</b> 165.3
累積損益	<b>▲</b> 159.9	<b>▲</b> 476.8	<b>▲</b> 710.8	▲893.4	<b>▲</b> 1,032.2	<b>▲</b> 1197.5

※1 BSデジタル放送は平成12年12月1日に開始

※2 収支比率は、営業費用/営業収益の比率

(各社の公表資料より作成)

○ 平成18年7月末現在で、BSデジタル放送受信機出荷台数(累計)は約1,510万台を計上し、アナログ再送信を含めた受信世帯数は約1,684万世帯に上る。



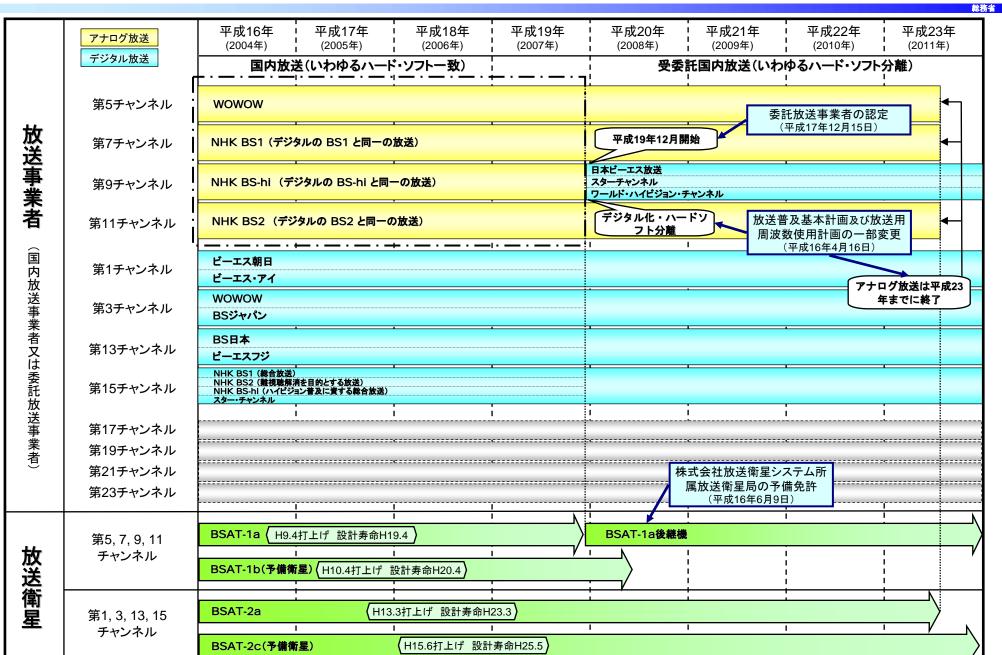
万世带•万台

年度末	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18.7末
BSデジタル放送の受信 世帯数(①+②)	161.3	262.6	380.7	551.9	839.3	1421.8	1684.1
BSデジタル放送受信機 出荷台数累計(①) <sup>※1</sup>	58.1	115.1	208.2	360.0	655.3	1242.5	1509.5
ケーブルテレビ受信世帯 数(②) **2	103.2	147.5	172.5	191.9	184.0	179.3	174.6

※1 PDP・液晶テレビ、ブラウン管テレビ、BSデジタルチューナー(録画機含む。)、ケーブルテレビ用デジタルSTBの合計。

※2 BSデジタル放送をケーブル局が受信し、それをアナログ信号に変換したものを視聴している世帯。

(日本放送協会資料より作成)



**BSAT-1a (BS-4先発機:アナログ方式)** 

[設計寿命:~2007年]

(平成18年3月末現在)

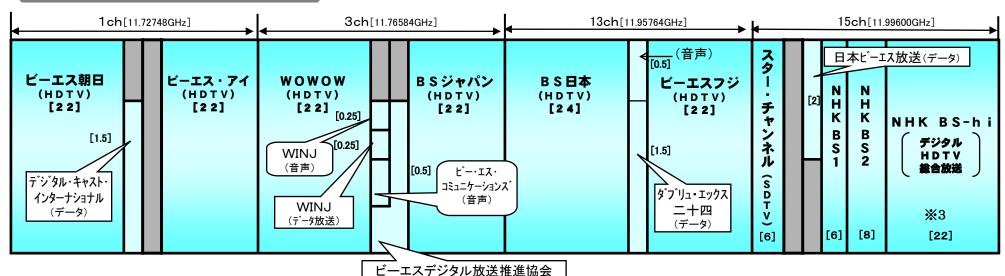


- ※1 アナログHDTV放送については、平成19年(2007年)に終了するものとする。
- ※2 アナログHDTV放送以外のアナログ方式の放送については、平成23年(2011年)までに終了するものとする。

#### BSAT-2a (BS-4後発機:デジタル方式)

[設計寿命:~2011年]

(網掛けは、現在使用されていない帯域を示す。)



(データ)

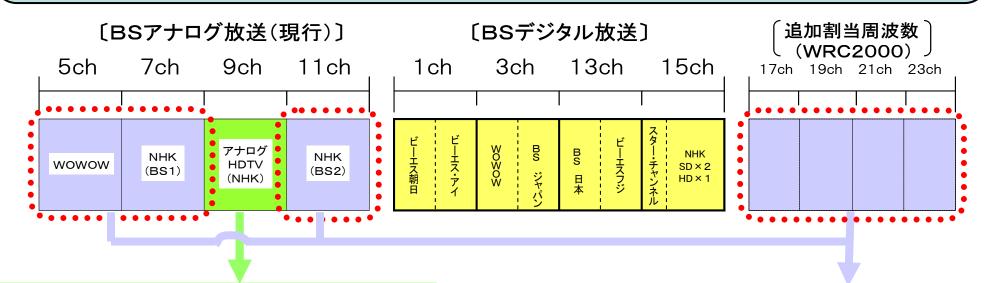
「 ]数字はスロット数(BSデジタル1中継器=48スロット)

※3 デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル技術の普及に資する総合放送

(災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発・普及に資するために一時的に行われるSDTV放送を妨げない。)

- ①BSアナログ放送 (NHK BS-1・BS-2、WOWOW) 終了後 (平成23年 (2011年) まで) の3チャンネル
- ②2000年に開催された世界無線通信会議 (World Radiocommunication Conference (WRC2000)) で日本に 追加割当てされた新4チャンネル

について、その利用の在り方について検討中



- BS第9チャンネルのデジタル化
  - 平成17年12月15日 新規にデジタルHDTV放送を行う3者を 総務大臣が認定
  - · 平成19年12月1日 放送開始予定

■ 今後新たに利用可能となるBS用周波数の利用の在り方について検討中

# IV-20 BS-9chに係る委託放送業務の認定

認定を受けた者	代表者名	資本金	主な出資 (1%以上)	
日本ビーエス放送株式会社	安積 克彦	30億円	株式会社ビックカメラ 松下電器産業株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本ビクター株式会社 富士写真フィルム株式会社 株式会社リコー 株式会社東芝 シャープ株式会社 東映株式会社 セイコーエプソン株式会社 カシオ計算機株式会社 株式会社富士通ゼネラル	71.700% 1.700% 1.700% 1.700% 1.700% 1.700% 1.700% 1.300% 1.000% 1.000% 1.000%
株式会社スター・チャンネル	植村 伴次郎	20億円	伊藤忠商事株式会社 株式会社東北新社 ニューズコーポレーションジャパン株式会社 株式会社ソニー・放送メディア 住友商事株式会社 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント Paramount Pictures International a division of Viacom International (Netherlands) B.V Universal Studio International B.V MGM International B.V Warner Bros.International Television Distribution Inc. アイ・ティー・エックス株式会社	17.775% 17.775% 17.775% 12.800% 6.000% 4.975% 4.975% 4.975% 4.975% 4.975% 3.000%
ワールド・ハイビジョン・チャンネル株 式会社	槍田 松瑩	1. 5億円 <sup>※</sup>	三井物産株式会社	100.000%

※ 放送が開始される平成19年12月までに7.5億円に増資する予定

## 衛星放送の位置付け IV — 2 1

#### 「衛星放送の将来展望に関する検討会」報告書(平成元年2月)

第2章 衛星放送に関する考え方 - 2.2 衛星放送と地上放送との調和 - (2)調和の視点

今後衛星放送が現行テレビジョン放送並に国民に広く定着し、将来的には、基幹メディアが地上放送から衛星放送に移行することも考えられるが、地上放送と衛星放送が どのような関係で発展していくかは、基本的には、視聴者の選択によることとなる。

#### 「衛星放送の継続的・安定的実施に関する検討会」報告書(平成3年3月)

1 衛星放送の実施状況と課題 - (1)衛星放送の課題

BS放送は多メディア化・多チャンネル化の進展の中で将来の基幹的放送メディアの一つとして発展することが期待されている。

#### 電波監理審議会「放送衛星3号後継機の段階における衛星放送の在り方」答申書(平成5年5月)

第2 BS-3後継機の段階における衛星放送の在り方 - 1 目的・理念 - (1) 基幹的放送メディアの一つとしての機能の発揮

BS-3後継機の段階における衛星放送は、その優れたメディア特性を活かし、広範かつ多数の視聴者が技術的・経済的に容易に放送サービスを享受でき、国民 生活の充実、健全な民主主義の発達、多彩な文化の創造、活力ある社会の構築等に大きく寄与する基幹的放送メディアの一つとして、地上放送とともに中心的な役 割を果たすことが期待される。

#### 「BS-4後発機検討会」報告(平成9年3月)

第1章 衛星放送の現状及び展望 - 1 我が国における衛星放送の現状と展望 - (1)衛星放送の現状 - ア BS放送 その普及状況は(中略)など、国民生活の充実や多様な文化の創造等に大きく寄与する基幹的放送メディアとしての役割を果たしている。

#### 「衛星放送の在り方に関する検討会」最終取りまとめ(平成14年12月)

2 今後の衛星放送の在り方 - (3) 各衛星放送の位置付け

現時点において、BSとCSでは、周波数の希少性や既存の視聴者数、サービスのビジネスモデル等において差異があることも確かであり、本検討会での検討範 囲である今後5~10年という範囲では、引き続き、BSは準基幹放送的な方向で、CSは多チャンネル放送的な方向の位置付けで発展していくものと考えられる。

#### 「放送政策研究会」 最終報告(平成15年2月)

Ⅰ放送を取り巻く状況 - 2メディアの発展動向と期待される役割 -(1)地上放送と衛星放送の関係

- 衛星放送は、技術的・経済的効率性の見地から、全国放送に適したメディア である。 準基幹的な放送メディアあるいは多チャンネルの専門放送メディア としての役割を果たしていくことが予想される。特に、BSデジタル放送は、新 たなメディアであり、地上テレビジョン放送のデジタル化の先駆けとしてデジ タル放送の普及の役割を担うとともに、地上ローカル局が番組を全国発信し
- Ⅲ 現行のマスメディア集中排除原則の具体的な見直しの方向性 ー

ていくメディアとしての役割も期待される。

- 2 衛星放送関係 (1)BSデジタル放送と地上放送との兼営の適否
- ④ ア 基幹的放送メディアである地上放送と全国放送を基本とする準基幹的放送 メディアとしての成長が期待されるBSデジタル放送との間での兼営は、多 元性の確保の観点から問題がある。また、地上放送、衛星放送、新聞という 社会的影響力が大きな3つの事業の支配が可能になるとのおそれもある。

## 「ブロードバンド時代における 放送の将来像に関する懇談会」 とりまとめ (平成15年4月)

- 2 新時代に対応した事業環境の再構築 ウ衛星放送分野の環境整備 衛星放送分野にあっては、
  - BSデジタル放送は準基幹放送的な方向
  - ·CSデジタル放送は多チャンネル専門放送 的な方向
  - ・東経110度CSデジタル放送はBSとCS の中間的な性格 という位置付けの中で、視聴者にとってわ かりやすく、また、事業者の柔軟な対応に より一層多彩なサービス

# のような衛星放送の特色を発揮 することで、全国放送を基本とし な内容の高精細度テレビジョン

12GHz帯の帯域容量を利用し

の提供が可能となるよう環境の整備を図 ることが必要

# 「BS放送のデジタル化に 関する検討会」報告書 (平成15年12月)

はじめに

て行う衛星放送(BS放送)は、こ た準基幹的放送メディア、総合的 放送を中心に行うメディアとして 更に普及することが期待されてき た。

# IV-22 認定方針等での関連記載

# BS-4後発機を用いたデジタル放送の委託放送業務の認定に係る認定方針(平成10年7月)

1 マスメディア集中排除原則の適用について(審査基準第7条第 3号関連)

BSデジタル放送における一の者による「支配」の議決権に係る 定義が「議決権の3分の1以上」となった(放送法施行規則第17 条の8の改正(平成10年6月11日施行))が、この適用に当たっ ては、委託して放送させることによる表現の自由ができるだけ多く の者によって享有されるようにするという放送法の趣旨が最大限 活かされるよう、既存の放送事業者が保有する議決権の合計又 は既存の放送事業者との役員兼務の程度がより少ない申請者 の方が、より多い申請者よりも適合的であると判断する。

2 多様な番組の提供について(審査基準第7条第4号関係) BS-4後発機の周波数資源が4周波数と限られたものである ことを考慮し、BS-4後発機による放送全体として視聴者に対し て、特定の分野に偏らず多様な番組が提供されることとなるよう 配慮する。 放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送のうち、 平成17年8月17日から同年9月13日まで申請を受け付けるも のに係る認定方針(平成17年8月)

#### (比較審査基準)

#### 第3条

2 前項各号に掲げる基準による優先順位に差異のない複数の申請については、特に次の各号に適合する度合いを同程度かつ総合的に勘案して、BSデジタル放送の普及及び健全な発達に資するものを優先する。

六より多くの世帯が視聴する可能性が高いこと。

3 BSデジタル放送全体として、特定の分野に偏らず多様な番組が提供されることとなるよう配慮する。

# 東経110度CSデジタル放送に係る委託放送業 務の認定に係る認定方針(平成12年9月)

- 3 比較審査基準
- (2) 東経110度CSデジタル放送全体として、幅広い分野の放送が 提供されるよう配意する。
- (3) BSデジタル放送の普及及び健全な発達に寄与するものを優先する。

# JCSAT-4号機を利用した委託放送業務の認定 に係る認定方針(平成12年5月)

4 比較審査基準

当該申請に係る現行ディレク番組の視聴可能者数がより多いなど、視聴者の利益に資する申請を優先する。

# V 新たな放送サービスへの対応

# (特徴)

- ◆自由な「検索・抽出」「編集」等、デジタルならではのメリットを、視聴者が一層容易に享受することを可能とするサービス。
- ◆サーバー型サービス端末から取り出したコンテンツを、ホームネットワークや自家用車内のAV機器、携帯電話、携帯情報端末(PDA) 等、様々な端末で持ち歩くことが可能。

# (具体的なサービス)

# ダイジェスト視聴

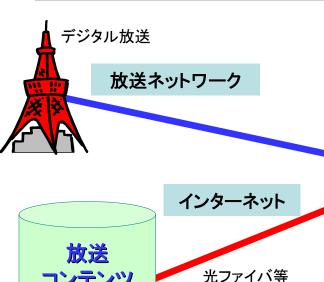
- ▶1時間以上のニュース番組でも、視聴者の選択に応じ、5分、10分等に圧縮した要約版を視聴可能。
- ▶例えば、最近一ヶ月の番組は蓄積されたコンテンツから、それ以前の番組はインターネットでダウンロード。 (視聴者は、その相違を意識する必要無し。)

# シーン検索・ダウンロード

▶キーワード、放送時期等で映像を検索。該当する映像は、DVDや小型の記録メディアに移動して、外部で視聴することも可能。

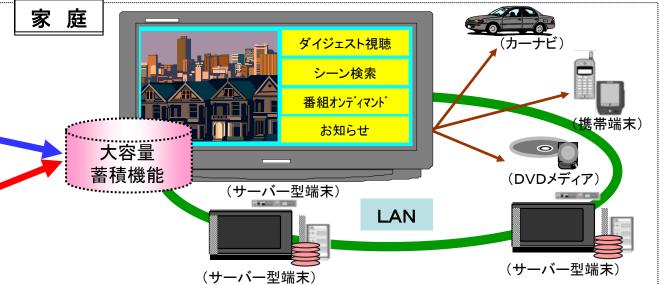
# 番組オンディマンド

- ➤蓄積されたコンテンツや、インターネットからダウンロードされるコンテンツなど、レンタルビデオのように、一定期間視聴可能。
- ※ NHKは、経営計画(2006年度~2008年度)で、2007年度にサービス開始を発表している



ブロードバンド

コンテンツ



# V-2 サーバー型サービスとは

# サーバー型サービスの種類と特長

## 1 サーバー型サービスの種類

本放送

リア

タ

ム型

蓄積型







メタデータ

+メタデータ +

リアルタイムに視聴

蓄積後視聴

通常の テレビ







- ・現行のテレビ放送にメタデータを付加する。
- 蓄積や高度な利用には対応機器が必要
- ・互換性を持たせるため、符号化方式等に制限あり

1ch データ 分の 帯域 番組1 番組2

データ放送を利用 して送信・蓄積

時間

蓄積後くれる。

番組3

- ・空き帯域を利用して本放送とは別にデータを送信
- ・蓄積・視聴に新たな対応機器が必要
- ・新たな符号化方式等も利用可能

# 2 サーバー型サービスの特長

# 電波の有効活用

地上デジタル放送に 割り当てられた、既存 の帯域を最大限に有 効利用する。

# 新たな市場開拓

新しいサービスやビジ ネスを展開することが 出来る。

# 視聴者のメリット

新しい視聴形態や体 験をすることが出来る。

# サーバー型サービスの視聴イメージ

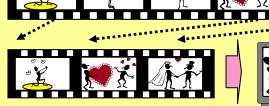
蓄積した番組を

好きな時に好きな番組を好きなように

視聴することが可能。

## 映画番組

あらすじを 抜き出して 視聴する





## 野球中継

ホームラン を抜き出し て視聴す る









# 教育へのサーバー型サービスの応用

# 教育への応用

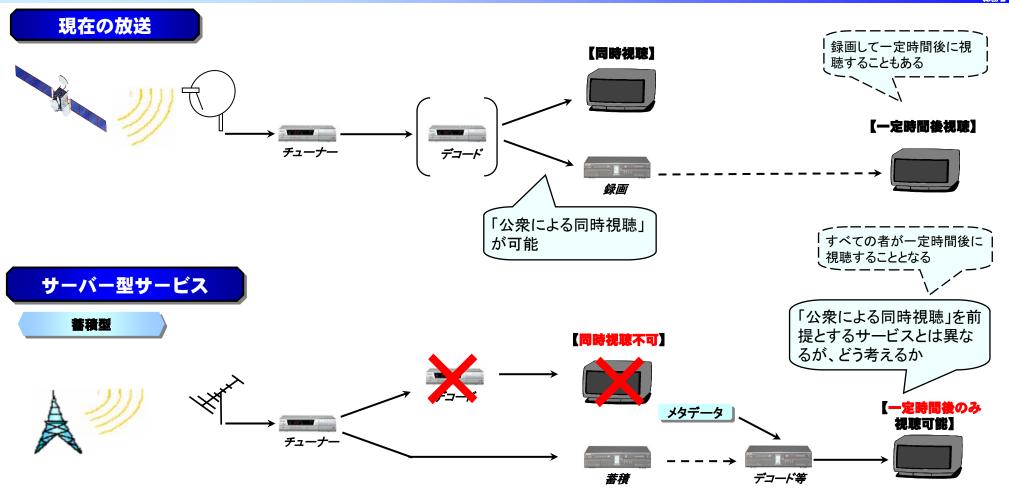
キーワード検索 を行い、必要な 部分を取り出し て編集してから 視聴





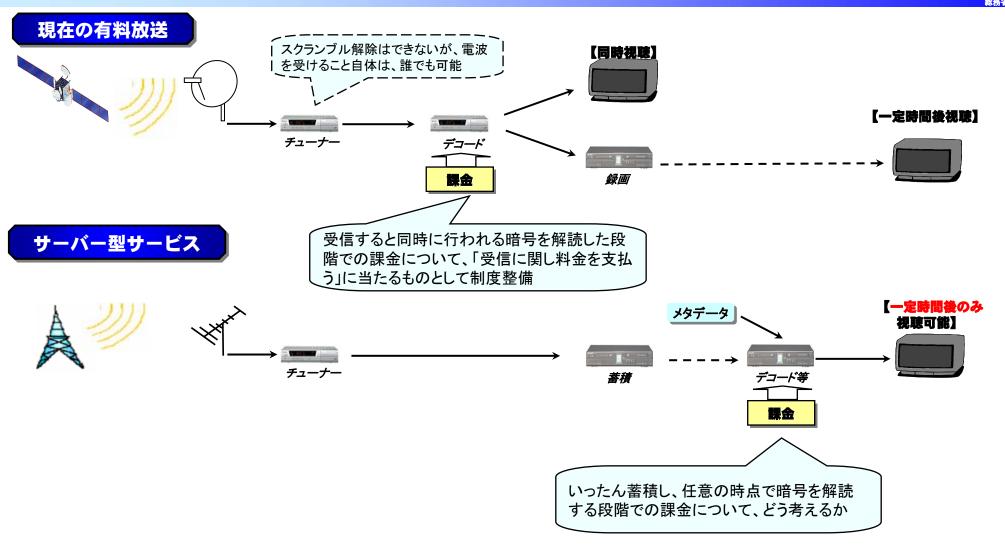
関連番組の結合や、ダイジェスト版による予 習・復習が可能

# V-3 サーバー型サービスと「放送」との関係



「放送」…公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信

# V-4 サーバー型サービスと「有料放送」との関係



「有料放送」…①契約により、②その放送を受信することのできる受信設備を設置し、③当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によって受信されることを目的とし、④当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送

# 現在の有料放送

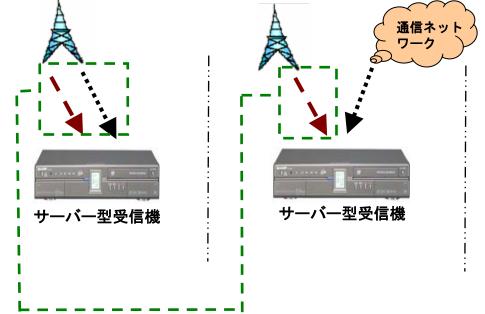
# 受信機・デコーダ

「有料放送」としての規律の対象

# サーバー型サービス

# 本体は放送、メタデータは通信

# 本体もメタデータも通信



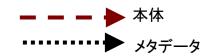


サーバー型受信機

・ 放送波で送信される部分が「有料放送」としての規律の対象

本体もメタデータも放送

・ 通信で送信される部分と一体となって提供される場合の規律の在り方についてどう考えるか



# V-5 NHK経営計画におけるサーバー型サービスの位置付け

総務省

# 「NHKの新生とデジタル時代の公共性の追求 平成18年度~20年度NHK経営計画」 (平成18年1月) (抄)

- 3. 平成18年度~20年度の事業運営方針と主な事業展開
- 3-3 デジタル技術を活用した新しいサービスの開始
- (2)サーバー型放送サービス

#### サーバー型放送サービスの開始

◆ サーバー型放送サービスは、大容量の蓄積装置(ハードディスク)を備えインターネットに接続されたデジタル放送受信機に向けて行う、全く新しいサービスです。 現在、デジタル放送やインターネットを通じてテレビ番組を見るためには、それぞれ別の受信機や装置が必要です。しかし、サーバー型放送サービスの受信機が登場する ことにより、放送によるサービスもインターネットによるサービスも一台で受けることができるようになります。

蓄積を前提とした放送とインターネットを利用した映像コンテンツの提供をあわせて行うことで、放送と通信の長所を取り入れた新しいサービスの誕生が期待されています。

- ◆ サーバー型放送サービスには、メタデータと呼ばれる番組に関連した情報が付加されます。番組は、メタデータとともに、放送やインターネットによって提供され蓄積される ため、そのメタデータを使い、例えば、知りたいニュースを好きな時間に見るといった視聴が可能です。
- ◆ この新しいサービスを実施するには、番組を放送だけではなくインターネットでも利用できるようにするための新しい著作権ルールが必要です。このルールの確立について 関係者と具体的な検討を進め、サービスの開始にむけた準備を進めます。

また、サーバー型放送サービスでは、受信機に蓄積される番組の視聴回数や視聴期限を決めて利用いただくことなどを検討しています。さらに、番組の不正な流通を防止する仕組みも必要です。関係者とともに、新しいサービスの利用制御システムの開発を進めています。

- ◆ 著作権処理をはじめ、こうした準備を整えることにより、
  - ・スポーツ中継を放送で視聴しながら受信機に蓄積し、メタデータの情報に基づきハイライトシーンだけを選んで別の時間に視聴する
  - ・見逃した番組や過去の名作を、メタデータの情報に基づいてリクエストし、インターネットを通じて受信機に蓄積して視聴するなど、視聴者のみなさまにとって便利で受益感の高いサービスができるようになります。
- ◆ NHKがサーバー型放送サービスを行うには、NHKのインターネット利用に課せられている制限の緩和や、インターネットの活用などに関してNHKの事業範囲を規定している放送法の改正が必要です。

NHKは、現在実施しているデジタル放送とインターネットを結びつけたサーバー型放送サービスを、専用の受信機が登場する平成19年度中に開始したいと考えています。

#### 4. デジタル時代のNHKのあり方を追求

## 4-2 NHKの財源のあり方の検討

#### 新しいサービスの経費負担のあり方

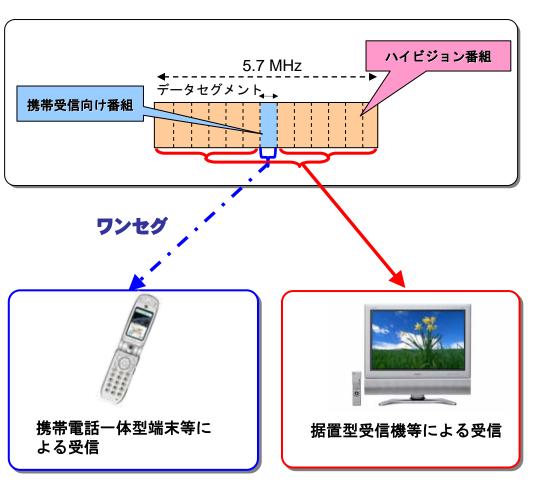
- ◆ これからのデジタル時代には、進歩するデジタル技術を生かして、放送が通信と連携する新しいサービスが誕生します。 こうした新サービスの中には、利用を希望されるみなさまに限定したサービスとして実施することがふさわしいと考えられるものもあります。 例えば、サーバー型放送サービスの実施にあたっては、設備整備やメタデータ制作、コンテンツの権利処理などに一定のコストがかかります。 このような経費に受信料を使うことは、かえって公平ではないとも言えます。サービス経費は、サーバー型放送サービスの専用受信機に組み込まれる予定の利用制御システムを使った有料課金方式など、利用に応じて、受益者のみなさまに負担していただくことも合わせ検討する必要があると考えます。
- ◆ 新サービスやその財源などについては、「デジタル時代のNHK懇談会」をはじめ幅広くご意見を伺いながら、デジタル時代の公共放送の役割や受信料で行う事業範囲と合わせて検討します。

サーバー型放送サービスに関しては、NHKの事業範囲を規定している放送法など制度改正が検討されれば、それに合わせ、実施にむけた準備を進めます。

# V-6 携帯端末向けサービス(ワンセグ)の概要

# ワンセグの特徴

地上デジタル放送では、1つのチャンネルを13個のセグメントに分割して、映像・音声・データを伝送 中央の1セグメントを用いて、携帯端末向けサービスを実施



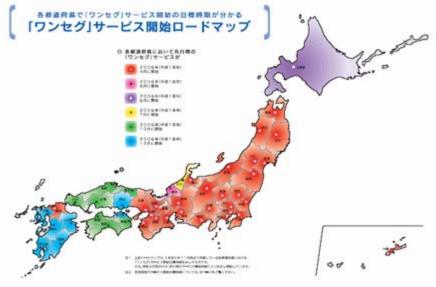
# サービス開始の予定

平成18年4月、三大広域圏等から、「ワンセグ」サービス開始

12月には全国に拡大予定

(参考)4月1日から「ワンセグ」の放送を行う放送局数

- •NHK 42局中24局で開始
- ・民放 127局中30局で開始



# ○ 平成11年12月に地上デジタルテレビジョン放送の技術基準を策定

# 1 放送方式の概要

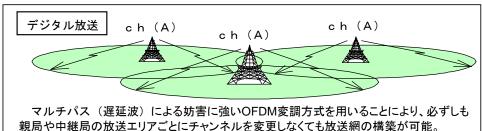
		技術基準		
情報源符号化方式	映 像	MPEG-2 Video (映像フォーマット: 480i, 480p, 720p, 1080i)		
	音 声	MPEG-2 Audio AAC (Advanced Audio Coding)		
	変調方式	OFDM(DQPSK, QPSK, 16QAM, 64QAM)		
│ 伝送路符号化方式 │ │	誤り訂正 方 式	外符号:リードソロモン(204、188) 内符号:畳込み符号(符号化率:1/2、2/3、3/4、5/6、7/8)		
多重化方式		MPEG-2 Systems		
スクランブル方式		MULTI2		
周波数帯幅		5.7MHz		
伝送容量(標準)		最大約23.2Mbps(約18Mbps)		

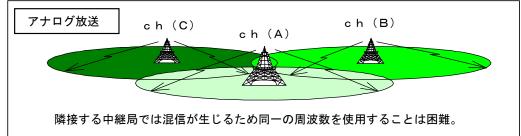
# 2 放送方式の特長

- (1) 6MHzの帯域幅の中でHDTV放送又は多チャンネルSDTV放送を実現可能
- (2) 固定受信向けと携帯・移動受信向けの番組を随時組み合わせた放送や携帯端末での部分受信が可能
- (3) マルチパス(遅延波)による妨害に強いOFDM(直交周波数分割多重)方式を採用することにより、SFN(単一周波数中継)が実現でき、周波数の有効利用が可能
- (4) 国内における他のデジタル放送メディアとの整合性の確保、共用受信機の製造の容易化、今後の通信やコンピュータとの融合によるマルチメディア放送にも対応可能とするよう、放送メディアの物理特性に依存する伝送方式等を除き、可能な限り技術基準を共通化。

# 3 SFN (単一周波数中継) のイメージ

一定の条件の下で中継局においても親局と同一の周波数を利用することが可能となる。周波数の有効利用に寄与。





# V-8 地上デジタルテレビジョン放送方式の日欧米の比較

総務省

		日本	欧州	米国		
方式	方式名 ISDB-T		DVB-T	ATSC		
搬送波		マルチキャリア(C	シングルキャリア			
スペクトル形状		1セグメント×13個 (約429kHz)  B	◆ 7/8MHz幅 → 月	A		
キャリアミ	変調方式 	DQPSK、QPSK、16QAM、64QAMから選択	QPSK、16QAM、64QAM、MR-16QAM、 MR-64QAMから選択	8VSB		
セグメント単	位の運用	階層毎に変調方式を指定可能	×	×		
チャンネ	トル間隔	6MHz(7又は8MHzへ適用可能)	7又は8MHz(6MHzへ適用可能)	6MHz(7又は8MHzへ適用可能)		
多重方式		MPEG-2 Systems				
圧縮     映像       方式     音声			MPEG-2 Video			
		MPEG-2 Audio(AAC)	MPEG-2 Audio(BC)	ドルビーAC3		
マルチパス妨害		0	0	×		
SF	FN	0	0	×		
部分受	信(*)	0	×	×		

<sup>(\*)</sup>部分受信:テレビ音声やデータ等が中央の1つのOFDMセグメントにより伝送されている場合に、特にこの部分だけを携帯端末等により受信すること。

# V-9 携帯端末向けサービス(ワンセグ)の音声方式の概要

	通常の地上デジタルテレビジョン 放送の音声	ワンセグの音声	(参考) 地上デジタル音声放送		
ビットレート (運用例)	192kbps	48kbps	312kbps(1セグ) 936kbps(3セグ)		
符号化方式	MPEG-2 Audio AAC				
ビット長	32kHz·48kHz共に16bit	24kHz·48kHz共に16bit	32kHz·48kHz共に16bit		
スクランブル方式	MULTI2	なし	MULTI2		
多重化方式	MPEG-2 Systems				
誤り訂正方式 外符号(リードソロモン符号)+内符号(畳			符号)		
伝送(変調)方式 (運用例)	OFDM (64QAM)	OFDM (QPSK)	OFDM (QPSK)		
伝送帯域幅	5.7MHz	429kHz	429kHz(1セグ) 1289kHz(3セグ)		
使用周波数帯	UHF	UHF	VHF		